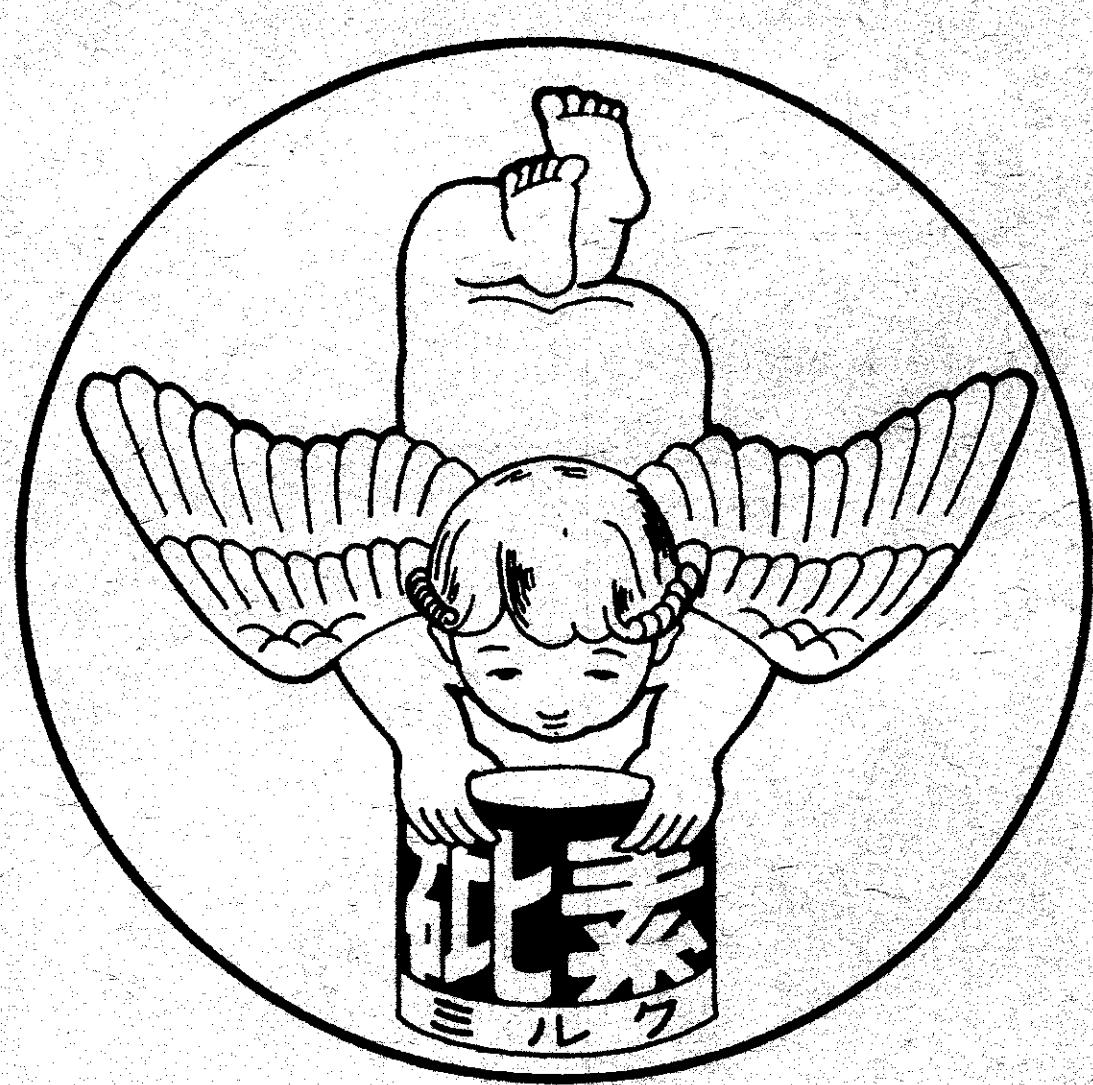


砒素ミルク 2

「守る会」18年のたたかいの原点
被災者同盟の記録

砒素ミルク製造会社「森永」とその犯罪
を支えた一切を告発する会(森永告発)



目 次

森永ミルク被災者同盟全国協議会

図 版

結成協議会 全協の発展 四

森永本社との直談判

四

森永ベータードライミルク
陰の参謀 偉大なる宣言

四

一 森永の不誠意を怒り出張所に押寄せた被災家族達

五 森永ベータードライミルク

五

二 家族大会のスナップ（岡山同盟）

六 岡山同盟の波紋

六

三 合同慰靈祭に捧げられた各界の弔辞

七 五人委員会

七

四 被災家族の街頭デモ行進（岡山同盟）

八 合同慰靈祭

八

（一）森永ミルク事件史

序——暗い夜明けに贈る

九 五人委員会

九

前篇 発端より交渉決裂まで

十 血戦

十

一 M.F.の疑惑

一一 血戦

一一

森永ドライミルクM.F.による乳児砒素中毒

一二 血戦

一二

事件

一三 血戦

一三

二 全岡山県砒素中毒被災者同盟の結成

一四 血戦

一四

決起大会 慰籍料二五〇万円

一五 血戦

一五

三 全国組織の発足

一六 血戦

一六

二九

二〇 血戦

二〇

森永ドライミルクM.F.による乳児砒素中毒

二一 血戦

二一

事件

二二 血戦

二二

二 全岡山県砒素中毒被災者同盟の結成

二三 血戦

二三

決起大会 慰籍料二五〇万円

二四 血戦

二四

三 全国組織の発足

二五 血戦

二五

二九

二六 血戦

二六

実力行使の決議　全森永製品の不買運動

全国の蜂起

- 十一 後遺症と余病併発症の問題……………二〇一

- 十二 三木・七海会談……………二〇八

三木全協委員長の遊説

全国協議会の動き

- 十三 岡山同盟の動向……………二三

まぼろしの

森永保健文化センター

民事法廷における森永告発

- 十四 全国協議会の解散……………二九

妥結案の成立　岡山同盟の分裂

全協の解散

- 十五 動乱と二つの路線……………二六

岡山同盟の解散

岡山県森永ミルク中毒の子供を守る会

- 十六 精密検診の実施と全国世話人会議……………二三

精密検診　全国世話人会議

十七 『森永奉仕会』成立の内幕……………一四六

子供を守る会の斗争　森永奉仕会

- 十八 今後の問題点……………一五三

砒素中毒の研究

砒素中毒予後の診察・医療・研究機関

- (附) 森永ミルク事件の資料と真相……………一五九

- あとがき……………一六二

- (二) 「森永ミルク中毒のこどもを守る会」一五五

結成以後の発文書一覧表

- (三) 陳情書……………一九一

- (四) 岡山県衛生部……………二〇七

昭和三十年に発生した粉乳ヒ素中毒の

その後の経過について（厚生省への回答）

- (五) 森永砒素ミルク中毒事件年表……………二三五

- あとがき……………二四〇

森永ミルク事件史

森永ドライミルク砒素中毒事件の
処理をめぐるエンゼルマーク森永
資本と被災者同盟の斗争について

岡山縣森永ミルク中毒の子供を守る會



写真 1 森永の不誠意を怒り出張所に押しかけた
被災家族達（岡山・撮影者 平田孝雄）



写真 2 热心に聞き入る被災家族の表情
(昭和30年9月・岡山同盟家族大会 撮影一平田)

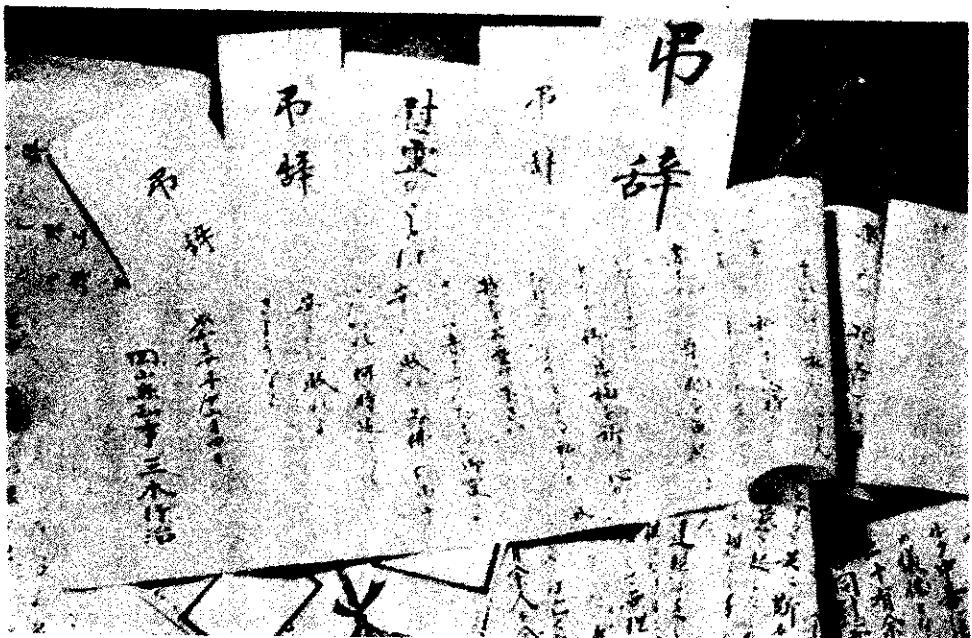


写真3 合同慰靈祭に捧げられた各界の弔辭
(岡山同盟・撮影者 平田孝雄)



写真4 被災家族の街頭デモ行進
(昭和30年12月・クリスマス・岡山 撮影一平田)

序——暗い夜明けに贈る

毒を盛つて人を殺せば死刑になる。これが世の常の道である。しかるに、罪なき一二八の幼い魂を奪い、一万二千人の乳児を傷つけ、人類史にその例を絶する大毒殺事件を引き起した森永乳業は、驚く勿れ無罪になろうとゆうのだ。而も今日、数百人のいたいけな赤ちゃんが終生の不具者に運命づけられんとし、会社はこれを闇に葬らんとしている。

暗き夜には、政府も新聞も、医者も辯護士も、検察官も法廷も、こぞつて大資本の前に叩頭するのかも知れない。

だが、歴史は欺かれないし、買収もされない。

『我々が刀折れ矢尽きて斃れても、森永は永き世の末までも罪名を拭われない』と、被災者は叫んだ。大資本の暴虐に泣く者の涙はもう私達の子が最後でありたいと念じ、永き世の人々が私達の運命を過去の悪夢と觀ずる日の必らず来ることを信じつゝ

私達の血と魂とを捧げて歴史の審きに委ねたために、この書は綴られた。

岡山県森永ミルク中毒の

子供を守る会

一九五七年八月二十四日　事件の二周忌に際して

前

篇

發端より交渉決裂まで

— M F の 疑 惑

森永ドライミルク M.F. による乳児砒素中毒事件

事件は故意に公表を遅らせられていた、と信すべき理由がある。しかも、そのために被害が倍増し死亡者の列に更に何十人かの罪なき乳呑子を追いやつてゐる最中においてである。一九五五年、全日本不幸なるトップ・ニュースとして一世を震憾させた森永ドライミルク砒素中毒事件は、乳業独占資本の非道な殺人的商業打算に依つて種を播かれ乍ら、彼らの暴虐に依つて逆に被災者が打ちのめされて行くとゆう暗黒な悲劇として、まことに文化日本の象徴たるにふさわしい奇怪な事件であつた。

その年の八月二十日、山陽新聞（岡山）は次の記事を掲げた。「人工栄養児に奇病！——原子病に似た症状」岡山県下に多数発生！

岡山県下に八月初め頃から生後四ヶ月の人工栄養児に三十七、八度の熱がつゞき、皮膚が黒くなつてはがれ、肝臓が大きくなれば貧血症状を起すとゆう原因不明の奇病が多発し、うち一名は原因不明のまま死亡している。云々。」そして浜本岡山大学医学部小児科教授談として「この患者は非常に多い。從来知られている症状のいずれにも合致しないものである。原因が分らないのであらゆる検査をして一日も早く究明したい。」

この記事は、それまで既に数十日間とゆうもの、各所で散發的に囁き交されていた数万人の親達の己が乳児の健康状態に関する名状すべからざる苦惱と不安とに一つの統一的概念を与えたとゆう意味で、事件の前奏曲として、或いは序曲として、大きな影響と動搖とをもたらしたものであつた。浜本教授に対する人々の視線はさながら神に対するそれの如くであつた。

ところが八月二十四日、岡山県衛生部が突如として森永ドライミルク（M.F.）による砒素中毒の事実を公表し、製品の販売停止、森永乳業徳島工場の閉鎖を指令してから、事件は全国的な動乱状態を呈するに至つた。

「ドライミルクの恐怖」なる大見出しが全面を貫いたその日の夕刊岡山の紙面を見た者は、胸の中にギヨツとゆう音を聞いた。そして翌日の全新聞が各面をこぞつて、「恐怖拡がる粉乳中毒禍」「奇病の原因はドライミルク」「人工栄養児は全員検診を受けよ」「被害は西日本全域に」「各地に死者続出」とあらん限りの恐怖をかき立てたものだから、一切の乳児の親達は、草木もなびく勢いで病院え保健所えと総動員をかけられたのであつた。

その前後一週間ばかりとゆうものは、すべての人々の頭から、国際政局も国内政治も、放火も殺人も一切含財洗い去られて、どこでもかしこでも、話題は唯、ドライミルクと砒素中毒で持ち切りとゆう有様で、日本赤十字社岡山病院の如きは、廊下も控室も入院患者でギツシリ満員となり、外来患者の行列は市街電車を立往させ、果ては救急車を動員して患者を送り出し、奔流する外来の大群をさばかねばならなかつた。

偉大なる廣告主「森永」に対する商業的顧慮は一切の商業新聞・民間放送をして大動乱の最中にも極度の冷静さを保たしめた。見出しの大活字には「森永」という文字は絶えて見られなかつた。それ故にこそ、被災者はもとより関係のない親達も騒動の渦にまき込まれねばならなかつたのである。一時的にせよ全國民にこのような迷惑を及ぼしながら、その間森永は一体何をして来たであろうか？

八月初め、日赤岡山病院小児科医長矢吹曉民博士は、森永乳業徳島工場の責任者に「貴下の工場の製品で奇病が発生している」と警告を発した。森永側の回答は「事実無根の営業妨害に近い」とする脅迫的逆警告であつた。しかも森永側はその後、「奇病の原因が、己が工場で秘密裡に使用している工業用の粗製第二磷酸ソーダにあることをうすうす感じ、あわてて市中薬局を廻つて局方薬を買あさつた。」（山陽新聞）

日赤岡山病院小児科のレヂスタンスは、森永ドライミルク使用と奇病乳児の病状とに関連するデータの作製と、何も知らない赤ちゃんの親達にこつそり使用ミルクの転換をすすめることであつた。医者がここまで悲壯な決意をしているにも拘わらず、行政措置で被害の拡大を喰い止め、被災乳児の速かな救恤を行うとゆうことを、森永は全力を上げて阻止したのであつた。すなわち、「八月二十二日午後三時、岡山大学病院医局では『砒素』であることが分つたので、みんな相談して、人道上の大問題であるから直ちにラヂオ放送して全国の被災者に知らさねばならないことを浜本教授に告げた。しかし彼は放送せずに帰つた。それは森永営業部より『営業上困る』との圧力が加わり、放送出来なかつたのである。」（部落解放同盟岡山県連合会機関紙社会保障ニュース）

「何人かの赤ちゃんの尊い命が助かるか助からぬかとゆう時に当つて、何故このようなことが行われるのか？ 何故、森永の圧迫に左右されねばならぬ条件があるのか？ 各大学小児科の権威者が大低森永と極めて眞懇であるとゆうことは、彼らの膨大な研究費が乳業独占資本の援助によつているとゆう陰の結びつきがあるからである。しかし乍ら、このような封建的な殻を破り、これを社会問題にまで発展させた医局を始め若い医者の努力は涙ぐましいものがあつた。今度の事件ぐらいみんなが心を合せて真剣にとり組んだことはなかつた。この内部の医者と患者の団結の力が遅れ走せ乍ら『砒素』を公表するまでになつたのである。」（前掲紙）

八月二十四日の岡山県衛生部の発表で最早抑制の利かないことを觀念した森永乳業は、二十五日の各新聞に「お詫びとお願ひ」とゆう大広告を発表した。それには、『原因の判明次第、全力を上げ誠意を持つて善処する所存である』とゆうこと。『ベーター（乳糖入り）ドライミルクはこの種の心配はありません』とゆうことが書かれてあり、心ある人は誰しも、森永が新聞社に実弾（現金）を打ち込んで記事の規正を企てていること。原因が判明しなければ（とゆうのは、ミルク中の砒素の混入経路が全く不明で、責任の所在もまだハツキリしなかつたので）、全力も上げねば誠意も持たず善処もしないだらうと考えられること。M.F.はお止めになつても、ベータードライミルクはお買いなさいとゆう危険千万な商魂（後掲、「ベータードライミルク中毒問題の経緯」参照のこと）だけは依然として堅持し、中毒事件も会社の良心には何ら影響力を有しないこと。等を容易に直観出来るものであつた。

それ故にこそ、行政庁の指令に依つて森永から持参されたドライミルクの原料十三種の分析からは砒素は全く検出されないので、検査陣は全く迷つてしまい、後日偶々徳島工場で見つけられた添加物第二磷酸ソーダ（工業用薬品で赤い汚れたもの）の木箱がもし出なかつたなら、会社は見事に原因不明の迷宮に逃げてしまえたわけだつた。「奇怪なことには、原料を調べた際に森永の会社はヒ素を抜いた製品を持つて来るなど、被災者が毒殺に等しいと云つてることを裏書きする行動を取つてゐる。」（前掲、社会保障ニュース）

右のような次第で、森永は第一段階の工作として、奇病が森永製品に原因するとゆう事実が出来上らぬよう全力を傾注し何らかの方法で有耶無耶にしてしまおうと大堤防を築いた。ところが、巨大な販路と全国的な消費網とが自ら災してそれは被害を拡大する過程において決潰してしまつた。

被災者——森永の愛用者——が会社のこのような卑劣な行動に対して深い不信感情を抱いたのは寧ろ当然である。更に、砒素中毒が森永の製品によるとゆう厳然たる事実が公的に確認されたにも拘わらず、会社はそれが原料や製造過程に起因するものではなく全く他の原因だとゆうことにして責任を逃れようと第二段の作戦を企図するのみで、現実の被災者の犠牲には一顧をも与えなかつたのであるから、各病院の患者の間に憤激の思念が刻々と高まつて行くのは当然の順序であつた。会社の再度の企図が破産し、天命が下つたのは八月末であつた。会社は遂に三十一日の全国新聞に「謹んでお詫び申上げます」とゆう大広告を発表し、『事故の原因は製造工程中に使用した安定済について厳密な検査を逸していた点にあることが判明して慚愧に耐えない』と白状し、『死者に対しては出来るだけ

弔慰をし、病床の赤ちゃんには出来るだけ充分の治療をしていただける方法を講ずる』と声明せざるをえなかつたが、生命がけの想いで入通院している乳児の親達は、既に森永の冷酷さの本質を直觀し広告文のカラクリを見抜いてしまつてゐた。大衆の本能とゆうものは實に恐ろしいもので、「被災者は團結して自衛の斗いに立ち上らねば子供は殺されてしまう」とゆう考えは既に事件当初から囁かれていた。怒りのガスは日に日に濃くなり、いつしか発火点に達してゐた。誰が火をつけるか、どうゆう方法でみんなの要望を結晶させるかだけが問題であつた。

部外者は、事件発表後わずか三、四日でもう被災者同盟が組織されたことに驚嘆してゐる人が多かつたが、実はそれまでの數十日間に亘る病氣と家庭の苦しみとが、県当局の公表と共に俄かに昇華したわけである。

狼烟は日赤岡山病院の二階第二十七号室のお母さん達に依つて射ち上げられた。八月二十七日の夜明け時に、板野茂子、西崎訂敬、岡崎幸子ら数人の父母は、「長期入院、二時間毎のバル、メチオニン、ペニシリン、ストマイ等の注射で、赤ん坊はどうなることか分らないし、家庭は破産する。座して空しく運命を待つか、立ち上つて全患者を結集するか、道は二つに一つしかない。私達は後者を選ぼう」と大いなる決意をしたのだつた。そして、主意書と署名簿の作製を岡崎哲夫氏に委頼する。岡崎幸子氏外の人全病院の署名を集め、岡崎ゆり子ちゃん外の赤ちゃんは同室のお母さんが交替で看病するとの手筈がきまつた。

既に無人の廢屋の如き、昼尚真暗な自宅に帰つて岡崎氏は主意書を作製した。その全文は左の通り

である。

森永ドライミルクに依る

被災家族中毒対策同盟主意書

森永ドライミルクの中毒によつて被災された全患者、死亡者並びにその御家族に対し、私達は衷心より同情と哀悼の意を表し、併せて私達の愛児の生存権と自後の健康上、生活上の万全を期する為に団結して斗うため、左記の主意書を発表して、全患者家族並びに関係当局及び全國民に訴えます。

思うに現在の若き母親達は先の太平洋戦争末期の餓餓的食糧事情の下、「滅私奉公」の美名の下に苛酷な勤労動員を強制されたり、敗戦後の苦難な環境の中に成長し近年やつと母親になつた者が多く、その体位は概ね低下している為に母乳不足を訴え勝ちであり、人工栄養児の驚くべき多数を生み出しております。

この時に当り森永ドライミルクは森永製菓の長い伝統と社会的信用の上に育てられ、且右の如き戦後の事情の流れに乘じ、併せて、「全国最優秀健康優良児は森永ドライミルクの愛用者である」とゆう「統計入り」誇大広告を連続的に実施し、医家・保健所等においても「ミルクなら森永」を推奨されるなど、あだかも森永のミルクを常用せねば健康優良児にはなれないかの如き錯覚すら生ぜしめて現在の如き驚異的普及を見ていいるものであります。一方、森永は著名な医学博士を筆頭とする膨大な研究陣を擁し、全国の愛用者にその製品に関する絶対信頼の念を植えつけて来ています。

今回突如として斯様な事件を引起したことを考へると、私達の心は暗懼としてウソ寒さを感じるものがあります。私達は「研究陣」とは一体何のためのものか疑いなきをえません。更に現在迄に公然化された諸種の事実をもつてしながらも、謝罪・補償等の処置に関して会社側は未だ何らの意志表示も行われず、私達被災家族の心は

疑心暗鬼、あわよくば会社側は損害を最少限に止めるべく頗るかぶりをしてしまわれるのではないかとも思われ、私達は怖れ且憤激しているものであります。

今回の事件は、人道上社会道德上、未曾有の不祥事件であり、些かともあいまいな点が残されるとするならば結果は被災者のみの苦しみたるに止まらず、また一商事会社の死活問題のみでなく、今後の国家社会生活上に致命的な不幸が残ることになろうと思惟されます。私達被災家族同盟は関係方面に対し、責任の明確な公表、適切な処置の速かな実施を要望し、結束して訴える次第であります。

同 盟 の 要 求

一、私達の同盟は、國家及び県当局がその指導的立場と責任とにおいて今回の事件を処置されて遺憾の残らぬよう要求致します。

二、今回の事件は明らかに業務上過失致死傷害であり、國家警察、保健機関当局に対して今回の砒素混入経路が牛乳、添加物、生産工程、製缶技術工程、等の何れにありやを速かに調査し、責任の所在を明確にして、今回の事件の処置並びに今後の場合の予防に努力されるよう要望致します。

三、同盟は森永側に対し左の要求を提出致します。

- ①治療費、通・入院費、療養費の全額会社負担。
 - ②砒素の沈着等による肉体的異常・後遺症・及び後年乳児成長の暁、明らかに今回の中毒が原因となつて発病乃至不具化した場合における補償的措置。
 - ③患者並びに家族の蒙つた物質的・精神的損害の補償。
- 四、私達は日赤始め各病院当局の方々の涙ぐましい御奮斗を目のあたりにし、信頼と安心とをもつて愛児をお委

せすることが出来ます。私達は筆舌につくせぬ感謝の念を抱いていることを皆様にお伝え致します。と同時に被災家族の殆んどは牛糞を抛つて愛児の為に奔走しておりますので、前項に掲げたように、治療費に関しては速かに森永側と交渉して費用の捻出に頭を痛めなくても済むような処置を構じて戴きたいと思います。

主意書は直ちに県知事以下の行政当局、県下の各大病院に宛てて発送された。日赤の署名運動はその夜の中に入院者の殆んどを糾合してしまった。岡崎幸子氏の奔走は特筆に値するものであつたが、同時に各病室の入院者が如何に自發的協力の熱意を示したかも見逃せない所である。毎日一千円に近い治療費や通院費を現金で払わせられる通院者の行列は狂氣の如く署名簿を奪い合つた。三階の廊下に我が子を入院させていた歯科医師の平田孝雄氏は「実は私も我慢出来ない氣持でいましたが、主意書を読んで感激し、ハツと決心しました。主意書の線で徹底的に斗いましょ。」と申入れて來た。

平田氏の言は当時の被災者の氣持を代表するものであつた。対策同盟主意書を貫く人道主義の思想と要求との基本線は世論の支持を獲得すると共に、その後における被災者の斗争の主軸となつた。署名運動は日赤病院の全入院者通院者に警鐘を打ち鳴らし、彼らに斗志と希望とのある統一意識を抱かせる上において巨大な効果があつた。そして各新聞の記者が大挙して第二十七号室に押し寄せた頃には既に署名は百数十人にも達していた。

「被災家族同盟結成さる！」のニュースは新聞・ラヂオを通じて翌日直ちに全国に報導された。各新聞の記事は極めて同情的で「親達の不安を除こう為」（夕刊岡山）のものだと評価し、「日赤病院

の同盟を第一号として各地に同一組織が陸續と発生するだろう」（山陽）と期待し、この組織が如何に発展し、今回の中毒に特有の後遺症にまでからむ困難な補償問題とどう取り組むだろうかとゆうこと大きな関心を集中（朝日）していた。そして砒素中毒事件の今後の主要テーマは後遺症の問題と同盟の動向であるとゆうことに世論は大体一致した。

火は遂に燎原に放たれた。日赤病院の患者の動きは全国の注目的となり、第二十七号室は組織・連絡・宣伝本部の観を呈した。

二十九日には岡山大学病院の患者が秋山徳治氏（教員）を中心として同盟の発足を宣言し、三十日には倉敷中央病院の被災者が日赤病院の主意書を以つて基本要求となすことを発表した。県下の被災者の感激と支持の書翰が山となつて送り込まれ、遠く東京奥多摩の人までが、「己が利益の為何万人を傷める暴虐殺人犯森永の不誠意を徹底的に討つて下さい」と激励して来る仕末であつた。主意書は壁に貼られるし、来訪者と電話とがひつきりなしの為、日赤の事務長は極めて不機嫌であつたが、看護婦さん達は大いに母性愛を發揮して、何回となく二十七号室に足を運ぶ勞を惜しまなかつた。

このような事態に面して、八月三十一日、森永乳業は患者の治療費と入院費の全額会社負担を発表した。しかし、それがものの五日も前に発表されたならば或いは与えたかも知れない効果が最早全然なかつたのである。森永側の善意と恩恵に頼ろうと考える被災者は極めて少なかつた。人々は、要求書の三原則を貫遂するまでは矛を納めないとゆう熱烈な斗志を表明した。

八月三十一日開催された日赤、岡大、倉敷中央の三病院の代表者会議では、県下全被災者の要望を

反映する次の諸事項を決定した。

一

我々の斗いは非常に苦しい長期の斗争になるかも知れないので、民主主義の基本原則に基づく

全県総決起大会を行う。

二

同盟の主体的團結力は入院者にある。従つて集団退院の行われる以前に全県組織の確立を行わねばならない。

三

現在の被災者の斗志の盛り上りは時間の空費を許さず更に拍車をかけて行かねばならぬものである。依つて、決起大会は九月三日に決行し、あと二日間の時間を最大限に利用し、万難を排して大会を成功に導くべきである。

四 新聞社に通報して記事を出して貰う。

五 入院患者は一人残らず動員する。

六 入院患者一名に付五十円の資金カンパを行う。

——各代表者は直ちに行動を開始した。各病院ではすでに各室に自動的に世話役が生れていたのでアジ・ビラの配布も、資金徵集も極めて短時間に且組織的になされると迄になつていた。そして九月一日の各新聞は、全県被災者の総決起大会が行われ画期的な運動が展開されるだらうと報導した。

二 全岡山縣砒素中毒被災者同盟の結成

決起大会

人々のみのものでなかつたことは、社会意識の有機的な連帶性を見事に証明するものとして斯様な斗争の場合に特にハツキリと分るものである。九月三日の総決起大会は、各代表者の非組織人たるが故の一切の杞憂を乗りこえて、極めて劇的に、盛大にして熱狂的に繰りひろげられたのであつた。既に定刻二時間も前から參集被災者が陸續と流れ込み、それは連日あれ程混雜していた各病院が空になるほどのものであつたのだ。放送局のマイクは林立し、記者、写真班は忙がしく出入した。「皆様の力強い発展をお祈りする」とゆう郡部の死亡者・被災者の親達からの激励電報がつぎつぎと届けられ、大衆診療所のメツセーデが送られて來た。「私達医療に従事する者も、森永乳業の非道な商業政策に限りない怒りを覚える。私達は皆様の正当な賠償要求と政府に対する適切な処置を取れとの要請を全面的に支持し、今回の事件で端的にバクロされた我が國の政治の貧困に対し、相共に斗い、国民の健康と生活とが十分に守られる日の一日も早からんことを切望する。」

会場たる岡山県歯科医師会館の大講堂は勿論、玄関や受付の辺りまでも、混雜は益々ひどくなり、参加者名簿は一見して県下全地域の被災者の参加が確認された。

昨日までは一人一人ばらばらの苦しめる個人であり、行政当局に期待し、森永の善意と恩恵にのみ頼らねばならなかつた被災者が、今日始めて一つの大きな団体として、超人格として、自らの運命を自らの手で処置して行く能力を有するものに生れ変つたのだ。

しかも世論は熱烈に支援して呉れている。人々の胸は自ずと高鳴るのを抑えられなかつた。同盟の歴史は輝やかしい一頁を開いたと云いうるであろう。

大会の司会者は日赤代表・岡崎哲夫（商業）、平田孝雄（医師）両氏、議長は村上功（教員）、倉敷中央代表）、針谷俊雄（土建業・岡大代表）の両氏であつたが、何れも素人であつて、しかも延々五時間に亘る大会が見事に有終の成果を以つて終えられたことは、大会の雰囲気が如何に熱狂的であり自発性に充ちみちていたかを示すものであろう。会議の主点は要求事項の審議と斗争方針の確立とであつた。

一、対策同盟主意書を全面的に承認し、更に附帯事項を追加する。

二、会の名称を全岡山県砒素中毒被災者同盟と称し、毎月百円の会費納入者を以つて会員とする。

本同盟をもつて全岡山県被災者の唯一の利益代表機関として親任し、大会で選出された代表委員を最高執行部とする。代表委員の互選により委員長に岡崎哲夫氏を選出し、事務所は岡山市桶屋町一二八番地に置く。同盟は事件の最終的解決迄存続し、活動する。

終つて針谷議長より大会声明書が朗読された。

「今回の森永ドライミルク砒素中毒事件は、それが乳児の主食の問題であり乍ら、然かもそれが甚だしい不注

意と怠慢・更に営利会社のあくなき利潤追求によつて発生したものであり、私達被災者にとつては泣くにも泣けぬ終生の遺恨である。思うに現代の文明社会にあつては、人間の衣食住の大きな部分が大工場の量産に俟たざるをえず、この比重は社会の進歩と共に益々増大する運命にある。この時に当り、斯様な不祥事件の再発を絶滅する強力な措置が完全に実施されなかつたならば、私達の生活は根底から脅かされ、生きていることは全く的好運とゆう外はなくなるであろう。私達被災者同盟の要求が十分に満足され実行されるならば、世上一切の関係者達は大いに反省し緊張して自己の任務に注意を払うに違ひない。社会のあらゆる階層の人士はどうか私達の悲願達成に強力な支援を与えて戴きたい。」

長い夏の日がようやく西に傾き大会が閉幕すると共に、報導陣がワツと代表委員を取り巻いた。彼らは口々に云つた。「大成功だ！ 早く要求書を森永につきつけて呉れ。」そして彼らは「同盟は全国組織に発展させるのかどうか」とゆうことを持拗に聞き質さんと努めた。それに対しても当時はまだ「全国組織は理論的帰結であろう」と答える外はなかつた。他府県の被災者の動向は暗闇の如く全くわからなかつたのだ。しかし大会は次の如き諸点において、その後の同盟運動に測り知れぬ巨大な影響力を及ぼすことになつたのである。すなわち

一、被災者の自主的結合による正しい民主的組織であることを全國民に認めさせ、その支持をえた。

二、大会の盛況が全被災者に団結の魅力と斗争の意志と希望とを与え、執行部に多数の活動家を招じ入れた。

三、県下被災者の同盟加入が相つぎ、黒川克己（労働組合）、龜山末藏（商業）、綱島長吉（醸造業）諸氏（以上日赤病院）の奔走に依る積極的な集金で毎日数千円の会費が納入され、決起大会の集金（カンパ資金・寄附金・会費合計壹万数千円）と共に同盟の財政的基礎が一挙に確立した。同盟は一週間たらずで既に七百人を超える被災者を結集した。

四、九月四日の各新聞でデカデカと報道され、全国の被災者に組織化運動の強力な訴えをなし、全國組織結成の機運を急速に燃え上らせることになった。

慰藉料二五〇萬圓 決起大会のあとで、代表委員は直ちに森永乳業駐在員室を訪れ、同盟結成の挨拶をなし、今後会社と同盟と協議して速かな事件処理を行いたい旨を申入れた。会社側の回答は、「本社重役会の決定通り行う。同盟を患者の代表機関とは認められない。従つて協議はしない。」とやうものであつた。会社側の態度は同盟側を一拳に憤激させ、はしなくも激論が展開された。結局、九月六日中山取締役の来岡をえて第一回の団体交渉を開くことに決つたものの、仮借なき斗争を展開する外に解決の道はないとゆう気持が益々強固になつた。このような雰囲気の中で九月五日夜、歯科医師会館会議室で要求決定の秘密委員会が持たれたのである。論議の主要点は要求第三項の数字的裏打ちであつた。大阪では後々に至るまで要求額をハツキリ打出すのは交渉上まずいとの説が支配的であつたが、岡山では大会の委嘱があつたばかりでなく、特に同盟の態度を明確にして組織の一層の強化拡大を企図する気持が強かつた。とに角、世間も全被災者も同盟が幾らの要求を出すだろうとゆうことを痛々しいばかりの緊張をもつて注視していたのであり、この気持はどの代表委員も均しく身に感じ

ていたのだった。重大な決定であるので特に顧問辯護士・小倉金吾氏に列席して貰つた。

委員会の支配的空氣は、岡崎氏の主張である死者五十万円の慰藉料要求が最も妥当であるとの線であつたが、岡大代表の吉屋高吉氏が「五十万円を打出せば三十万円に値切られるから百万円と切り出そうじやないか。」とゆうわけで大勢は百万円と決した。所が、最終的に意見を聞かれた小倉辯護士が、「大体弔慰金慰藉料の算定には通常ホフマン方式を使うのだが、赤ん坊だから計算出来ない。で今迄の例で行く外はなかろう。丁度今、岡山市の旭川の渡船事故で死んだ小学生の訴訟が行われているが、親は市を相手取つて二百五十万円を要求し示談で七十五万円の線が出されている。だから五十万で負けるにしても二百五十分位の打出しが必要だ。」

代表委員達はそれではまだ不満で、もう一層の科学的根拠を見出すのに真剣になつた。「乳児の場合、日本人の平均年令と平均収入とで計算すればホフマン方式で行けるのではないか?」 小倉「そうすれば五百万円以上になる。」で、論議は三転して二百五十万円と決し、正当に評価される金額の半額を請求するとなつた。

この夜の歯科医師会館における決定はその後の同盟の斗争過程において全国的に實に重大な影響を及ぼし、亦、森永も社会もこれをめぐつて恐るべき動搖を起してそのために莫大な人的物的エネルギーを消耗する原因となり、その功罪ともに致命的なものとなつた。しかしその夜の会議においてそんなことを予感した人は一人もいなかつた。そしてこれは組織的社会運動に関する当時の代表委員達の無知を端的に表明するものであつたのだ。だが、『森永の冷酷と不誠意』に極度に激コーしている熱

い頭には、会社に対する憎しみと高揚するヒロイズムと、専門家小倉辯護士の明快な判定に裏付けられた絶対信念と以外には何もなかつたのである。

要求書は九月六日午後三時、森永商事岡山出張所の会議室において会社側代表中山取締役に手交された。それまでの会社側の陳辯はひたすら「お詫びのしようもない」の一点張りであり、主要点はことごとくはぐらかされてしまった。彼らの云い分は、「始めは岡山の極く少数の患者だけで、これら充分の補償も出来ると思つていたが、後から後から患者が発生して今では全国二十数府県に及び、七千人を超えてるので、到底手が廻らないし対策が立てられない。会社の経理は危機にある。何卒今実行している治療費支払いと、入院者見舞金一万円、通院者三千円だけで御勘辯を！」とゆうわけである。

「十分な治療をうけられるためには通院費を払つて貰わねばならない」「後遺症にはどうして呉れるのか？」——それに対しても、「本社の決定を待たねばならない。従つて何ともお答え出来ない。」蟻の這い出す隙もないまでに会場にビツシリとつめかけていた多数の被災者はその度びに怒りの声を発した。報導陣はさつぱり進展しない交渉ぶりにアツケにとられていた。空気は次第に険悪になつて行つた。患児を背負う母親達は泣き乍ら口々に窮状を訴えるのだった。会社側代表は、悲痛な状景と会社の立場との板ばさみになつて苦慮し、度を失つていた。綱島氏が云つた。「日赤病院でも子供の親は看護につききりで、沢山のオシメの洗濯などで困つており、疲れのため病気になるものさえ出ている。家政婦を雇うか、電機洗濯機でも買つてやれないものか？ そうゆう現実的な面の配慮が全く

おざなりだから患者の感情が悪くなる一方なのだ。』

代表委員達は一齊に岡島氏に視線を集中し、嫌な顔をした。そして『これから二五〇万円を出そうとしているのだ。みみつちい話しさ遠慮されよ』との紙片が彼の所に廻された。所が、会社側は渡りに舟とばかりに之に飛びついた。会社側としては尖銳な意識で全被災者が統一されることを何とかして防ぎたいとゆう気持が多分であつた。それは恐らく祈りに近いものであつたろう。「まことに御尤もな御意見で、私達の責任において早急に御配慮申上げたい。」（最も強固な結束を示した日赤、岡大倉敷中央の三病院の患者に対し、森永から大型の電気洗濯機が贈られ、ミルクや卵や玩具が配給されるようになつたのはそう云ういきさつからであつた。）

死者二百五十万円、重症者百万円の要求書をつきつけられた会社側代表は呆然自失のうちに顔色蒼白と化し、ものを云う力もなくしてしまつたのであるが、報導陣は一齊に色めいた。「ビッグ・ニュースだ！」彼らは飛ぶようにして帰つて行つた。

要求書の起草者岡崎氏の見解では、対森永要求の第一項・第二項が真実重大なのであつて、しかも第一項は会社との折衝次第でどうにでもなり、云わば交渉技術の問題であり、第二項の長期に亘る後遺症対策こそが極めて高度の意識水準と政治性とがなくては解決困難だとするものであつた。そして社会倫理上第三項は当然一般被災者にとつては比重の主力が置かれるべきものでなく、第一項、第二項の成行き次第に待つべきものであつた。唯、死者の家族にとつてのみ、第三項が唯一の関心事であるのだった。

ところが翌日の新聞は『補償要求額決定——死者には二百五十万円』と社会面のトップに大ニュースを打出したものだからたまらない。死亡者家族を始めとして、多数の親がどつとばかりに押し寄せて来た。同盟加入者は日に日にうなぎ上りに上昇した。同盟は完全にうけに入つたのだ。そしてそれと共に、暗い地平の彼方・他府県よりの連絡が届くようになつて來た。

九月七日には広島地区中毒対策同盟代表者保田正人氏から、「岡山の要求には重大関心を有している。御指導、御教示を乞う」との書面が寄せられ、返事を待ち切れないので同氏は即日岡山を訪ねられた。香川県の同盟は、その運動方針に『岡山同盟との連絡共斗を行う』との一項を掲げた。

九月十日には、『全大阪森永ミルク中毒被害者同盟委員長三木千太郎』名をもつて副委員長北村雅俊氏より連絡状が寄せられた。

「貴同盟の結成並びに御活動に対し同じ被害者の家族として心から感謝と敬意を表します。当大阪においても患者数六〇三名、死者八名を数え誠に憂慮すべき状態にあり、我々家族として黙視するに忍びず去る九月四日『全大阪森永ミルク中毒被害者同盟』を結成致しました。今後何かと御連絡を頂きたく、共通の目的達成のために頑張りましよう。さて、本日新聞紙の報ずる所に依りますと、貴同盟では昨九月六日森永側に対し治療費など補償費とは別に死者二百五十万円以下の慰藉料を要求、十二日迄に回答するよう申入れられたそうですが、此處に至る迄には幾多の交渉、運動の過程があつたことと存じます。我々としても最大関心を持つ問題として非常に重視している訳でございますが、

(一)貴同盟と森永或は行政庁との交渉の経過。(二)森永側の態度。(三)要求の線を出された経緯。(四)要求の根拠と貴同

盟の見解。(五)将来の見通し。(六)その他の参考事項、等について差支えなき限りお知らせ頂きたくお願い申上げます。近々当方代表を錦地にお伺い致ります故に、何卒宜しく御指導の程願い上げます。」

ついで九月十二日の読売新聞は徳島県でも被害者同盟が二百五十万円以下の要求を提出し、八月二十四日以前の症状に対しても岡山の要求第一項を適用せよ。毒ミルク代を返せ。附添費を支給せよ。後遺症に対し患者代表を加えた対策委員会を作り、一人五十万円の傷害保険にかける、と交渉していることを報じた。大阪同盟も二百五十万円の要求を決定したことが分つた。

お互に顔も知らねば連絡もなかつた大阪、広島、徳島、奈良の各同盟がクツワを並べて二百五十万円の要求を提示したことは全国の被災者がそれを妥当だと考えたからではなかつた。それは、混乱した状勢の中で率先して組織化の名乗りを上げ、孤立無援の窮境の中で全国にさきがけて被災者の自主的救済の燈をかかげ、斗いの途を照らし出した、わが岡山同盟に対する尊敬と同志的愛情との表白であり、全国被災者団結の急務の自覚からであつた。

岡崎・黒川両代表委員は全国組織結成の急務を告げて九月十一日の代表委員会に訴えたが、吉屋氏が之に反対した。吉屋氏の論は「現在は岡山同盟の強化が急務であり、力を分散すべきでない」とゆうものであつた。だが車は止らなかつた。そして九月十三日、『被災者同盟全国連合体結成に関する檄』が発せられた。その要旨は左の通りであつた。

一、岡山同盟提出の要求書三原則は事件処理の根本的基準であることを御確認願えるならば、この解決には全国同盟を結成（しかも早急に）せねばならない。

二、第一回全国協議会を来る九月十八日、岡山市において開催する。

三、本通告は大阪、広島、香川の三同盟に発送した。貴同盟は速かに隣接諸府県に連絡され、全府県の動員に遺憾なきを期せられたい。

三 全國組織の發足

森永ミルク被災者同盟全國協議会 一九五五年（昭和三十年）九月十八日、岡山市に於いて發足し
一九五六年四月二十三日、同じく岡山市において解散を宣云した森永ミルク被災者同盟全國協議会は
その八ヶ月の生涯を通じて、實に苦難と危機と屈辱と榮光とに充ち満ちたものであつた。一人一人は
何らの力もなき市民達がよし如何に多数で如何に團結したとしても、数十億の巨富を擁する大資本・
森永に対してよく八ヶ月に亘る妥協なき斗いを続けることが、どんなに筆舌に尽し難い苦難の途であ
るかは誰の目にも明らかであつた。そして斗争の熾烈化に応じて、腐敗買収の裏面工作が激化し、名
誉や金銭やの慾望のみにくくもからまる分裂・乗り取り運動が絶えまなく浮沈して、斗争の一日一日
がまさに危機の連續であつた。私達の斗いが終局において敗北であると評価されるものであるならば
その原因であり動力であつたものは實にそれら内部の諸現象であつたであろう。そして全協の歴史は
独占資本と國家官僚との結合による政治的弾圧が定式通りのコースを辿つて被災者の叫びを見えざる

くびきに締めつけ、遂に最後の屈服を余儀なくさせた屈辱の歴史の一頁であつた。唯、しかし乍ら、多数の被災関係者が何千回何万遍となく云い交し呼び交したこの「全協」なる云葉がすべての人の口の端に上る時、そこにはきっと、そこはかとない敬意と愛着の情念の漂ようものがあつた。それは、被災者の全生命と、我が子を守らんとする情愛との最高の社会的表現であり、自衛の政治的形態であつたからである。そしてそれは、絶えざる陰謀、あらゆる非難、骨身を削る生活の苦境、降りかかる絶望的危機等に抗して、その高く掲げる人道主義の大旆と人命尊重の旗印とを遂に引下げる事なく被災者の主体性をあくまでも貫き通し非妥協的に斗つた少数の指導者の高貴な志操を失うことなかつたからである。それ故にこそ全協は、「三カ月はもつまい」との組織専門家の予想を全く裏切つて長期に亘る斗争を継続し、八カ月間とゆうもの、国家社会の全機構——与論、国会、政府、報導機関——をゆり動かしたのであつた。それは一人一人の国民の中に秘められた無限のエネルギーを汲み上げる、原子炉の作用を遂行する事業において偉大な任務を果したのであつた。その最初のきっかけが九月十八日に作られたのである。第一回全国協議会に列席した各府県同盟代表者達は、その後における彼らの行動の如何に拘わらず、良き種子を全協の烟に播いて行つたとゆべきであろう。我々はそう信じている。何故ならば、その当時は人々は熱狂の頂点にあり、純粹な人間性と愛情とがあふれていて、不純な思念の介入する心の余地も時間的余裕もまだなかつたからである。

結成協議会 九月十八日午後一時、岡山市岡山神社拝殿に集合した人々は、岡山、大阪、奈良、和歌山、滋賀、徳島、香川、広島、島根の九府県同盟代表者三十名であつた。主催者側はもとより誰し

もこんなに沢山の府県が動員されるとは夢にも考へていなかつた。人々は、予想外の盛況に驚くと共に、とたんに十年の知己の如き深い同志的親愛の雰囲気がお互の間に湧き上つた。会議は岡崎氏を議長として急テンポを以つて進められた。

一、全国の状況報告の要約 一、各府県の患者は現在迄の数十日に亘る入通院、治療による莫大な失費で非常に困窮している。口、後遺症について甚大な不安があり、恒久対策を熱望している。

ハ、森永側の態度は極めて不誠意で、地方交渉は全然進展していない。二、唯大阪においてのみは、森永の西日本対策本部がある関係上些か進展があつた。即ち、大阪市城北病院の患者が北村雅俊氏を中心として団結し、無条件当座の見舞金として入院者に一万円を払わせ、森永は今全国的に支払いを始めている。尚この金銭は後日の補償等には一切関係ないものとの約束である。更に附添料一日四三〇円を要求し之も会社が認めた。しかし奈良では三五〇円しか払えないと云い香川県では二八〇円だと云つてゐる。その他の県では会社はおくびにも出さない。

二、名称の統一 イ、全国組織の名称は森永ミルク被災者同盟と称する。口、地方組織の名称は各府県森永ミルク被災者同盟と称する。ハ、名称の統一によつて、全被災者の組織が自然発生的なものから意識的・政治的なものと蟬脱したことを確認する。全国組織は現在の内外の力関係・状勢等から見て、一定の時期に至るまでは単一組織でなく協議体制を維持する。全協の本部、事務局は岡山同盟に置く。

三、運営 各府県同盟は各々三名の全国協議会代表委員を選出し、全代表委員の合議に依り運営を

行う。

四、財政 1、各府県同盟は各同盟員より月額百円の会費を徴集して運動資金に充てる。2、各府県同盟は同盟員一名に付十円の全協会費を事務局に納入する。

五、連絡 各府県同盟は今後益々自己の組織を拡大強化して各府県被災者の利益擁護に尽力し、隣接府県の未組織者に救援の手を差し延べると共に、対森永対行政庁との交渉経過・獲得した成果を細大漏らさず記録して他の各府県同盟に一通ずつ及び全国協議会事務局に一通を急送する。協議会事務局は資料を整備し、諸種の指令を各府県同盟に通達する。

——組織の大綱については右の諸項を極めてスムースに事務的討論の末に決定したが、要求・運動方針になると議論は次第に白熱化して行つた。森永に対する要求の基本線については岡山の要求第一項第二項が異議なく承認された。第三項の二五〇万円以下の金額については世評も余り芳しからず、且、同盟員の獲得と全国結集の観測気球の役目は既に十二分に果したから、これに固執せず大巾に引下げてもいいと岡崎氏は考えていた。所が広島県代表保田氏が、「二百五十万にはかけ値があるのか？」と質問して來た。岡崎氏は答えた。「ビタ一文かけ値はない。人の命は金銭では測られない。一切の対価を超越したものだ。唯、森永が誠意を示す時に於いてのみ、即ち誠意の琴線がふれ合つた時に於いてのみ、金額は別問題となるのだ。」「よろしい。広島は岡山を支持する。」徳島、奈良の各代表は、算定基準の説明の後で発言した。「そのような根拠のある以上、高い安いを問題にする必要はないだろう。」大阪の北村氏が質問した。「岡山はこの金額を獲得する見透しを有するか？」岡崎

「恐らく獲られないであろう。せいぜい五十万から七十万とれれば大成功だと思つてゐる。八月六日の日本経済新聞の記事によれば、森永乳業七海常務は重役会で次のように発表してゐる。死者がせいぜい百人迄とみて弔慰金を五十万払うとして五千万円。患者を千人と見て一人一万円から三万円迄払うとして二千五百万円。治療費を合せて一億五千万円以内の損害ですみ、株主配当一割は確保される見込みだとのことだ。それが死者はすでに百名をこえ、患者は七千を突破したのだから、彼らは二転三転して損害の増大を喰い止めることに躍起となつてゐる。罪悪感を全然持つていない彼らは唯世間態だけをつくりおうと必死で、どうゆうペテン策を構じようとしているのか分らない。ただ、彼らが狼狽の中に無意識に考えついた死者五十万円は、尚彼らの淡い人間性を感じるものがあつて、その程度なら折れ合つてもいいと思われる。極めて遺憾なことは、被害が實に広範だと分つたとたんから森永側の態度が全く打算一本に集中してしまつたことだ。」北村「これは非常に重大な問題だ。現在の社会では二五〇万は残念乍ら大きすぎると批判されてゐる。大阪でも反対が多い。しかし我々は全国の足並みを乱さない為、岡山を孤立させない為に敢て岡山と同じ要求を発表した。与論えの影響について岡山はどう考えるか?」「世評に芳しからぬ影響を与えてゐる事例を我々は知つてゐる。紹素成金が出来るとか、あれは百万円の子だと云われてゐる。しかし、今迄の事例が赤ちゃんの命が十万円とか十五万円とかと相場がきまつていても、それは日本社会の人命軽視の風潮の然らしむる所であつて、我々の斗いは国民全般の意識水準と政治的感覚を高揚して行く任務を持つべきだと私は信じてゐる。先般、社会党の吉川兼光代議士が我々を訪ねて下さつて、アメリカでは一人の赤ん

坊が井戸に落ちたのを救うため一千万円の金を費したことがあつたと云つていられた。なぜ二五〇万円が高いのか?——それは旧日本陸軍が兵の命は一錢五厘のハガキ一枚だと宣伝したからだ。生めよ死めよ、戦死しても一錢五厘だとゆう軍国主義的思想。日本人の潜在意識には今尚低い生活水準に圧殺された人の命に対する低い観念がわだかまつてゐる。我々はそれを打破し、警鐘を打ち鳴らしているのだ。二五〇万が非常識と誹られるか、それとも成る程とうなずかれてまかり通るか、今後の我々の斗争上大きな問題となるものだから、金額そのものを十二分に検討して貰いたい。」「大阪の我々も獲得出来る金額とは思わない。しかし我々も、我々の斗いは人命軽視の思想を打破する社会解放運動の一環として斗われてのみ成功すると考えている。実は二五〇万とゆうと必ず誰でもどうゆう根拠がありますかと質ねて来る。そこに我々の大義の宣伝啓蒙の機会が開けているわけだ。従つてそういう警告的教育的意義を持つものと理解して支持する。」

採決の結果は、香川県が棄権した外は満場一致で二五〇万に賛成してしまつた。後々に大きな問題として各種のトラブルの原因となつた『二五〇万円』はかくて再び修正の機会を失つたのである。次に斗争期間の見透しの問題について、この組織が恒久的なものであるべきか暫定的なものであるべきかについても熱心に討論された。奈良の梅津清氏は「後遺症の問題にからむ乳児の健康管理、或いは起るかも知れない生活保障の問題等人道上ゆるがせに出来ない懸案が山積しており、結局被災の子供達を少くとも学令期迄は組織的に看護する必要がある。従つて奈良県の同盟は今後三十年間組織を継続して行くことを決議している。」と発言してみんなを驚かせたのにつづいて、徳島の岩佐義明

岩橋進両氏は「学令期迄の定期検診は全医学者が口を揃えて警告している所だ。我々の今の組織がその為にこそ永続的に活動することが望ましいが、それには幾多の変転があつて、恐らく今ハツキリとその過程を見透すことは何人にも不可能だ。私達は後遺症対策委員会を設置して患者代表を加え、それによつて永久活動が可能なようにと考えている。」北村氏は「現在の我々の組織は戦斗体であつて永久組織ではない。唯、我々が団結を固くし組織を堅牢なものにして斗つて行く過程において、当然そう云つた別の永続的形態が生れるか、或いはそれに発展する可能性が考えられるし、そうゆう風に努力して行かねばならないと思つてゐる。」と発言、被災者の斗争を一時の線香花火に終らせまいとする高い理念が打ち立てられた。

最後は当面の活動方針であつたが、これは、要求第二項第三項は地方交渉の範囲を超えるものであるから、その本質上、全国協議会対森永本社の中央交渉に待つこととし、只、第一項に含まれるあらゆる特殊なケースに関しては各県は従来通り全力を傾注して出来るだけ高度の成果を獲得することを決定した。

以上の諸項を決議して本日の第一回全協会議が終末に近づいた頃、森永との第二回団体交渉を終えた岡山同盟の代表委員達が会場に到着した。吉屋氏は「交渉は全然進展しない。それで、君達では駄目だから二十五日に社長に來いと申入れた」と報告、森永側が附添費の支払を諒承していると聞かされるや、吉屋氏は即座に「当然のことです。ぢや全國一律に五百円を要求しようじやないですか。そして最後に通院者はその半分に負けてもいいとゆうことにならぬよう。四百三十円なんて、そんなケ

チな金額にかかり合いますまい。」——各府県代表者はみんな妙な顔をした。閉会後、真暗闇の境内の杜の中で、北村氏は秘かに岡崎氏に申し入れた。「岡山の組織の中にはきわめてうわついた何ものかがあるようだと思ふ。今日までは岡山の組織は立派だと思っていたが、私には分裂の危険があるようだに感ぜられる。吉屋氏の動静には警戒の要がある。二五〇万円も吉屋氏流の決定だとしたら考え方直さねばならない。とに角、今の岡山同盟は扇の要だから、貴方を中心とし真に団結して欲しい。私は全力を上げて貴方を支持するから、情勢を緊密に連絡して貰いたい。」

——全国協議会の結成と共に、事件はその第一段階を終えて次の段階にはいつたものとゆうことが出来る。それは会社・被災者双方にとつてそうであつた。そしてそれによつて、今迄は何の連絡もない單なる地方的な一切の動きが、それ以後は常に有機的相互作用を持つものとして全国的視野において見つめられるようになつたのである。「事件処理は中央に移されるだろう」と各新聞が論評した。地方交渉は、それ以来ビリとも進まなくなつてしまつたのである。

全協の發展 九月十八日以後、全協は水ぶくれにふくれて行つた。愛媛県（九月二十二日）、高知県（二十六日）、兵庫県（二十七日）、栃木県（二十八日）とゆう工合に同盟が結成され、全協本部に加盟を申し入れて來た。その他、東京、千葉、三重、九州等の各地から、個人的入会申し込み、救援依頼状が引きも切らなかつた。いざれも患者の病苦と家庭の苦境と森永の不誠意とを訴える悲痛な書面であつた。

九月二十七日、黒川氏起案にかかる全協通牒第一号が發せられた。

對森永本社交渉並びに參議院社會勞働委員會陳情の爲上京に関する件

首題に關し九月二十五日、江田三郎參議院議員（社會黨岡山県選出）と種々打合せの結果「十月四日より開催される參議院社會勞働委員會に同盟代表を派遣し、森永の不誠意なる實証をあげ、早期に森永をして誠意をもつて交渉に應ぜしむるようとの陳情をなされたい。さすれば我々も院内より呼應して之を支持し、委員會採択を持ち込み、國会の力を借り解決に助力する」との結論に至り、我々としても再三に亘る通院費・後遺症等に対する森永側の回答延期とゆう実情よりして最早國会陳情の時期に到達したものと判断し、別紙の通りの計画並びに準備を以つて行動したいと考えるので各府県同盟は対策を考究の上、九月二日大阪に集合されたい。

黒川氏の行動計画で一見して明らかだつたことは、對森永本社交渉の予定時間はわずか四時間に足らず、その他の日程はあげて政治面、啓蒙宣伝面の行動に充てられていることであつた。彼の考えは遠大であり且精確なものであつた。「今の我々の實力をもつてして果して何が獲られるか？ 亦、会社が何を出そうとするか？」 答えは明らかである。森永の零回答に被災者はいきり立ち、直談判をやれとの声は岡山のみならず各府県で叫ばれている。しかるが故に、我々はそれらの要望に応えて体当たりをせねばならない。しかし森永本社の回答は恐らく『お帰り下さい』の一語だけだろう。それでいいのだ。我々はその事實を訴えて廣く世論を結集し、全國に亘る強大な單一組織を確立し、一本の指令下に国内を震撼させる内外の基盤をば全身全靈をあげて培わねばならない。』 とするものであつた。

九月二十九日、北村氏より送られた書翰もそうゆう点に於いて極めて示唆に富んだものであり、且

当時における最大の卓見であつた。

『こちらでは何よりも、味方の陣営の統一と強化が大事だと思つています。大衆はまだ明確に敵を擋む所まで行つております。幹部の中でも若干甘さが克服し切れず、大阪では大衆の決議により、九月二十八日委員長以下六名の代表が上京し、森永側大野氏外重役陣に会つて來ました。私の予想通り、彼らの本質を知る以外には何の成果もありませんでした。唯、彼らはそれをすら極めてインギンな態度とゴマ化しによつて偽装して来ますので、一部役員の中にはその正体をまだ充分に擋み切れない状態にあります。甘い幻想——森永も紳士で、こちらが紳士的に交渉すればある程度の要求が容れられるような——をまだ持つています。それは、単なる説得や押しつけでは打ち破れるものではなく、大衆自身の斗いと経験の中でこそ学ばれて行くものであると信じます。病床に附添う母親達・明日の通院費をも心配せずに居れないような貧しい父兄の立場に立つと共に、母であり父であればどんな人でも必ず同調せんにはおれない要求に統一の基礎をおいて、あせらず大衆と共に斗いを進めて行く必要だと思います。それは、斗いが一部の人達で押しかけたら解決のつくような甘い簡単なものでないが故に尚更重要でありましょう。

大阪の一部の役員は、岡山の斗いが些か尖銳化しそぎ、暴力化しているとゆうことで批判的でした。私自身は岡山の人達の怒りが当然と思いますが——また大阪でも必ずそのような時機が来ると確信していますが——大阪はまだその段階に至つていません。唯、あくまでも大衆の盛り上りに依拠すべきで、一部の指導者の主觀によつて斗いを尖銳化する場合は必ず足をすくわれます。大衆の盛り上

りがある場合、我々はその先頭に立つことは勿論ですが、同時に、この大衆の盛り上りを世論から孤立させないで、世論の支持の下に斗える条件を作つて行くべきだと思います。世論の支持と大衆的な責任追求・攻撃の中でこそ、始めて、傲慢な乳業独占資本と売辯政府を屈服させることが出来るでしょう。

大阪では、労働組合、民主団体、一般市民の支持を獲得することと、会費さえ集まれば成功と考える無策な経済主義を打破することが目下の急務となつています。現在の所、総評、生活擁護国民會議民主医学者連盟が支持を決議しました。反面一般には——父兄の中にすら——二五〇万、一〇〇万の要求に対する反撥がまだかなり強くあります。こうした中で十月一日午後一時より同盟大会を行います。全国協議会は恐らく時間が足りない結果になるのではないでせうか？ 意志の統一と戦術的な打合せとを更にやる必要があると考えます。』

被災の中心部において組織化運動が活潑に行われ、森永の堅墨に対する攻撃体制が日に日に強化している折も折、十月一日、福井県小浜市の被災者二十四名の連名簿と共に全協に届けられた書状は当時の辺境地域の状勢を極めて端的に表明しているものであつた。以下にその全文を掲げる。

「(前略) 当地においても別紙の通り被災者を出しておおり、一同苦境にあえいでおります。私も生後三カ月に充たない幼児がこの為全く危険状態に陥り、輸血、注射等あらゆる手当により漸く一命を取り止めたものの、今尚肝臓は極度に肥大しております、眼も視神經萎縮に犯され、後遺症を案じ乍ら病院のベッドの上に苦しめさせている一員であります。それで私は地方被災者を代表して再三に亘り会社

側と折衝致しましたが全く誠意が見られず、未だに治療券すら発行しない状態であります。それのみ
か事件発表後二十日もすぎてから、各自が入院または通院しあらゆる手当を加えて多少元気になつた
かの頃に、京都大学教授を連れて診察せしめ、当初の状態や診断を無視して、当初一夜を気遣われる
ような重症者をも極く軽症と診断し、恰も会社の負担を軽減せんが為と思われるような暴挙を取てや
つてはいる次第です。そこで先般、別紙の家族全員会合協議致し、今後団体交渉致す決意であります
今日迄会社側の誠意は寸毫も見られず、何分小団体では意の如くならず苦慮しております。去る二十一
七日、会社は各家庭を訪れ見舞金を持つて来ましたが、話し合いにより全員之を拒否して受取つてお
りません。近日、家族全員で会社側と会合し、我等の心境を述べ、誠意ある回答をうるまでは受取ら
ない方針であります。その見舞金たるや一人二千円とのことであります。私達は会社側の、万策つき
てこれ以上出来ないとゆう真に最善の努力を見る迄は断乎斗う決意であります。而して此の際、森永
ミルク被災者同盟全国協議会に加盟させて頂き行動と共に致したいと考える次第であります。後日全
員署名捺印の上御願い申上げますが、何かと御指導を賜わりたく、先ずは寸楮を以つて格段の御配慮
の程幾重にもお願ひ申上げる次第でござります。

昭和三十年九月三十日

小浜地方被災者一同（代表者 板谷滋）』

四 森永本社との直談判

陰の參謀 各府県同盟並びに全協の華々しい發展と斗争の陰に、黙々として目立たぬ努力を傾注する人々の極めて少なかつたことは事実である。岡山同盟においても、黒川氏が組織部長として初期の貴重な幾日を全く犠牲にして名簿作りに没頭せねばならず、忙殺する事務や内外の連絡、企画等には全部岡崎氏夫妻がかかり切らねばならなかつたことは、多くの代表委員が徒らに大言壯語を好み森永側に売り込みを焦つて、地味な仕事に関心を持たなかつたことに外ならない。「第一級」と自認する人々はみな顧問官であり、眞に被災者の運命を憂うる人々は二級三級の仕事に沈潜せねばならなかつた。だが後者こそが全協並びに同盟に多くの幸をもたらしたのであり、いやそれ以上に、彼らのみが全協の主体性を守り通し、被災者の運命を支えて來たのであつた。前者の筆頭は吉屋氏であり、しかもその行動は日に日に奇怪な反動色を濃くして行つた。

当初、会社側は同盟を認めないとの態度を堅持し、会社・被災者双方の合意による補償の円滑な実施を拒否して、すべてを一方的に强行せんと企てて來たが、同盟の指令による被災者の行動が一絲乱れぬ統制を示し出すや、彼らは漸やく焦慮の色を見せ始めた。なぜならば、同盟の承諾せざる金員はことごとく拒否され、指令によつて押しかける毎日数百の被災者の人海は、彼らの心臓を寒からし

め、事務を麻痺させた。会社側は代表委員の前歴を調査し、盲点の発見に努力した。そして借錢をする者には金錢をちらつかせ、名声を欲する人には榮誉で誘惑した。弱い同盟では相手にもされなかつた。だが今では、日に日に強大化する組織の陰に宴の音楽がひびき、陰謀が巡らされるようになつた。「岡山同盟のみなれば優遇する。それが全国に拡大したら、恩恵は極度に拡散されて無に近いだろう。」——それが吉屋氏をして全國組織結成に反対させたのであつた。彼らの企図は破産した。そして第二段の作戦が展開される……。

綱島長吉氏はその反対の極に立つ人であつた。彼は陽の当らぬ場所での奔走に日夜を費し、同盟斗争の基本線を具体的な軌道に乗せるために膨大な資料を蒐集する努力を惜しまなかつた。彼は翌年の全協解散までに数万円の自費を投じて調査機能の役目を果した。正に陰の參謀とゆうにふさわしい。

綱島氏は九月七日に第一便を委員長宛に郵送して、「会社側は同盟の要求をもつて被災者の一方的見解であるとする基本的考え方を間接的な言葉で濁している。従つて我々は、あらゆる民主団体、有識者に広く訴えてその見解を質し、我々の要求と斗争方針とを与論の地盤に深く打ち立てる努力をせねばならない。」と上申した。

九月三十日、彼は部厚い書類を事務所に携えて來た。

世論・有識者の見解、並びに對森永本社交渉に關する私見

一、岡山市長・田淵久君の意見

(イ) 本件は殺人事件である。森永の社長及び責任者は被災者同盟の要求以前に何故罪を天下に謝さないのか?

全財産をあげてその処置を世論に委ねべきである。事業運営によつて被災者をより以上慰藉救済出来る自信があればその方策を公表して批判を待つべきであり、根本的態度において納得出来ないものがある。

(口) 被災者が同盟を作つて交渉するまで会社が決意出来なかつた点は如何に善意に解してもその意図が金錢的數額の過少を期待していたと思わざるをえない。森永本社の態度は遺憾千万である。

(ハ) 同盟の憤激は当然である。だがその目標は森永をして正しい自覚に立たしめることにあらねばならない。

(二)(ハ) 同盟の要求する補償金額の妥当なりや否やは今直ちに公言出来ない。その裁定は世論に俟つべきであろう

二、富士銀行岡山支店長・金光君の意見

(イ) 当面の治療費については、各個の事情に適応した具体案を実行することが同盟の任務である。

(ロ) 後遺症の問題についてはこれが一番大切なことであり、この究明に積極的であることが同盟の真義を社会に訴え、世論を統一することになる。

(ハ) 同盟の要求金額は一般社会経済事情から判断して多額のように思う。

(二)(イ) 补償は當利企業体たる森永の生存を前提として行われるとすれば資金繰りを考えねばならぬ。

三、産業経済新聞小川市場部長の意見

(イ) 途中での非難は問題とせず交渉を有利にまとめるために、最大限の要求を玉石混肴的に出すとゆう方法は一つの方法ではあるが、過去の経験から見て当を得たものでなく相手方に切崩しの余地を与え結局を乱される。

(ハ)(ロ) 治療費など当面する直接的なものは森永側も一応出している。これは第三者が紳士的だと見ている。後遺症こそが問題である。眞の要求はここに集中さるべきで、この面の斗争は根気よく合理的に続けられ

ることを要し、この面えの結束を固めることが同盟の最大の任務でなければならない。金錢的な当面の要求が解決されればすべてが終りになる傾向が強いが、後遺症についての医学的結論が出るのは少くとも今後二三年はかかるだろう。とすれば、それを保証させるためには森永乳牛、そのものを生かしておく必要がある。自然当面の補償にも含みが必要である、とゆう意見は、森永側にも同盟側にも二年後三年後にも粉乳禍を忘れないだけの何らかの絆を残すような条件をもつて、平和裡に気長に交渉を持つことが肝要であろう。例えばⅠ、年間数回定期に究明研究結果の報告。Ⅱ、依頼研究機関の指定。Ⅲ、後遺症発生補償特別積立金の社内留保制の実施並びにその金額の報告義務制。その他と云うような直接的に森永に痛手を与えないが道義的には相当強い責任を持たせる方向に持つて行く。

(二) 要求金額の妥結額は全被災者の調査完了によつてのみ森永側の最終線が出ると見たい。

四、綱島の意見

(イ) 森永の公表している当面の諸方策は、概括的には一般社会から紳士的と見做されているが、個々の事情は極めて不可解で、治療費の全額負担と云えば如何にも正当らしいが、通院費は治療費に非ずとする森永の見解を説明すれば世論は森永の非紳士性を知り、同盟の主張の社会性を理解さることに役立つ。

(ロ) 常に森永の公言することは、現在病に倒れている乳児を全快さすことであるとゆうが、医学の現段階で砒素の中毒化が併発症の母体となるや否やは究明されていない。従つて本問題の追求過程において長期検診の必要が生じ、後遺症との関連において諸説がなされねばならぬ。全被災者はこの長期の難行に身をもつて当らねばならないのだから、世論一般に不當視されている要求金額は撤回して、乳幼児の一生を保障しその間被災家族の直接負担すべき諸費用を随次支払わせるべきである。

(八)

後遺症の問題は各新聞も指摘しているように、全く世紀の大問題であり、かつて生じなかつた新種であること。従つて從来の判例にもなければ前例もない突発事件であることを想起し、他の問題の妥協は兎も角として、これだけは子の親としての義務からも明確な態度を確立し、一步の妥協も譲歩の余地もなきことを切言したい。

(二)

森永は金銭的数字を先づ第一義に考へてゐるのか、それとも道義的立場に基本をおき、その能力についての協力を被災者に求めるとしているのか?——彼らの基本的態度の究明から出発すべきだと思う。

A 森永が道義的責任を基本として社運を賭してゐる場合は、同盟は森永の生存を認めて、長期に亘る責任完遂をなさせる。

B 森永が一定額の金銭で全部の責任を回避せんとしている場合。——現在の諸状勢では、この想定の上に万事が進行してゐるように考へられる。しかもそれは出来るだけ小額を狙つてゐる。

全国協議会は当面するこのケースを如何に分析し如何なる方向へ進まんとするか? 東京行動に當つて私見を申述べる。

——現下の諸状勢や各種資料を検討して、岡崎氏は一個のメモを作製した。それは第一回の対森永本社中央交渉の重大性を考慮しそれに対処せんが為のものであつた。おだやかに交渉を進め、要求金額にこだわらず、双方納得ずくの事件解決の基本線を打ち立てつつ同時に被災者の組織を強化して行くとゆう方法であつた。即ち、

一、全協並びに同盟が被災者の唯一の利益代表機関であること。二、事件処理の一切の方策はすべ

て会社と全協との協議に於いて為さるべきこと。三、会社は全協との合意をえざることを一切一方的に行わないこと。

以上の三項を会社に承認させ約束させるとゆうものであり、一種の双務協定として会社を縛りつけてしまう。これさえ協定しておけば、何もあわててあれもこれもと取り上げることを焦らずとも気長に交渉でき、その間の時を利用して組織の拡大強化に力を注ぎ、強大な圧力によつて条件をせり上げて行けると考えたのであつた。これが充分に果されず、逆に会社側に時を稼がれたことが後日の致命的事態の原因となつた。蜂起の原則を我々は全く知らなかつた。会社側は実にその虚を衝いたのだった。全協代表は各々十二分に奮斗した積りであつたが、現状打破を焦る各同盟の焦り。北村氏の指摘した通り「全協会議は時間が足りない」結果、「意志の統一と戦術的な打合せ」が十分になされなかつたこと。代表委員相互の理解と面識が不十分だつたこと。更に、その後次第に露骨且氣違いじみた吉屋氏らの叛乱がつづけられたこと等にその原因があつた。

偉大なる宣言 「会社、經理の都合上、いつどこで、何処の何方とお会い致しても、今迄に申し上げまたお払い致じている以上のこととは絶対に出来ません。」——これが十月三日午前九時、東京森永本社における会見の冒頭に於いて発せられた森永乳業株式会社常務取締役七海久氏の偉大なる宣言であつた。これは、あれだけその道義性を激しく追求されている砒素中毒事件に関する資本家の態度の本質を極めて的確に云い表している言葉であつた。

事態は北村氏や綱島氏の判断通りであり、黒川氏の予想と寸分違わなかつた。かくして首都におけ

る三日間の旋風作戦が敢行されたのである。作戦の主要方針は最後的な実力行使、すなわち全森永製品^{エンゼルマー}に対する不買運動の場合に備えての布石に置かれていた。

誠に幸運にして、多くの時間と労力とを喰約出来たことは、恰度十月三日午前、東京都の各層婦人団体代表者数十名のお母さん方が参議院に集合し農林水産委員長江田三郎参議に主食増配の陳情をしたことであつた。彼女達は関西の実情に驚くと共に、百年の恋が一時に醒めたように森永に対する怒りの声を発した。彼女たちは口々に叫ぶのだった。「ビキニの灰がまた降つたように私達は戦慄する今年の二月に東京の小学生が雪印粉乳で中毒しました。関西のお母さん方の苦しみは人事とは思えない。」首相官邸に、国会に、厚生省に、労働組合に、新聞社に、政党にと、全協代表のスケデュールはぎつしりであつた。全協のリストに上つてゐる凡そありとあらゆる社会団体がそれぞれの立場で激励と支持を惜しまないのでから、代表者達の意氣は上らざるをえない。最早我々は、門前払いを喰わされてウロウロする喪家の犬ではなく、大道を闊歩する正義の斗士であつた。会社側は漸やく憂慮の色を深めた。七海氏は全協に対し申入れを行つた。「随分諸方面を廻つていられるようですが、出来れば中止して頂きたい。私達は皆様と十分納得のゆくお話し合いを致したいと思つてゐるのです。」

だが、交渉は極めて難行した。相互の立場は余りにもかけはなれていたのだつた。全国協議会の主張の根本理念は「全協は会社を潰すこと目的とはしないが患者を救うために会社が潰れたなら止むをえない。然し、被災の事実・親達の苦惱に正直に目を注いで貰いたい。そして会社の経営よりも赤ちゃんを救うことを先づ考えて協議したい。その上で会社が潰れても困るとゆうことが分れば更に考

え直そうではないか。」とゆうものであつたが、会社側はそのたびに「会社経理の都合」を持ち出した。交渉の立役者は、会社側は大野・七海両氏であり、全協側は北村・黒川両氏であつた。北村氏は鋭い論理を展開して事態の深刻さを抉り出し、「金がない」だけの回答ではすまされない所に追い詰めて行つた。大野氏が「御尤もだ。何とかせねばならん。」と述懐するので、七海氏らがあわてて別室に連れ込むことが幾度かあつた。黒川氏は状勢の機微を巧みに捕えて結論を引き出し、困難な交渉を兎も角も成果をもつてまとめることに成功したのだった。

何さま一万人を超える膨大な患者数なのであるから、僅か百円払うと云つても忽ち百万円以上要るわけで、会社側の頭にベツタリと数字がこびりついているのと、如何に当然支払うべきものであつても易々として応じたなら後から後からどこ迄攻撃されるか分らないとゆう怖れとから、会社側はとことんまで粘り抜いたのであつた。只しかし乍ら彼らとしても「宥和政策」を取らねばならないとは感じていた。世論は日に日に森永側に不利になるし、交渉を決裂させた場合における全国の状勢は想像を絶するものがあつた。どんなことをしても、破局を回避し、黒川戦略の発展を防がねばならなかつた。

十月五日。会社側は新宿工場の職員に足止めを命じて、コーコーと明りをつけ、徹夜の団体交渉を準備した。双方はもうヘトヘトに疲れていた。「全森永製品に対する全国的不買運動が現実の日程にのぼりつつある。我々は一日も早く帰郷して新らたな斗いの途に立たねばならぬ。会社は果して全国協議会と、事件処理に関し真情を吐露して協力する意志ありや否や？——最後の回答をお聞きした

い」と北村氏は迫つた。「御迷惑とは思うが、これから重役会議を開かせて頂きたい。そして御回答する。」

午後十一時、会社側は俄かに一連の諸条件を提示した。そして、第一回の中央交渉は急転直下閉幕した。双方はホツとして溜息をついた。新宿工場の社員達が狂喜する姿は印象的であつた。三日間亘る交渉の要約は左の通りである。

協定書

- 一、会社はMF中毒患者の入院者の保護者に対し、患者一名につき一日四百三十円の附添費を全国一律に支払う。
- 二、会社はMF中毒患者の保護者に対して患者が通院する為に要した交通費の実費を支払う。
- 三、通院中の諸費用として会社は通院者の保護者に対し通院一日に付百五十円を支払う。
- 四、会社は既に通院患者の保護者に贈呈されている見舞金參千円の他に更に貳千円を贈呈する。
- 五、会社は既に使用済みの事故粉乳代の払戻しへつては現状において処理手続困難につき、中毒患者一名に対し参籠の森永ベータードライミルクを贈呈する。
- 六、会社と協議会の交渉地は原則として大阪とし、会社の出席者は代表取締役大野勇、常務取締役七海久とする。
- 七、協議会は委員長一名、副委員長若干名、事務局長一名の外、各府県から各一名の代表者が出席する。
- 八、会社は協議会と十月二十三日大阪において交渉する。その際協議会に対して弔慰金の金額の試案を提出する

合意事項

- 一、患者家族の減収の補償、並びに入院者・通院者のアンバランスは最終的な補償で調整する。
- 二、補償金額決定の時期は（イ）患者全快の時期。（ロ）財政的見透しの立つた時期。（ハ）診断基準が確定

した時期。以上三項が揃つた時期（大体年内に可能と思う）とする。

第一回中央交渉の成果が被災者を如何に喜ばせたかは、十月十六日の岡山同盟第三回家族大会で、「上京代表委員諸氏の御苦勞と功績に感謝する」との決議が満場の拍手裡に可決されたことでも分る尚、同日附けを以つて全協に宛てられた小浜地区被災者同盟の報告は暗示深い事情をよく物語つていた。

『(前略) その後何かと御連絡を賜わり御厚志の程千万忝なく厚く御礼申上げます。今日迄再三に亘り会社側と交渉致しましたが、当初は全く誠意の一片すら見られず、偽りばかり申立て家族一同悲憤しております。見舞金についても入院者五千円、通院者二千円をもつて家庭を訪問しかけたのであります。一同固辞して受取らず、相談の結果「受取りましょう」と申入れて本日小浜病院講堂にて家族全員、会社側と会見し、全国協議会より御送付願つたニュース・会報等を見せて「この通りではないか、何の如何なる故を以て差別するのか」と鋭く詰寄り、遂に御指示通りの全国水準の線までの回答を得た次第であります。これを見ても黙つておれば嘘と偽りで通してしまおうとゆうのが彼らの実情です。幸にして刻々情報を賜わります故、本日の成果をえられたのであり、重ねて深謝申上げる次第です。』

厚い壁は遂に破られた。会社は全国協議会を以つて全国被災者の唯一の利益代表機関であることを正式に承認した。そして、少くとも表面的には、全協の協力を求めるとの態度を表明した。全協は、会社が眞に誠意を見せる限りにおいては会社の再建に協力する意志を有し、会社が滞貨に困っている

ベータードライミルクを以つて補償の一部に替えることを認め、要求金額にはこだわらないことを申入れた。

だが事態は森永の本質をまざまざと見せつける方向へと発展して行つた。

五 森永ベータードライミルク中毒問題の経緯

兵庫県では黒住章（大学講師）、前田利定（経理士）の諸氏によつて組織され全協に加盟した全兵庫森永ミルク被災者同盟とは別個に、神戸医大入院患者によつて「神戸森永ベータードライミルク被害者同盟」（代表者　家弓加氏）が結成され、十月七日全協本部に加盟を申入れ、はしなくも二つの同盟が生れたのであつた。後者は極めて特殊なケースであるので、左に申入書の全文を掲げる。

『今般、無心な幼児が森永ドライミルク中毒の被害を受けました際には時を移さず強力な全国協議会を結成され、当局及び森永本社に強力に働きかけておられますことは、新聞或は他の報導機関を通じて見聞し、我々の深く感謝し敬服しております。

私達も同様に神戸医大において加療を受けているのですが、私達の場合はベータードライミルクにより中毒致しましたため正式に「ドライミルクによる砒素中毒」と認められず、補償の見込みもなしに葬り去られる危険な状態にあります。従いまして此の際私達はMF被災者同盟とは別に「神

戸森永ベータードライミルク被害者同盟」を結成致し、別紙の通りの決議文を作製し、森永乳業えは勿論、ベータードライミルクで被害者の出ている以上当然事実の発表を行つて未知の世の親達えの危険信号をなすべきをせぬ兵庫県衛生部・神戸市衛生局の責任を追求し、被害の補償を要求致しております。就きましては別紙議事録の通り、同盟発会の席上微弱な私達の同盟を一層強力なものとさせて頂くため、万場一致で森永ミルク被災者同盟全国協議会に加入を決議したのであります。何卒貴意をえたく恐縮乍らお願ひ申上げます。

決議文

森永ミルク中毒事件発表と共に県立神戸医科大学小児科に於いて加療中の私共の乳児十八名は、既に世間え公表されて有害と断定された徳島工場製MF印の使用者でなく、厚生省において無害と発表されて現在市中に販売されている森永乳業平塚工場製MC印（一部松本工場製ML印）ベータードライミルクの利用者であつて、その病状は明らかに砒素中毒類似の症状にあることは主治医の認められる所である。然るに森永乳業株式会社は、その使用ミルクがMF印以外である理由により正式に同社ミルクに依る被害と認めず、医療費等負担黙殺の態度をとり、今日に至るも何ら公的な誠意を示さず、被災乳児の親として憤懣に耐えざる処である。此處に同病被害者を糾合して神戸森永ベータードライミルク被害者同盟を結成し、既往の事実に基いて左記決議をなす。

一、森永ベータードライミルクによる砒素中毒類似の病状にある乳児十八名の中毐原因が森永ドライミルクにあることは疑いの余地なき所であるが、最近森永は患者の一部に慰料金と覚しき金円を郵

送せる事実よりして、会社自体が責任を自認している事を裏付けている。森永乳業は本同盟の代表者による正式交渉をうけ、医療費を含む妥当なる被害補償に応ずべきである。

二、森永乳業がMF以外の自社ミルクより被害者の発生している事実を承知しながらこれを無視して厚生省の無害発表を誇大宣伝していることは、一大不祥事を起した会社として商業道徳に反するも甚だしく、反省の認められざるものがあり、良識ある行動を望む。

三、県立神戸医科大学は本県医学の最高殿堂として県民の信望に背かざるように、一日も早く「砒素中毒類似症」と称する不明確なる診断を明確に結論づけられて、一般の不安を除去することこそ医の仁術なる所以と信ずる。』

森永ベータードライミルク(MC・ML)は事件当初各県の試験所・保健所等で砒素が発見されたりと報告されたりまた否定されたり、死者が出たり中毒患者が各地に発生していると報道されたりして不安を極めたが、確乎たる極め手がないままに一般的には無害だと考えられ、うやむやに葬られていたが、ここにはしなくも集団的な組織が作られたのである。兵庫県同盟代表者某氏もこの件に関し、「実は僕の家でもMFは使っていない。うちではいいものを使うようにと云つてずっとベーターミルクを使つて来た。そして中毒にかかりた。どの印を使つたなんていいやしない。それがMFを飲んだと云えば砒素中毒で、ベーターを飲んだと云えば砒素中毒でなくなるんだ。いいかげんなものさ。」と語つっていた。こうゆう事情は多数の中にはかなりあつたと考えられる。そして何れもが適当に処理されたのである。だが、一個の大病院でこうゆう工合に浮き彫りされると事は別物となる。

ベータードライミルクの中毒が公的に認められれば森永乳業が倒産の事態に追い込まれることは明らかだつた。何故ならば、森永の存続の唯一の途はベーターミルクの製造販売にのみ残されていたからである。全国協議会としては森永を打倒するために本件を追求する意志はなかつた。然し乍ら本件にして事実であるならば赤ちゃんは救われねばならない。それには神戸医大の患者達の法的・医学的認定が先決問題であつた。全協はこの由を通知した。十月十四日附の家弓氏の返事は左の通りであつた。

『(前略) 医師の確認の件も神戸医大に決議文を手交し、担当医と会見致した際「十中八、九までは砒素中毒に違ひないが、あと一、二は当医大において目下研究確認中であり、近く結論を出す」と申されており、實に微妙な立場にあるわけであります。勿論「砒素中毒の疑い」とゆう確認はえておりますし、この診断のみでも明らかに森永ベータードライミルクの中に「砒素中毒の疑い」を起すような何物かが混入させていたことに間違ひないのであります。然し乍らやはりハツキリと確認されるまではMFの同盟とは一応別の立場をとる方が良いのではなかろうかとの慎重論を唱える家族もあり、発会の時には全員一致で全協加入を決議致しましたが、もう一度総会にかけて検討し直し決定致したいと考えております。

然し何と申しましても私達は十八名の弱小同盟でありますし、既に森永から強力に個人的切崩し工作をなされつある事実も判明しておりますので、何卒貴協議会の側面的御支援を賜わり、これ切りお見捨てなきよう暮れぐれもお願ひ申上げます。私達も今後判明した情報は漏らさず御報告申上げま

す故に、何卒御高配、御指導の程伏して御願い申上げます。』

読売新聞のN記者はこの問題に真剣に取り組んで活躍していた。「奇怪な闇工作がつづけられている。」と彼は岡山を訪れて語った。「大阪、奈良、和歌山、兵庫等近畿一帯にベーター被害者がいる森永は或る時期に急拠ベーターの混入薬品を変えた形跡がある。だから今売られているベーターには毒はないだろう。怪しいのは五、六、七各月の一部の製品だが仲々手に入らない。あと一步でネタがつかめる所まで行つてている。そしたら全国が飛び上る。』

彼の説は「乳質安定剤——牛乳の酸度高昇を抑えるためのもの——は何も徳島工場だけに限つたものではない。どの工場でも使つてているのだ。森永も第二磷酸ソーダは何処でもしばしば用いられている」と云つてゐる。その第二磷酸ソーダとゆう奴だが、見たことがありますか？局方薬はキュー・パ糖みたいに綺麗だが、森永の使つた工業用のは赤い汚れたひどいものだ。それを二年も前から平氣で使つていたんだ。たまたま或る時期のMFに特に砒素が多かつただけで、発覚しない程度の被害を推測すると実際寒氣がする。過去のベーターミルクに毒はなかつたとゆう理論的根拠が全くないのだ。』

ベータードライミルク被害者同盟からは、それ切り何の便りも来なくなつてしまつた。それは玉碎した辺境の要塞とゆう感じであつた。そしてそれから一ヶ月ばかりの後、N記者は

「森永があらゆる所え手を廻して証拠固めが六カしくなつた。森永の七海氏が読売本社重役に、これ以上ベーターの件を追い廻すなら一切広告を出さないと脅迫した」と憤慨していた。ベータードライミルク中毒問題は割り切れぬものを残して迷宮入りしてしまつた。それはあだかも、MFの中毐發

表前の状勢を彷彿させるものである。

六 岡山同盟の波紋

吉屋氏の暗躍 全協が岡山を離れて大阪に移されるとゆう事態は吉屋氏には極めて好もしくなかつた。各府県同盟は依然として岡山同盟の主導権を支持、期待し、且、大阪同盟自身は全協本部受け容れの態勢になつていなことを訴えたが、肝腎な岡山の情勢がそれを許さなかつた。

「中央交渉地が大阪に移される以上、全協を大阪同盟が担当するのが順序である。」と岡崎氏は主張した。東京交渉後、吉屋氏は岡山の代表委員達の説得に狂奔した。「十月二日の第二回全協代表者会議で、全協委員長岡崎哲夫（岡山）、事務局長宮本邦夫（大阪）、交渉委員長黒川克巳（岡山）の三者構成がきまり、全協の主導権は岡山同盟が掌握している。北村・宮本らは左翼の連仲で、彼らは事件の真の解決を望んでいるのではなく社会革命を切望している。彼らに全協の主導権を奪われたなら被災者は長期の激しい斗争にかり立てられ、あげくの果は何も獲得出来ないで唯社会革命あるのみとの狂信を植えつけられるだけとなる。東京交渉で痛切に感じたことは、北村の頭は全く凄く、宮本は北村の指揮下にあるばかりでなく、岡崎までがすつかり参つてしまい、とうとう全協は大阪にやると云い出した。委員長の不見識も甚だしい。幸いなことに岡山では針谷氏の嚴父は地方政界の重鎮であ

るし、中央にも顔が利いているのだから、針谷氏嚴父を全協委員長に推し、岡山同盟の委員長は針谷俊雄氏とすべきである。」——これが吉屋氏の主張であった。吉屋氏が森永駐在員と通謀しているとゆう数々の事実はすべての代表委員が知っていたので、彼は自説を正当立てるため、「私は辞職します」とおららしい顔をし、「私は去つて行くが、残された皆さんの行かれる途を掃き清めておきたいのだ」と云うのだった。

岡崎氏の自宅えは、さまざまの人人が訪れてこもども説いた。——「いつまでも同盟にかかるつていると終りが全う出来なくなるよ。東京交渉の成功で錦上花をそえたのだから、好機を見て身を引くんだね。引き際の鮮やかな人を本当の賢人と云うんだ。」

——「全協の出来た以上、岡山同盟の役割なんて全く第二次的で無意味だ。代表委員会の分裂を避けるため委員長は針谷にやつた方が良いと思う。君は全協に専念せよ。」

数かぎりない雜音と工作との末に、岡山同盟委員長は針谷俊雄氏の手中に帰した。すると、森永駐在員庄司氏が深夜秘かに岡崎氏に対し「来る十月二十二日の全協大阪會議に於ける岡崎・黒川両氏の発言は決定的な力を持つている。我々の要望する所は、全協は従前通り岡山で掌握して貰いたいとゆうことだ。そして全協委員長は針谷にして貰いたい。」と申入れて來た。更に彼は「会社の腹案は死者弔慰金二十五万円である。うち二十二万円は会社が出し、三万円は酪農組合が見舞金として出して呉れる。後遺症については会社は何らかの機関を設置し、究明の努力を組織的に継続したい。この辺りで折れ合つて貰えるだろうか？」岡崎氏は答えた。「庄司氏は仲々話しが分る。同じ言葉を本社重

役の口を通じて云つて貰えば、恐らく事件は今月中にも解決すると思う。」庄司氏は「ではその旨を直ちに本社に連絡する。」と約束した。

十月十七日、森永本社から全協に対し左の書面が送られて來た。

『去る十月四日御上京の節貴会との間に協定致しました十月二十三日大阪にて当方弔慰金の金額の試案を提出する件につきまして銳意準備を続けておりました所、已むをえない事情の為誠に遺憾に存じますが当日試案を提出致し兼ねますので、改めてその期日を御協議申上げたいと存じます。尚、右試案の提出以外に重要な案件がなければ同日の交渉を御延期願い改めて協議の日取りを決めさせていただければ幸甚に存じます。』

所が全協本部はたつた昨日、森永側西日本対策本部の祕密指令三通を入手したばかりであつた。西日本対策本部通牒第四十九号は、死者弔慰金をいつにても配布出来る準備をしておくよう各地駐在員に指令し、示談書の形式を示していた。同じき第五十号は各地の情報蒐集を指令しており「全国同盟は全国の代表と称して、当社の回答を求め、十月二十三日に第二次会談を予定しているが、当日全国同盟に対し、何県ではこう云つているとゆう実例をあげることにより交渉を有利に導くため事例調査上必要である。」同じき第五十一号は各地の新聞雑誌で事件関係の記事を載せて いるものは細大漏らさず五部ずつ買い取つて本社に送れと指令していた。

で、全協は直ちに会社側に対し『被災者は事件の一日も早き解決を望んでいる。お互に腹蔵のない意見を出し合つて合意に近づく機会を逸してはならないと思うので、死亡者弔慰金と後遺症対策とを

議題として既定通り協議したい。』と回答した。

叛亂

十月二十二日の各新聞朝刊には一斉に次のような記事が載せられていた。

『森永ミルク中毒事件の補償問題についてはその速かな解決が望まれ、森永本社からも厚生省に対しこの問題について何分の指示を得たい旨の申出があつたので、厚生省では森永本社に対し、中立の立場にある有識者の委員会を作つて解決を一任することを勧告。時事新報社主幹内海丁三、済生会中央病院長小山武夫、専修大学講師人権擁護委員田辺繁子、辯護士正木亮、全山崎佐の五氏に委員を委頼した。五氏は「森永本社が五人委の勧告には絶対に従う」ことを条件に之を受諾。森永本社も之を諒承した。』

岡山同盟代表委員平田孝雄、綱島長吉、亀山末藏諸氏は事態を憂慮して直ちに岡山駅に向つた。

「全協会議でこの激変した情勢の検討を行い、対策を研究して貰わねばならん。」

ところが平田氏らが駅頭にかけつけて見ると、そこでは森永駐在員達がずらりと歓送陣を敷いている中を、針谷氏が吉屋氏や死亡者代表久山氏その他と云つた股肱の面々を率いて悠然と上阪の途に就いている最中であった。「全協はどうしても我々が牛耳らねばならぬ」と針谷氏は語りつつ、今日の午後には己が手中に転げ込んで来る筈の全協委員長の椅子を頭に描いて破顔一笑した。

代表委員達は第二のショックを受け大いに憤慨した。「吉屋以下を全協に送つた覚えはない。それに森永側に見送られるとは何事であるか？ 全く奇怪千方百だ！」

全協第三回代表者会議は、案の定、大荒れに荒れ狂つた。

「全協の当面する最重大問題は五人委員会の出現である。我々はこの情勢を徹底的に分析し、明確な作戦を樹立して運命の危機に対処せねばならない」と岡崎氏が主張すると、久山氏は直ちに「全協が死者弔慰金の問題を取り上げなければ、岡山同盟の死亡者は一斉に全協を脱退し、対森永単独交渉に入る」と叫んだ。議題が本部、委員長の問題に入ると、針谷、吉屋両氏は熱狂的論陣を張つた。

「全協は従前通り岡山が担当するのが当然である。岡山同盟は全協生みの親であり、また過怠なく全協を指導して來た。」

しかし、「全協は大阪が担当すべきである」との岡崎氏の一言が会議の動向を決定して全協を大阪同盟が担当することになつたのは既に夜も更けた頃だつた。針谷氏は直ちに平田孝雄氏に長距離電話をかけ、「全協は大阪に移つた。私は委員長として岡山同盟の全協からの脱退を決定した。」と通告した。平田氏は「直ちに委員会を開いて協議し返事をする。」と答えた。

平田氏は大急ぎで近隣の代表委員宅に家人を走らせ、電報電話で県下の委員に召集をかけた。全員が平田歯科医院に集合したのは夜中の十二時に近かつた。倉敷の村上功氏らは病を押して出席し、横臥したまま協議に参加した。いわゆる吉屋＝針谷ラインの危険な反動性について認識していたのは陰の参謀綱島氏一人であつたが、吉屋氏の日頃の行動、今朝の全協への強引な出席、また森永側の見送りの事実等は、人々をして本能的なものを見失わず、同盟の破壊者に対する斗志に燃えていた。

「全国の被災者が眞に団結してのみ力を発揮出来る。岡山の脱落は岡山の自滅であり、全協の分裂だ。五人委員会が被災者に何らの相談もなしに出来たことは森永側の謀略であり、結局不買運動が近く日程に上ることになるだろう。単独行動の許される時期ではない。」と綱島氏は主張した。

「私達は全協がどこえ行こうと問題にしていない。それが被災者の本当の利益になることなら結構だと思う。」と平田氏は述べた。

「全協を岡山で持つことは、我々の主張が最も良く実現されることなのでいいことには違いない。だが、森永側に見送つて貰う人達の主張だとしたら、残念乍ら賛成致し兼ねる。」と亀山氏が云つた人々は全協並びに同盟の主体性をあくまでも被災者自身の手で守り通すことを決意し、噂されてもようやな全協や同盟が針谷氏の父の選挙運動に利用されることには断乎として反対した。かくして岡山同盟の代表委員会は委員長の決定を拒否して全協と行を共にすることを可決したのだった。

吉屋・針谷両氏の企図は内（岡山同盟）外（全協）の両面に於いて破産してしまつたが、それは森永には甚大な利益をもたらし、被災者には大きな不幸を与えることになつたのである。何故とゆうに当面の全協の任務は五人委に対する作戦を熟慮し、明日の対森永交渉に備えねばならなかつたにも拘わらず、組織防衛に全力を奪われて、すつかりその時間を失くしてしまつたからである。

十月二十三日、堂ビル九階清交社に於いて開かれた森永本社との第二回団体交渉はあつけなく決裂した。会社側は「全協との約束なんかもう細い細い」との態度を露骨に表明し、既に堅固不拔の布陣を完了していると云つた高踏的立場を貫いた。大野、七海両氏は「実は突然に五人委が出来て、我々

は厚生省に呼びつけられ、弔慰金でも慰藉料でもその他一切の問題でも、今後一切同盟とは話し合つてはならんと命令された。我々はもう一切をお委せして五人委の裁定に服するとの一札を入れているのだから、話しがあるなら東京え行き五人委に云つて貰いたい。五人委が貴方達の要求を容れて呉れば、会社はそれに絶対服従するのだから、貴方達には却つて有利ではないか」と云い、「これ以上はもう一切話し合いはしない。」と繰返した。

七 五人委員會

奇怪なるその正体 七海氏の所謂「突然に五人委が出来た」との言は何人をも納得せしめるものではなかつた。十月二十三日の第二回交渉における会社側の発言、或いはその後の資料に基づいて見ても、事実は次の如くである。

森永及び厚生省は全協代表が厚生大臣及び公衆衛生局長に陳情（十月四日）した事実をあげて、五人委の任命は決して会社側の一方的な要請のみに依るのではないと辯解しているが、それは彼らのかくし切れない罪悪感を合理化するものでしかなかつた。森永乳業竹内生産部次長の発言（十月二十四日）が端的にその間の事情を説明している。「我社では各係の者が分業で諸方面に工作している。私は専ら厚生省に当つている。役人は容易に動こうとしないが尻を叩いてやつと五人委を作つて貰つた

五人委の長・山崎先生とは毎日連絡している。先生は今日は宇都宮に行つていられます。どうです。

我々はそこ迄先生の動静を知つてゐるんですよ。」

七海氏も「約一週間位前から委員会が出来るとは聞いていた」と云つてゐる。即ち、十月十六日厚生省楠本環境衛生部長から森永に内示があつた。で会社は直ちに全協に対して交渉の無期延期を申入れた。全協が之を拒否したので、彼らは急拠事を運び、二十一日の厚生省決定となり二十二日の五人委発足となつたのである。厚生省と森永との共同謀略であることは極めて明瞭だ。そして楠本部長が十月二十四日全協代表に発言した「森永には五人委と厚生省に対する約束と道義の上からも今後全協とは一切交渉させない。」との言葉によつても分るように、既に今日の事態は厚生省そのものが森永を擁護して全協の風から守つてゐるのであつた。

五人委の長・山崎辯護士と森永との関係が竹内次長の言の通りであり、そして小山武夫氏が全森永の指定病院の院長として会社と特に眞懇の間柄である以上は、朝日新聞の某記者の批判——「森永が被災者に対して如何に冷酷な態度に終始しているかについては我々は貴方達より遙かに深く知つてゐる。五人委が世論にアツピールする『厚生省の委嘱による公正なる第三者』の美名の下に実は貴方達被災者同盟を弾圧する道具であることは全く明白だ」との言葉の正しさを認める外はないであろう。

十月二十六日午後四時、全協代表七名は東京会館において五人委の諸氏に面会した。全協代表は、「五人委を衝立にして森永側の態度が豹変し、一切我々との交渉に応じない。五人委は仲裁々判の機能を有するものなのかな?」と質問した。山崎辯護士は「五人委は何ら法律的なものではなく况んや仲

裁調停機関ではない。」と答えた。然し同時に「森永を拘束するのは当然である。」と云い加えるのも忘れなかつた。これが『拘束』の名の下に実は『保護』であることは極めて明らかであつた。

正木辯護士は「五人委は被災者を拘束しない。貴下方が森永と折衝をつづけられるのは結構だ。当事者同士で話し合いがついたなら五人委は直ちに解散しても良い。私は寧ろそれを悦びたい。」と発言し、厚生省や森永の主張と全く違う見解を表明し、また、「五人委の任務は森永にも被災者にも相談せず、一方的に最も公正な基準を出すものである」とする山崎辯護士との間に微妙なニュアンスの違いをも示していた。田辺繁子氏もまた全協代表の訴えに熱心な表情で聞き入つていた。五人委の顔触れが些かとも世論に受け容れられる余地を有していたとすれば、それはこの両氏の存在だけであつたであろう。

然し乍ら驚くべきことには、五人委に提出していた森永側の資料は、今迄森永が実施した補償をばまる切り被災者に対する森永の誠意と自発性において為されたものとして報告しており、それらが殆んど同盟の努力によつて獲得されたのだとゆう事実の説明は五人委の諸氏にとつては全く寝耳に水であつたことである。田辺繁子氏はドキッとした表情を示した。しかるに山崎辯護士は直ちにこれを逆用して「状況は良く分つた。実は患者をも証人に呼ぶ積りであつたが、これで呼ばなくとも良くなつた」と宣言し、他の委員諸氏も山崎氏の言をば鶴の一声とかしこみてその状あたかも昔日の帝国陸軍における兵と隊長の如きであるのだから、『五人委』とはゆうものの実は山崎辯護士一人であり、他人々はすべて世論をゴマ化す『満州国皇帝』にすぎないものであることが容易に推察できるのだが

た。しかも辯護士とゆうものはその職業上殺人犯の利益擁護者にもなるのであるからその費用の出所を見てその仕事の性質が判明できるものであつた。豪華な東京会館の全階を借りきつて一週に一回ずつ開かれる会合の経費だけでも実に莫大である。五人委の費用は日本乳製品協会の負担であつた。そして当時の協会長は明治乳業の社長である。『本件は森永だけに關することではあるが、広く云えばわが邦の粉乳製造界に重大な影響を及ぼすことになるので、日本乳製品協会はこれを重視して、』（五人委意見書）と、費用負担の理由を辯明している。即ち、補償が現状より発展した条件となるならば、それは民衆の組織化を助長し、資本家の治外法権的無法の自由（加田泰著『怖るべき株式会社』）を束縛し、「重大な影響を及ぼす」ようになることを恐れる二大独占資本＝明治・森永の意見——民衆（被災者同盟）に対する共同戦線——が一致したことを示すものに外ならない。山崎辯護士が独占資本のヒモ付である以上、五人委の結論が如何に会社側に有利であり、被災者に悲惨なものになるかは凡そ判断できることであつた。初対面で感ずる同氏の印象も冷酷陰険そのものであり、全協代表者達をして深く憂慮させるに足るものであつた。

岡崎氏は三木千太郎氏に対して「正木亮、田辺繁子の両氏は話せば分る人のように思う。我々被災者の衷心の要望は金銭よりも後遺症対策にあるのだから、五人委の人々を各個に執拗に歴訪してその良心に訴え、山崎氏に対決させ、それに依つて五人委の一角を被災者側に獲得するか、良心派を辞任させるか、或いは五人委そのものを運営不能にする等、資本家陣營謀略の一環を強力に打ち破るために全協の全能力を上げねばならない」と献言したが、三木氏は「田辺繁子さんのあの眼つき！ 僕は母

性愛を感じたよ。俺達が国会で徹底的に厚生省と五人委を叩けば、田辺さんはきつと頑張ってくれる」と感激し、「とに角全国の被災者に窮状を五人委に訴えさせるんだ」と云うばかりであつた。

全協が大阪に移転し、三木氏が全協委員長に就任すると共に、全協は次第に無策と退潮の色を濃くして行つた。

森永の謀略 五人委員会の出現は、独占資本・森永と国家官僚・厚生省の結託とゆう現象の外形的象徴であつた。即ち独占資本と官僚との通婚による私生児として生れ出たものであり、両親から手厚く保護されたが、それはその両親よりの遺伝的才能——民主主義に反し、民衆の利益を弾圧して資本家に奉仕する作用——を十二分に發揮させるためであつた。森永は遂に被災者同盟の攻撃から立直りその資本力に物云わせて國家の行政力の陰にかくれ、被災者虐殺に乗り出すと同時に全協並びに各府県同盟の崩壊工作に力を注入し始めたのである。吉屋・針谷・ラインは彼らの触手のホンの一角を示すものでしかなかつた。岡山が全協を取ろうが大阪がそれを持とうが森永側にはどうでもいいことであつて、とにかくそこが全協の弱体化を希う森永の思う壘であつたのだ。岡山が全協を持つて、とにかくそこが全協の弱体化を希う森永の思う壘であつたのだ。岡山が全協を持つている間は岡山え、大阪に全協が移つた以上今度は大阪えと、目標を移しつつ、会社側は被災者指導陣営の中の最も弱き一環を打ち破ることに狂奔したのである。最初は吉屋、針谷両氏を狙撃し、次には宮本氏を狙い、三木氏に目をつけるようになつた。

森永側にとつては、厚生省乃至五人委のテコ入れと被災者分裂の工作とは彼らの作戦の両車輪であつた。森永側が未だ国家権力と結合を完了せず、且被災者が極度に団結の威力を發揮した十月始め

には、会社は徹底的に追求され押しまくられ、三日間の電撃旋風作戦で一億数千万円の出費を余儀なくされた。「もう出さないぞ」と彼らは決意を固め、國家権力を懷柔し、世論をあざむく美々しい戦車を押し立てて逆襲に転じて来たのである。しかも全協内部がガタつき始め、卑しい慾望に目をちらつかせる幹部が現われ始めたことは森永側をして勇気百倍せしめ、全協恐るるに足らずとの感を抱かせ、謀略の限りを働かせるに至つたのであつた。

五人委員会を認めないと全協の決議は各府県同盟の家族大会において一致して承認され、陰悪な空気が全国に漲つた。そして陰陽両面に亘る会社側の工作が発展して行つたのである。

全協が『金額にはこだわらない』とゆうことを幾度となく申入れているにも拘わらず、それが世論に悪影響を及ぼしているのを見事に利用して、会社側は『被災者同盟の御要求額は到底弊社の能力の限界を越えるものでありますので』五人の大先生の御指示を待つのだとゆう立派な印刷物を全被災者に郵送し、また立川市の『地方自治情報』（十月中旬号、下旬号）に『森永は惡徳の薬屋に欺された』『森永の社員はみな泣いている』と大宣伝を行わせ、そして『岡山の被災者代表と称する者十五名が上京して川崎厚生大臣に陳情した。森永は次に掲げる各項の補償（森永と全協との協定書の諸条項を列記して）を一心にやつてているのだ。彼らの行動は森永を故意に悪者に見せようとする極めて悪性な意図の下になされた計画的陳情である』と誹謗させ、更に『毒ミルクを海中破棄するなどとは勿体ない知恵のない話で、利用方法を考え、ミルクはやはりミルクとして營養に役立てねばならない』と言語道斷な文句（これは厚生省の廢棄処分決定に抗して毒ミルクを金に換えようとする森永の企図の

伏線であつた)を全紙面に連ねさせ、それをまた御丁寧にも各地駐在員室に何千部と送付して、被災者を始め、市町村長、議員、新聞報導関係、社会団体、経済団体等のあらゆる人士に郵送させるのだった。おまけに十字架をぶらさげたキリスト教の牧師までが強力な同盟のある各府県を行脚し、エンゼルマークの聖なる心を讃え、子供の親が会社の真心に感激している記事を配つて廻つた。

このような謀略宣伝は何も地方自治情報ばかりでなく、『衛生時報』(十一月三十日号)には、衆議院議員日本医大教授八田貞義氏の『乳児の場合の補償は零^{ゼロ}』であるとゆう大見出しをかかげて『被災者同盟の代表と称する人々に会つたが全患者の代表とは考えられない。そこで私は、五人委の結論が満足なものであつて大半の被災者がそれを承認した場合あなた方はどうするかと質問した所、「少くとも我々代表はあくまで反対する」と言明した。で私は五人委は公正中立な信頼すべき委員会であることを特に強調した』との『国會議員』の名が泣くような全くの嘘構の論をつらねて全協を誹り、所謂『称する族』一統の本性を發揮して独占資本の忠実な手先ぶりをはげんでいる。五人委が森永を叱咤して被災者の為に如何に真剣に努力しているかと云つた宣伝も数限りなく行われた。森永駐在員はそれら『作られた与論』のバクテリヤを撒布すべく日に夜をついて活躍した。

更に森永側は、七海氏が秘かに岡山を訪れて針谷氏と何事か相談して帰つたと思うと、早速十一月九日には針谷氏に対して五人委より招待状が届けられ、針谷氏は急いで上京した。そしてそれは五人委意見書に『全国協議会とは別の他の被災者団体の代表者』(意見書第四頁)と記されてあり、恐らく吉屋・針谷ラインの代表者とゆう意味であろう。五人委が『公正に各層の資料を集めた』ごとくに

書き立てている背後における森永側の工作の実例である。森永側は「五人委は正しい意向を蒐集するため患者を呼びたいと申込んで来たので、偶然頭に浮んだ針谷氏を推せんした」と辯解したが、国会社会労働委員会が被災者代表と認める全協を忌避して森永に被災者の選択をなさしめる五人委が果して八田議員や地方自治情報と違う立場にあるものとは考えられない所である。

崩れ行く全国の足並み 衆議院社会労働委員会委員長中村三之丞氏（京都）は極めて正義感の強い人で、森永ミルク事件の国会審議に際して、森永及び厚生省側を抑えつつ全協側に大巾に発言の機会を与えて正義の側面援助を惜しまなかつた。十一月九日の国会社会労働委員会では、吉川兼光（千葉）中原健次（岡山）各代議士の鋭い攻勢に森永及び厚生省とも幾度か窮地に陥れられる場面が展開された。厚生省の越権的干渉と五人委の謀略性とは国会において完膚なく叩き上げられた。「ペータードライミルクにも砒素が入つていたではないか？ 森永はミルク中に無表示のサツカリンを混入しているではないか？」——中川俊思氏（広島）の驚くべき発表は森永側をして生色ながらしめた。

然し乍ら、既に露われ始めた全協内部の足並の乱れと、森永の工作により、五人委が抜くことのできかない敵の堅壁であることは明白となつた。十一月末の国会で、中原、吉川両代議士は全協代表に対し断腸の忠告をされたのである。「云うも恥かしいことだがこの委員会に列席している議員の中に対し、多数森永の手が廻つている事実がある。余りと云えば余りの事態である。被災者同盟の指導陣に對しても勿論森永は腐敗工作をなしている。だがあなた達はどうかこの上ともに団結を固めて被災者の正義の斗いに汚点のつかぬよう努力して頂きたい。」

さて十一月九日、國會議事堂氣付をもつて岡崎氏に対し綱島氏より速達が送られた。

「一、十一月六日、大阪同盟は要求第三項補償金額の白紙還元を行つたと朝日新聞に出ているが、戦略的還元か軟化傾向か大阪の内部事情を調査されたい。」

二、全協の五人委否認は、之を根本的に解体し真に森永直接交渉を意図せるものなりや？ その戰術が對国会対策で成功する見透しなりや？ それと大阪の決定との關係如何？

三、小倉弁護士の意見では全協と大阪同盟とが別々の考え方であるようでは森永の策動が出ているのではないか真に対森永直接交渉を計画するとすれば、今一度全協の團結を固めて不買運動の全国的結集を試むべきではないか？ その熱意が全協にありや？

四、国会社会労働委員会における御活動を通じ社会各層を今一度覚醒させ社会問題化すべく努力されたい。」

全協事務局長宮本邦夫氏がいつの間にか森永側の自家薬籠中のものと化したとゆうことは大阪同盟を大いに動搖させ、対森永直接交渉をあせる余りあわてて要求金額の白紙還元を決定してしまつた。

そして十一月十日には香川県同盟が死者弔慰金を五十万に値下げすると発表した。十一月二十日滋賀県同盟は正式に全協を脱退すると通告して來た。「五人委を認める。但し、全協が五人委の線以上のものを獲得した場合はその適用をうける権利を留保する」とゆう虫のいいものであつた。島根、鳥取高知、栃木、小浜の各府県は音信不通となつてしまつた。

十一月二十日、高松市で宮本邦夫（全協、大阪）、渡辺正信（香川）、前田利定（兵庫）、玉城正蔵（京都）の四者秘密会談が持たれて、岡山の針谷氏、滋賀の掘武雄氏らを含むこれらの人々で委員会

を作り、五人委の結論と各同盟との調停を行うとの決定をなし宮本氏を代表として森永側に通告した

所が森永の方では「これらの人々が全協を代表するとは認められない」と突放し、それを全協にちらつかせたものだから大騒動となり、宮本氏らは同盟員の追求を受けて脱落してしまつた。

以上の如く全協本部が大阪に移つて以後の全国的混乱は、要求第一項第二項で世論の同情と支持をえながら、第三項二五〇万円で世論から浮いてしまつた全協の大きいなる誤算であつた。正に小川部長の指摘した通りとなつたのである。

五人委に対しても、徹底的にこれを否認し切るためにこれを擊破する外はなかつたがそれも出来なかつた。また、五人委そのものに喰い込んでこれを些かでも被災者側に有利にする努力もなされなかつた。何よりも致命的な誤算は、資本主義社会の本質的機構に対する全般的無知と、所謂『公正中立』の金看板が放射する甘い幻想とが多くの人々を支配していくことであつた。すなわち尚多くの人々が「いくら五人委が森永のヒモ付でも或る程度のプラスにはなるだろう」とゆう淡い期待をひそかに抱き、また、岡山や大阪と云つた強力な同盟すらも「五人委は一方的に森永を拘束するにすぎないのだから、五人委の結論は森永の案として更に交渉する」とゆう今から考えれば些か非論理的な思想を抱いていたのである。とに角『五人委』とゆう名のいわゆる社会有識者の演出は、巨大な幻想を与えて民衆をたぶらかす独占資本の手品としては誠に天地を恐れぬ反動的やり口であつた。

全協は五人委待ちの状態に追い込まれた。

八 合同慰靈祭

『本日茲に全岡山の森永ミルク中毒により痛ましくもその犠牲となられた二十有余人の赤ちゃん達の合同慰靈祭を、岡山県被災者同盟御主催の下、壯嚴盛大の裡に挙行せらるるに臨み、全国被災者の親を代表して謹んで御靈前に哀悼の意を表し、安らけき御冥福を祈るものであります。

惟うに去る八月二十四日岡山医大浜本先生の御発表により、私達親は信じ切つて飲まして来たミルクの中に恐ろしい毒が入つていたことを知り、余りのことなに慄然とすると共に、斯る惨酷な事態を惹き起したものに対する憤りを抑えることが出来ませんでした。

私達親は、乏しい家計の中から子供にだけはと森永エンゼルマークを信じて無理をして飲ませて参りました。然るに被災者の赤ちゃんは、亡くなられた岡山の二十三人を含めて死亡者百名に達し、重症、中症、軽症者はその数一万名を超えるに至りました。その間、二、三カ月から半年の長きに亘り治療に看護に一家をあげて苦労を重ねて來たのであります。そしてその甲斐もなく、いとしい赤ちゃんを亡くせられた御両親、御家族の御悲嘆は、お察しするに余りあります。

私達親は、何の罪もない無心の赤ちゃんの命を奪い、又、今尚一万余人の苦しんでいられる赤ちゃん達の為に、人命輕視の思想を打破し再び斯る惨事の降りかかることのないよう、命をかけて斗う決

意であります。

在天の赤ちゃん方。どうか私達親の悲願達成に御加護下さいますよう。そして安らけき永久の眠りに就かれますよう、心から御冥福をお祈り致します。

昭和三十年十二月四日

森永ミルク被災者同盟全国協議会委員長 三木千太郎』

——しめやかな奏楽の音と共に、祭文、弔辞の朗読が高くなり低くなると、遺族席からは啜り泣きの声が漏れた。だが慰靈祭を終えた遺族達の感想は「これで赤ちゃん達の魂も浮かばれたようだ」と安心した。」とゆうものであつた。

一早く同盟が組織されると、行政当局は、困った事態が起きて来るぞと心配し出した。森永は打算に終始し、策を弄して被災者の分裂を企てその崩壊を待ち望んだ。目前の現象に血眼になつて、すつかり忘れられたものがあつた。毒死した赤ちゃん達の靈は既に四ヶ月も顧られていなかつたのだ。岡山同盟代表委員会が合同慰靈祭挙行の企てを発表すると、それは家族大会で熱烈に支持された。慰靈祭は関係者の意表をついて敢行されたのである。

『……なんと人生の悲哀、慟哭、空虚。忘れんとして忘れえぬ在りし日の面影。ちつと見つめたあの瞳、お母様のお乳を可愛くもつたあの手々、小さい二つのアンヨ、ヨチ／＼歩いたあの押車お母様のお乳を十分に与えられなかつたからあのドライミルクに頼つたのです。どうしても生き長らせさせたかった。なぜ中毒死から遁れられなかつたのだろう？ 不眠不休の看護に憔悴しきつたお母様！

永遠の過去と悠久の未来との間に、親子としての生ける間の関係はまことに短いものでした。人の世における歡樂の夢に耽る時もなかつたでせう。生れ出る苦惱のみ味わつたことでせう。然し乍らあなたの方の短い生命も多くの示唆と貢献を残して下さいました。生きて人類社会につくすことの出来なかつた償いはあなた方のあの黒色に変じた可憐な息絶えた肉体を解剖台にのせ日本解剖学の用に供してまで此の世に残れる人達に貢献される御両親の将来えの御期待と御理解とはどんなに大きかつたでせう。敢えて人生の長短を問う勿れ、貢献の如何にあり。……』（祭文）

全国を戦慄させた大事件の生々しい記憶を背景にして、県下二十三名の中毒死の赤ちゃん達の合同慰靈祭である。県知事も市町村長も議会もまんざら知らぬ顔ではすまされない。それだけでもすでに大きなニュース・ヴァリューを持つていた。いわゆる地方の名士達が同盟とゆう民衆組織に対しても如何なる観点に立ち、また如何なる評価をしていようとも、「同盟の主催する慰靈祭はボイコットする」とゆうわけには行かない。すなわち、全社会のあらゆる階層に有無を云わざぬ大義名分を打ち立てた企てであつたのだ。

合同慰靈祭は、県下全遺家族、県知事、市町村長、各種団体、各府県同盟等の人々の参集をえて盛大に挙行され、各病院、一般被災者、社会各層の弔問客が引きもきらず、受付をつとめた小野富平氏らは汗だくぐであつた。報導陣もつききりで活躍した。全新聞が残らず写真入りの記事を掲載し、朝日グラフの年末特集写真にも掲げられた。實にテーマが余りにも良すぎた。「安らかなれ幼き二十三柱」「赤ちゃんの靈よ安らかに」の各新聞記事はまたしても世間の親に哀愁と同情の想いを甦らせ

主催者『被災者同盟』に対する日頃の感じを大巾に訂正させるものであつた。それは後日の同盟のデモ行進が狭い歳末の繁華街を練つて大いに市民に迷惑をかけ乍ら世論が甚だ同情して呉れたことや、その後における県当局に対する交渉等でも、当局者が同盟を嫌惡しつつもどうしても之を黙殺出来ないばかりか、大巾に要求をきき容れたのも、その大きな原因は同盟の大義を裏付ける事実の蓄積が、尚そのさまざまの過失や醜態を超えて高くそびえているからに外ならない。私達はそう信じている。

合同慰靈祭に捧げられた各界の弔辞は当時における人の心の形見となるものと思うので、永き世の記念として一部を集録した。森永乳業の弔辞も立派なものであり、会社が名実共にそうありたいものだと私達は念じている。

『ありし日の赤ちゃんの皆様のお姿。御両親様の温かい愛情を一身に受けて元気よく産声を上げられた皆様の紅葉のような可愛い手、林ゴのような赤い頬、山を吹き飛ばすような勢いで泣かれる元気な御姿が目の前に浮ぶようでございます。その皆様が永劫の眠りにつかれてしまつたのです。御両親様始め御身内の皆様の御悲嘆は御察しするだけでも涙でございます。私共森永乳業の者が粉乳に混入していた砒素が皆様の御命を縮めた原因であると判つた時の驚き。唯茫然と自失するのみでございました。

誠に申訳なく御詫びを申上げようにも言葉もない次第でございます。どうぞお許し下さい。私共は深く頭を垂れ、謹んで御詫びを申上げます。そして今後このような事件を二度と繰返さないことを御誓い申上げ、会社として出来るだけのことをさせて頂きたく存じます。

どうか赤ちゃんの皆様、安らかなお眠りにおつき下さいますよう。右謹んで弔辭と致します。』

最後に三木岡山県知事の『慰靈のことば』を掲げて本稿を閉じる。

——み仏に見守られて今日のこの厳かな慰靈のお祭にお迎えしました赤ちゃんたちの清らかなみ靈たまに謹んで申し上げます

お母さんのお乳の代りにドライミルクを飲んだのが因もとでいたいけな幼い命を捧げてしまわれました誰がこんな悲しいことを夢にだに思つたでしょうか　人の世には全く私達が予想もしない禍があるものだとゆうことを今度ほどしみぐ味あわされたことはありません　その上この不慮のもとがちよつとした不注意だつただけに残念でなりません

あなた達を亡くされたお父さんやお母さんの悲しんでいらっしゃる様を見て堪らない氣がしてお慰めする言葉もみつかりません

あなた達を眼の中に入れても痛くない程に思つて　そら笑つた　そら何とか云つた　と毎日お家の人たちを喜こばせ成長するのを楽しみつつ抱き上げては頬ずりし膝から膝えと取りあつて可愛がつておられたのだから

私たちすべくした小さな身体からだを解剖のために捧げて毒物の正体や身体を侵して行く事情を詳しく調べて頂かれたあなたの父さんやお母さんには頭が下ります　本当に御立派でしたよ　お陰でお医者さんの小父さんたちが一生懸命で研究されて多くの赤ちゃんの命を助けて下さつたのです

あなた達は折角この世のやさしいお父さんお母さんの間に生れてこられたのに天の夕顔のようにほ

んの短い一生でしたがあなた達赤ちゃんは人を恨み世を恨むことのない神の心のままに清らかに天国に旅立たれました それだけに私たちはどんなに言つても私たちの心持がいい尽せない気がします

私たちは決してあなた達赤ちゃんの尊い死を無駄にはいたしません

どうぞ御冥福を祈り心からお慰めしようとする私たちの気持をお受け下さい

さらば赤ちゃんたちの御靈だまよ安らかに眠れ み仏の御手にいだかれ いつまでもいつまでも 安らかに眠れよ さようなら

九 五人委員會意見書發表をめぐる情勢

全国協議会の動きと会社側 十二月に入つてより全協はしばしば森永側に交渉再開を申入れた。全協の指令により各府県同盟はずつと待機姿勢をつづけた。去る十一月九日森永側七海氏は五人委の召喚で上京した針谷氏を通じて「五人委の発表のある数日前に同盟の方々と充分お話し合いして然る後五人委に発表して貰い実施に移りたい」と約束し、暗に五人委との連絡あることを認めていたが、今度は『「五人委の発表後相談させて頂きたい」との回答で我々は再三申入れたが会社は言を左右にして延期策を取つてゐる』(大阪同盟ニュース第六号)とゆうわけで、これは五人委案が到底被災者の納得できるものでないことを知つた会社側が、時を稼ぎつゝ一挙に五人委案を強行しようとしている下

心と判断出来るものであつた。

十二月十五日、五人委員会意見書が公表された。その結論は左の通りである。

一、死亡者えの補償額は十五万円が適當と思うが、両親の氣持と森永の立場を考慮して更に十万円を増額し合計二十五万円とする。

二、生存者は重症たると軽微症たるとを問わず一律一万円を贈る。

三、後遺症の心配は殆んどない。現在病気しているのは原病の継続である。唯、この中毒が原因で別の病気にかかつたことが明らかに診断された場合は本件同様に配慮されるべきである。但し医学上後遺症と認むべき事例が確認されたときには別に補償方法につき考慮されるであろう。

四、森永は入院患者に何らかの追加を約束したものようだが、もしその必要ありとせばその限度は二千円迄にすべきである。

五、森永が今迄支払つた見舞金等は右の金額に充当されるものとする。(即ち、入院者に対する零^{ゼロ}通院者には五千円。死者には十五万円を追加する。)

以上が五人委員会の結論である。これには世間も驚いた。五人の『大先生』の良識の果実が誰がみても余りに会社側にのみ一方的に都合良く出来ていていたのだ。そして被災者は何人も憤激その極に達した。森永の善意を信じ、五人委の良識に期待を寄せていた多くの被災者が「矢張り同盟の云つてる方が正しい」として遅れ走せに加盟を申込んで来た。「もう我慢がならない」とゆう被災者の斗争心は急激に高揚した。それは全国各地におけるデモ行進、全森永製品に対する不買運動の発展となつて拡

がつて行つたのである。

五人委意見書の矛盾と反動性 さて、被災者も世間も誰しもが不可解としたのは、五人委の任務は所謂『社会通念に基づく公正な基準を出す』とするものであつたが、砒素中毒死亡乳児の補償金が十五万プラス十万円で良いとする何らの理由も明示されていないことである。寧ろ同盟の一五〇万円の方が遙かに計数的であり、人の命を金銭で測るのではなくて人の一生の稼ぎ高（その人が普通に生きたならば自分と家族ともにたらす筈の利益）を計算してその半額を要求するとの論の方が理窟に合っている位であつた。しかも同盟には人命は無限大の価格を有するとの高い理想の筋金が入つてているのだつた。成程、五人委意見書の前文には、五人委が森永や厚生省に命じて集めさせた事項とか、各地の天災地変の補償額とかをオモチャ箱を引くり返した程並べてはある。所がアメリカ合衆国がビキニの死の灰で亡くなつた久保山愛吉氏に弔慰金六百五十万円を贈つたことはおくびにも出していない。要するに彼らは自分の玩具箱に最高二十万円迄の玩具を沢山仕込んで来てこれを陳列し、読む人に世の中には玩具はこれだけしかないように錯覚を起させておいてから、「だからこちらの玩具も十五万円が相場なのだが、これはちよいと念が入つてるので十万円のオマケをつけた」とこちつけているのである。そしてそのオマケとゆうのが、「森永が誠意を發揮したくてウズウズしているから森永の立場を考えてやつた」とゆうのだ。何とゆう（会社側に）親切な五人委であろう。そして五人委の弔慰額と庄司氏が全協に示した森永の『腹案』とが何と見事に一致していることであろう。

次に、生存している被災乳児は眼底萎縮や肝臓病を起して何年か先を心配される児も死にかけて半

年も患つてゐる重症者も、たつた一日保健所に行つて「砒素中毒ではあるがミルクを止めれば治療しなくても良い」と云われたような極々微症の者でも押しなべて一万円を贈れとゆうのであつた。そして会社が各地の同盟に約束した「入院患者一万円、通院患者三千円の見舞金は決して後日の補償その他に關係あるものではない」とゆう聲明を全く無視して、それらの金額をもつて之に充当せよと命じてゐる。(九月初旬会社側は岡山、広島、徳島等の各地で謀略的に見舞金配布を強行し、患者達は一致して之を拒否し『危険な金は受取らない』と絶叫したのを会社側の右の申出を諒承した各同盟が第一回全協の決議に従つて、各患者に受取らせたのであるが、思えば森永はすでにその時一万円以上は出すまいと決心し、それを五人委に代辯させたのであつた。全入院者の絶叫は本能的に眞実を予感していたわけである。) 従つて入院者(重症・中等症)は文字通り零であった。もし五人委が『会社の利益の為』でなく『社会通念に基づく』立場にあるならば事件当初から各県衛生部や各新聞で云われていたように『患者の症状を重中軽に分けこの外父兄の損失に精神的慰藉を加味したもので行くのが妥当である。』(九月一日、山陽)しかも厚生省指示による重中軽の区分が全國的に完了しているにも拘わらず、五人委の意見書は『症状区分が困難なる故をもつて』平等にするのだと強辯しているのである。意見書は故意に統計をゴマ化して死者と患者数のみに分けているが、眞実は死者一一四名、重症七六四名、中症二千四百名、軽微症約九千名である。患者総数の四分の三は軽微症であり、真に困つてゐるのは(重症、中症)約三千名であつた。九千人の人は最初三千円の見舞金を受け、ついで二千円を貰い、最後に五人委のお陰で五千円を贈られ、「何と森永は親切な会社だろう」と随喜し、『か

たじけなさに涙こぼる』西行法師ばりの感謝状を送り、山崎辯護士をして『森永の処置に対する不満を有する人は甚だ少いのに比して会社の誠意に感謝している人々は極めて多い』と厚顔無恥な大デタラメ（意見書一四頁）を書かしめているのである。そしてその陰に四分の一（三千人）の人々が暗い運命と社会の酷薄に泣いているのだ。同盟を全被災者の四分の三の人々から切り離すための重大な謀略の一環が五人委の役割りであつたのである。山崎辯護士の森永に対する奉仕も亦至れる哉である世の親達も新聞記者達も、良心のある人はすべて『入院者は零^{ゼロ}でよい』とする五人委の案に反撃した。

更に、見舞金に関する森永の当初の約束はきれいに黙殺している五人委が『入院者に対するアンバランスは最終的に調整する』とゆう会社の約束だけはちゃんとと思い浮かべて呉れて、しかもその額は二千円を超ゆべからずと命令するのも實に奇々怪々とゆう外はなかつた。理由と根拠とは、例によつて五人委流に全然示されていないこと勿論である。（何れの場合も同じ。）例の玩具箱を引くり返しても見てもそれらしいもののカケラすら見つからない。綱島氏の所謂『元老政治的鶴の一ト声』である。

五人委が金科玉条とした『生存者の平等』の原則を、云う口の下から自ら破つてまで入院者に二千円の贈物を許したのは如何なるわけであろうか？ この点だけはそんなに『森永の約束』が大事だったのであろうか？ 答は否である。蓋し、全協並びに各府県同盟の主体的勢力（核心）が入院者（重症・中症）であることは彼ら——五人委と森永（外面は五人委でも内面は森永とゆうシーキルとハイドがその正体だから敢て彼らと称して両者を代称する）——のつとに知つてゐる所である。だから入

院者にビター文出さず文字通り零であつた場合、同盟が無期限斗争を継続するだらうことは火を見るよりも明瞭である。全協と同盟とを大半の被災者から浮き上らせると同時に、それ自身をも崩壊させる必要が彼らにはあつたわけである。五人委による事件の解決案が入院者だけ——すなわち全協と同盟の主力——を取り逃すものであることは、彼らに対しても被災者の虐殺を厳命している御主人＝厚生省や独占資本家に顔向けのならないことである。重戦車で町並を根こそぎにしてしまうよう、全被災者を強引に引き倒して解決したような恰好をつけることが必要である。それ故にこそ入院者にも鼻薬をあてがつて適当にごま化さねばならないのだった。

最後に、全被災者の、親としてなら誰しも心配する後遺症の問題について、彼らは『殆んどその心配がない』と簡単に結論する。『現在の病気は原病の継続である』ときめつけている。五人委が召喚した幾人かの小児科の『権威者』が浜本教授を筆頭として皆森永と極めて眎懇な間柄の人々であつたことは注目されて良い。『砒素中毒の影響は当然考えられる』とする医者は有名無名を問わず一人も喚問されていない。

砒素中毒の直前（昭和三十年四月）人工栄養の健康優良児として森永からも表賞された岡山県の吉房京子ちゃんは、中毒を契機として異常体質にまで成り下り畸形児として育つているが、それでも『原病の継続』であろうか？

砒素中毒の潜伏期間（五月八月）に多数の乳児が中耳炎を起し、中毒症状のピークと共に激しく化膿し、きまつて両側鼓膜穿孔をしてそれが閉鎖しなくなつてゐる。彼らは将来、難聴児或はツンボと

して育つであろう。片側だけの中耳炎である場合は尚、中毒と関係せぬ五人委流の『原病』と考えられないこともない。しかし中毒乳児に限つて例外なく両側中耳化膿症を一年以上の長期に、然かも幾度も鼓膜穿孔をせねばならぬ程ひどい悪性を起しているのが、これも果して『原病の継続』であろうか？『日本的有識者』五人委の論拠として余りにも天を恐れざるやり方である。否、むしろ日本的、権威なるが故にそうするのである。とゆうのは、岡山大学とか大阪大学とかの小児科の『權威者』達はきまつて、綱島氏の所謂『医学の現段階では砒素中毒が併発症の母体となるや否やは究明されていない』ことを理由に（否逆用して）「これらの症状は砒素中毒に關係あることを學問的に証明出来ぬから、砒素中毒に關係はない。」と強調し、森永はまた森永で、「お医者様が中毒と仰云らねば当社は責任を持ちません。御同情はいたしますが、それで責任を負つたり治療して上げたりしますと、惡例を残すことになりますし、何よりもお医者様の権威を輕蔑することになり申証のないことあります。」と極めて『紳士的』に逃げてしまふのだ。良心的な医家が見るに忍びない氣持で『砒素中毒に関連して』と証明すると森永は「當方の指定する病院でないと権威がないから」と拳つくを喰わしてしまう。被災者が憤激するのは当然なことである。

『本中毒に起因して別の疾病にかかつたことが明らかに診断される場合は』とゆう五人委の一句は世論をまぎらわすには極めて好適な論である。然しながら右のように『現在の病氣は原病の継続である』とまだ沢山の乳児が療養しつつあるさ中に『断定』されるような時代にこの一句が生かされる見込みのないことは誰よりも五人委の諸先生が一番よく御存知に違いない。砒素中毒で肝ゾーがはれる

のも、ビキニの死の灰で肝ゾーが犯されるのも、その他の肝ゾー病も全く似ているのだ。砒素中毒の下痢も、他の下痢も、下痢であることは同一である。砒素中毒の貧血も栄養不良の貧血も亦同じだ。中耳炎然り、気管枝炎また然り。とするならば、数カ月後或いは一、二年後の肝ゾー病や下痢や貧血が、栄養不良だと食当りだとか、先天性だと、家庭の貧困だとが原因だと診断されることはあっても『明らかに砒素中毒に起因する。』と診断されることは絶無である。

これが五人委の結論なのである。

五人委員会の結論は十二月十五日に発表された。所が驚くこと勿れ、翌日にはすでに意見書全文を印刷したパンフレット（内海丁三氏の時事新報社で印刷したもの）と、『五人委の裁定を直ちに実施する』とゆう森永の通告とが全被災者に発送されたのである。

そしてその翌日までには、全入院者に二千円、通院者に五千円の現金書留便が『右金員を慰藉料として正に領收しました』と印刷した官製ハガキの領收書と共に送りつけられたのであつた。

何とゆう手廻しのよさ！ 真珠湾の再度の奇襲だ。資力に物言わす悪ラツな電撃作戦だつた。五人委の一人内海丁三氏とその時事新報社が森永の電撃戦の機動隊を担当したのである。これが『日本的大有識者』にして『公正なる第三者』の行為であつたのだ。森永と通じ、資本家の手先と化し、己が魂と知能と権威とを動員して、罪なき被災乳児の運命を閉ざし、被災家族の苦悩に押し蓋をかぶせることにのみに献身した怖るべき人々であつたのだ。山崎辯護士以下五人の『名士』の名前をもう一度想い起そではないか。その志を売り飛ばすこと匹夫にも劣る人々——『名士』とゆう名の人々の名前

を。

森永は、翌年一月七日の読売新聞に『全被災者の九十八%は五人委の金額を諒承して受領した。』との謀略的発表を行い、まるで殆んど全部の被災者が五人委案に満足して、事件は解決したような宣伝を行つた。彼らはも早、被災者の身の上よりも、次の営業政策に浮身をやつし始めたのだつた。

決裂　十二月十五日、全国協議会第七回代表者会議が大阪において開かれた。参加府県は大阪、兵庫、岡山、広島、香川、徳島、愛媛、奈良、和歌山の九府県であつた。全協は直ちに声明書を発した。

『本日五人委員会の結論が発表された。五人委は被災者に一言の相談もなく森永及び厚生省の委嘱により発足したものであり、我々は当初よりこれを認めない立場にあつたが、本日の結論を見て、委員の方々の常識と、委員の方々も子供をお持ちのことと思うがその親としての愛情を疑うものである。委員の方々自身が自分の子がこのような目に遭つた場合においても果してこのような結論を出されたであろうか？ 我々は今次の事件が単に一万数千の被災者だけの問題ではなく、すべての子と親に關係を持つ重大な問題であると思つてゐる。尊い乳児の生命がこのように軽く扱われ長い将来を有する被災乳児の運命がこのように軽視され処理されるならば、今後この種の不祥事件発生の根因は絶滅されず、人命軽視の措置の悪例を残すこととなり、再びこのような不祥事をひき起さないとゆう保障は得られないであろう。我々はこれに対し徹底的に抗議すると共に、あくまでも一万数千の子供を守り社会正義を貫くために森永と交渉を行おうとするものである。もし森永がこれに応ぜずその態度を変えないならば、我々は不買運動を中心とするあらゆる実力行使をもつて斗うものである。右声明す。』

ついで全協は森永本社に対し、即時団交を開始せよと要求し、会社側は十二月十八日に会見することを回答した。その間の三日間が彼らの電撃奇襲の時間であつたのだ。

十二月十八日、大阪堂島ビルは再び数百人の被災家族で埋められた。森永側はあくまで五人委の結論を固守し、憤慨した同盟員は全協代表団と共に夜を明かした。翌朝午前五時、全協は最後の決意として、『五人委の結論とは何ら関係なく』最終要求書を提示した。これは全協代表団が二日間に亘つて検討し、大阪同盟の家族大会の審議にかけて承認されたものであつた。

『一、死者に対し弔慰金五十万円を支払え。

二、定期検診制度を確立せよ。

三、今次砒素中毒症の研究機関を設置せよ。

四、今後六年間必要な患者（重症・中等症）に対し毎月一千円の体力恢復・健康管理費を支払え。

右の要求は我々が世間の常識ある人々の意見も問い合わせ、真に公正妥当で最低ギリギリの線であり、この要求を完全に獲得するまでは如何なる犠牲を払つても不買運動を含む一切の実力を行使して斗うものである。』

これに對して会社側は「実力行動は出来るだけ避けて欲しい。今一度誠意をもつて御要求の線に沿えるよう努力し、遅くとも本月二十六日迄に御回答致します。」（確約書）と回答。全協代表団は協議の結果、左の宣言を発し、二十六日をもつて最後の日と決定した。

『一、我々は確約書に基づく二十六日の会社回答の際、誠意が認められない場合は直ちに不買運動に入る。

二、その準備の為に、本日より各労働組合、民主団体、婦人団体、文化団体、宗教団体その他社会の有識者に対し強力な共斗体制を整える為行動し、回答口迄に一切の準備を完了する。』

徹夜の団交は暁の午前七時に終了し、全協は以下の運動方針を確立した。

一、廿六日の回答は甘く考へることは出来ない。我々が手を拱いて見ていたら今迄と同じように少しずつ餡をねぶらされて満足すべき結論はえられない。

二、回答に誠意を求める道は只一つ。我々が実力を貯えること。即ち回答如何によつては直ちに強力な不買運動を全国的に捲き起すことの出来る体制を作る以外に絶対にない。

三、従つて今後は同盟員一人一人が自分達の要求をかちとる為に出来る限り運動に参加することが絶対に必要である。

四、全協に斗争本部を設置し、各府県代表が常駐して斗争指導を行う。

十二月二十六日上京した全協代表（三木、岡崎、保田、北村、黒住）に対し、会社側の回答が示された。

『会社は五人委の意見書はあくまで妥当なものと考えるので御要求の一項、四項には応じられない然し御満足をうることは困難とは思うが、死亡者に対し一周忌香華料金一封と患者に対し健康増進の一助としてのベータードライミルク若干とを差上げて弊社の誠意を表わさせて頂くよう御協議致したい。

尚、定期検診制度及び研究機関等については兼ねて考慮していた所であるが、当局並びに医療機関等の協力を必要とするのでこれらの機関と協議の上具体案を作製したいと思う。』

——飴を少々ねぶらすだらうとゆう全協の予想は見事に適中した。森永の本質は誰しも全く嫌とゆう程ハツキリと見せつけられ、思い知らされていたからである。

双方はあつけなく右と左に分れ行き、直ちに全国に対して戦斗開始の指令が發せられた。
あわただしい年の瀬に被災者は血戦えと突入した。

(前篇終り)

後

篇

血戦より今日の事態まで

十 血 戰

實力行使の決議

五人委の裁定案をもつて会社の決定とするとゆう森永の態度は世間一般の人々にすら反感を抱かせるものであつた。被災者が憤つたことはゆうまでもない。全協の斗争体制確立は時宜をえたものであつた。然らずして何もなすことなく会社の回答を待つとゆう態度を取つたならば、恐らく会社の電撃奇襲にしてやられ、全同盟員の憤激を結集することに失敗し、情熱が余つて組織が崩壊するとゆう事態を招いたであろう。全協の指令に基づいて各府県同盟は一齊に全国総決起大会を開催し、不買運動並びに実力行使の諸方策を樹立した。

十二月十八日の大阪同盟家族大会が森永側大野氏を取り囲んでこずき廻し暴動化したのにつづいて大阪では十二月二十五日より翌年一月末までに前後三回に亘つて五百人のデモが梅田の繁華街を練つた。二百五十分には終始批判的だつた大阪の人々も、五人委の結論と森永の態度とには何処よりも腹を立てた。大阪の情勢は一触即発の戦斗状態を呈していた。

十二月二十日岡山同盟第五回家族大会が県歯科医師会館で開催された。参会者は九月三日の決起大会を上廻る盛況で、会場は文字通り立錐の余地もなかつた。大会は、五人委に対する非難と抗議の決議、実力行使の決議、法廷斗争宣言を満場割れんばかりの拍手と興奮の中で可決し、十二月二十五日

クリスマスの街頭デモ、毒ミルク罐をかいだサンドイツチマンによる無期限の街頭宣伝が行われ、一方、民事法廷における森永告発の準備が進行した。

年末年始にかけて、広島、徳島、京都の各同盟が、一波二波と白タスキ宣伝隊、デモ行進を展開した。各地の新聞は再び写真入りの記事をデカデカと掲載して世論をあふり立てた。

◎森永患者のデモ行進

「森永ミルク事件の被災者がクリスマスの街頭にデモ行進を行つた。「ヒ素入りドライミルク」と大書した大きなミルク罐が先頭を切り、「赤ちゃん大事か儲けが大事か」「病める赤ん坊をかかえて私達は泣く泣く正月を迎えます」「エンゼル製品は危い」「買うまいぞ森永を」などのプラカードを掲げた数百人のデモは人出の日曜日のこととて多くの市民の目を引き、痛ましかつた事件をまたしても思い出させたようである。このデモを見た人々がどんな感じを抱いたかは分らない。

だが、会社側の落度でミルクの中に砒素が混入していたことは事実であり、またその為に多くの乳児が災難をうけたことも争えない事実なのだ。今度の森永事件は被害者が物の云えない乳児であつただけに一層痛々しかつた。大きく膨れ上つた腹、ドス黒い皮膚の斑点、何も知らずに死んで行く無心の赤ちゃんの姿は悲惨その極みであつて、今年の十大ニュースの第一に数えられたのも無理のない所である。して見ると事件の責任は会社側につても被災者側にはない。多くの事件が被害者にも多少落度があるものだが、今度の森永事件に限り被災者には何の落度も責任もない。良品と宣伝され、信用して買つたミルクに毒が入つていたとゆう事実以外に何物もないのである。従つて、事件の解決には会社側の誠意以外に円満な解決方法は見出すべくもない。

然るに森永は、全責任を負い心から謝罪して前後措置に万全を期すると云い乍ら、実はそうでないと思える節がある。余りにも策を弄しすぎている。即ち十一月末の衛生時報を利用して「詐欺にかかつた森永乳業」などの見出しで如何にも森永に責任がないかの宣伝を行い、しかも「民法による損害賠償——乳児の場合は零」の如き記事は単に被災者を怒らしたのみでなく関係のない一般人までがその卑劣さに大きな反感を抱いた。殊に五人委員会が絶対公正であるが如き森永の宣伝は確かに行過ぎである。五人の中には日本的有名人も一人二人はあるがいずれにしてもその顔触れは死のドライミルク事件を議する顔触れとしては決して温か味のあるものではなく、国民の誰が見てもどうゆう方面から批判しても、もつと満足に近い人選がありそうなものであり、しかもその顔触れが森永に都合のよいものであることは全く許せない。

五人委は死者二十五万円を決定しているが会社に金がなければ十万円贈つても被災者は諦めるであろうし、森永に力があるなら百万円出しても決して多い額ではない。森永は会社の内容を公開し、二十五万円以上出せない科学的根拠を示すべきであり、五人委の結論が正しいような云い方は改むべきである。会社の態度は最近に至り極めて冷たくなつていて。これでは事件はいつまでたつても解決すまい。(十二月二十七日、岡山新聞社説)

◎ノイローゼ歳末版——思い切れぬ粉乳禍

『今年一年を振り返つて一番心の曇るのは森永粉乳の砒素騒動だ。死者二十四、患者一九一六名とゆう県下の粉乳禍。もみにもんだ補償が同盟の反対は兎も角一応去る十五日の五人委の決定を見ると、森永岡山出張所では待つてましたとばかり送金が始まつた。本社から大挙到來した応援隊七人、アルバイト十人を動員。休日は勿論返上、残業につぐ残業。クリスマスの日も事務所で火鉢をかき立てて患者カードを操る、書く、封をする。そこえ被災者同盟のデモだ。さて問題の補償金だが、森永の印刷した文句「慰藉料として受取りました」が患者側の気

に入らない。わざぐ「慰藉料のうち一時金として」と書き直している。「後遺症なんかありません」と云われては安心し、「どうしてどうして後遺症大あり」と云われてはまたオロオロ。被災家族の悩みはいつ消えるやらまだ入院一人、通院百四十人。子どもの夢お正月も近いとゆうのに、今日も病む子を背に病院通い。母親の足は重い。(十二月二十九日、読売新聞)

——右の記事に見られるように、同盟代表委員会が鼎の軽重を賭して決行したデモンストレーションは同盟員の熱烈な支持をえて世論を獲得し、年の暮れの新聞記事をやんやと賑わした。そしてその背景の上に全森永製品の不買運動が全国的に展開されることになったのである。

全森永製品の不買運動

可愛い赤ちゃんと社會の仕合せを守る爲に森永の製品を買わない運動に御協力下さい

私達は事件発生以来、亡くなつた全国百数十人の赤ちゃんと傷けられた一万数千人の赤ちゃんを守る爲、今日迄血と涙の苦しみを重ねて参りました。今酷寒の風の中で熱暑の八月以来の月日を思えば、このような苦しみと悲しみはもう私達だけで沢山であり、二度とこのような悲惨事の起らないことを望みます。この苦しみの中で私達は親の愛情と団結で強く森永の反省を求めて参りましたが、森永は資本の力を背景として、多くの子供の生命と健康を無視しても会社を守ろうと狂奔しています。このような森永の態度を徹底的に改めさせる爲に私達のとりうる最後の手段「不買運動」を決行致さざるをえないことになりました。社会の利益をふみにじつては営業も出来ないことを悟り、心から反省するまで、森永の製品を一切買わないで下さい。

何卒、一万数千の被災乳児の基本的人権を守り再びこのような惨事をくり返させないため、
母と子の幸を守り、社会正義を貫くために、

死の商人・森永の製品を絶対に買わないで下さい。

——右の如き全協のビラが大阪の近鉄沿線の各駅に貼られたのを覚えていられる人もあるだろう。広島のデモはこのビラを広く市民に配布した。また東京の銀座街頭に於いても通行者に手渡された。国電の車中では何人かのお母さんが、「頑張つて下さいよ」と囁く風景が見られた。

岡山同盟は左の指令を全同盟員に発した。

④森永の非人道と暴虐をバクロする果敢な宣伝戦を展開せよ……全国協議会

◎赤ちゃんを守ること。それは日本民族を發展させる正義と愛国の斗いである。それは赤ちゃん殺しの犯罪人・暴虐資本家・森永を追求することである。岡山県下の各地域グループ、個々の被災者は左に掲げる同盟の檄をポスター用紙に特筆大書して街頭、家屋の壁、森永の広告の傍に貼りつけて、赤ちゃんの人権擁護の一大戦線を形成せよ……岡山同盟

死のエンゼル

森永の製品で毒死した全国百数十人の赤ちゃんの靈は未だ虚空をさまよい、何千人の被毒乳児は今尙余病に苦しみ痛ましい通院を続けています。

森永は、困窮した遺族の目の前に札ビラをちらつかせ、泣く泣く上申書をかかせ、それをカタにして徳島裁判を無罪に導こうと無制限な資金を注ぎ込んでいます。病衰した赤ちゃんも今では放たらかしで一顧だにして呉れません。

この暴虐！ この悲惨！——これすべて森永社長の人格の象徴であり、森永の性格であることが分りました。可愛い日本全国の赤ちゃんや幼い子供から捲き上げた数十億円の金の力で森永はかくもひどい横車を押し通し、

赤ちゃんとその貧しい親達を圧しつぶそうとたくらんでいます。森永——それは死のエンゼルです。

皆さん!! 硝素中毒の赤ちゃんの氣の毒な将来の身の上を考えてやつて下さい。そして親達の不安を理解して下さい。森永反省させるよう御協力下さい。森永愛用者の末路を見て下さい。

殺人者は大繁昌。愛用者は殺され傷つけられて喰うや喰わず。これが正しい文明社会のあり方でせうか? 苦しむ赤ちゃんを救え。病苦の行末に保障をせよ。贖罪の施設を行え。——私達はこれだけを要求しています。

岡山県下各地ではこれらの文句をトタン板の永久看板として掲揚した。

不買運動の具体的効果は各地に於いて現われた。香川県の国鉄物資部は森永ドライミルクの扱いを停止し、四国全土の月額販売量五万罐がストップした。高松市琴電百貨店は森永製品のボイコットを余儀なくされた。

岡山の国鉄物資部は既に事件発生以来全森永製品の扱いを停止していた。

広島の国鉄物資部も月額三万罐の扱量を零にしてしまった。全労働組合の中最も多数の被災者を出した国鉄労組は広島、香川の諸県に於いて同盟と表裏一体の関係を結んで側面援助を惜しまなかつた全協並びに同盟の第二段の工作は、香川に倣つて、各地百貨店、購売会、生協、有力商店に圧力をかけて森永製品を停止させる作戦であった。

各地被災者の再度の盛り上りは遂に一月十七日(昭和三十一年)の大坂一揆となつて爆発した。

全国の蜂起 昭和三十一年一月十六日、岡山同盟の第六回家族大会終了後、全日通労働組合岡山県支部において、北村、保田、黒川、綱島、平田、岡崎の諸氏が徹夜の作戦会議を行つた。会議の結果

全国の被災者の激しい盛り上りは最早寸刻も裕子出来ない状態にまで高揚しているので、この機を逸せず再度の行動隊を組織し、月末に第一次東京行動を敢行、総評、国鉄労組の援助をうけて森永本社坐り込み、街頭宣伝、森永社長宅襲撃を行うことを決定した。行動隊の主力は、岡山、大阪、広島の三同盟の筈であつた。

ところが、事態は月末を待たずして爆発し、大阪よりの急電に接した北村氏は急いで出立した。

——たつた二千円の金を慰藉料として送られたことに憤怒した大阪同盟の母親達は、一月十六日頃から大挙して堂ビルに押しよせ、慰藉料を突返すべく森永社員と云い争つた。十七日の早朝から事態の陥悪な成行きを恐れた森永の社員達は群衆の影におびえて地下室に遁入し鉄扉を下して籠城した。数百人の家族達は社員の居ない森永営業所で夜を明かし、人々の数は波状的に増大した。

食事も水もない數十時間を地下室に過ごし、発散するアンモニアガスで半死半生の姿になつた社員達が地下室から這い出したのを見て被災者は口々に憤慨した。更に人々は、森永側が辯護士を立てて応待させたことによつて一層興奮し、数十人の母親が森永本社に坐り込むと絶叫した。人々は大挙して上京した。

全協の緊急通達に基づいて、岡山同盟は一月二十一日に代表委員綱島氏を急拵東上の途に就かせると共に、森永駐在員室に無期限坐り込みを継続した。

第一波のお母さん達二十名を引率して意氣揚々、万才の声に送られて大阪を発つた三木全協委員長は十八日朝、押しかけて行つた東京森永ビルの玄関で申渡された七海氏の一言で完全に打ちのめされ

た。「全協並びに各地同盟は十二月二十六日の我が社の回答を待たずして既に実力行使に入られた。三木さん、貴方は全協統率の力を御持ちなのかどうか? 信義のない全協とはもう一切話し合いは致しません。」

七海氏の『いつどこで、どこのどなたと……』を聞き知つてゐる者にはこんな殺し文句が応える筈はなかつたが、三木氏は奈落に投げ込まれたような絶望で目の前が真暗になつた。げつそりとなつた三木氏が一同をつれて旅館についた後で、和歌山代表の宮井勤吾氏が西日本対策本部長山口繁夫取締役にはげしく喰いかかる。山口氏は云つた。「我々は北村氏や岡山の連仲のような人々とは話し合ひは出来ない。貴下や三木氏らとなら話し合いは出来る。やれ不買運動だ、やれデモだと革命騒ぎを起さなくとも、私達は本当に要るものは出す。すべきことはする。とに角和解するためには先ずおだやかにして戴きたい。」そして五万円を手渡した。宮井氏はこおどりして三木氏を説いた。「三木・宮井・七海・山口の線で話しがつきそうだ。頑張れ。」空しい日が一日二日とすぎて、すべての人々の懐が空となり、旅館の支払いも帰郷の旅費も没支なくなるにつれて、三木氏は次第に宮井の線に近づき一本のワラにもすがりたい気持になつた。唯一人北村氏のみははげしく主張した。「第二波を待ち再度森永を攻撃する。そして一まず帰郷の上、もう一度全協会議を開いて全国的行動に立上ろう。今ボス的交渉に入ることは敵の軍門に頭を下げることであり、無条件降伏を強いらされることになる。」悲しいかな三木氏にはそれが分らなかつた。「労働組合だ、民主勢力だと云つても、今の俺達の苦しみには何もして呉れんじやないか。俺達の斗いは初めから被災者だけの斗いだつたし、今もそうだ

し、今後も同じだ。金もないのによく続いたんだ。本当に頑張つてくれたのは今ここに来ている二十何人かのお母さん達だけだ。この人達だけには何とかせにやならん。森永が話し合うとゆうなら話しに乗つて早く事件を解決したい。」

宮井氏も札ビラを叩いて叫んだ。「今日の日に帰ると云つても誰も帰れんのだぞ。金だ。そして話し合いだ。さあ、この金でみんなを大阪に帰らそう。三木氏と俺は残つて森永と話しをつける。」

三木・宮井両氏と北村氏の意見は真向から対立し、北村氏は憤然席を立つて帰らんとした。転落の詩集の第一頁が開かれたのである。そこえ綱島氏の率いる第二波のお母さん達三十人が到着した。

一月二十二日、東京田町の森永ビルは総勢六十人に近い被災者でひしめいた。会社は女事務員を動員してオシメ洗いをさせられた。白亜の各室にはオシメの万国旗がざらりとひるがえつた。

発熱した赤ちゃんをかかえた母親の一人は突如病児を森永重役に投げつけて絶叫した。「どうせこのままでは子供は死んでしまう。一緒に殺して呉れ。」七海氏の顔は流石に蒼白となつた。彼は急いで手帳を取り出して、「どうぞ赤ちゃん方の病状をお聞かせ下さい。すぐ現地の者にいいつけて、必らず御満足のゆくよう取りはからわせます。」と人々の住所氏名を克明に記してから「皆様方の種々の御不満はよく分りました。それについては三木委員長とよくお話し致したいと思ひます」と宣言し急いで三木氏を連れ出して「あなた方が幾ら騒動を起しても、もう新聞には一行だつて出ませんよ。これ以上お母さん達を苦しめない為、私と三木さんとで收拾策を考えようではありませんか。」

三木氏は大いに喜んだ。闇夜に光明がさしたような気がした。「七海さん、その気になつて下さつ

たか。私が一ヶ月でも自分の生活を犠牲にすれば全国の赤ちゃんやお母さんが救われるのなら、私は頑張るぞ。七海さん。万一の場合は俺と一緒に刺し違えて死んでくれるか。」「勿論、貴方とお話し合いする以上、委員長の顔は絶対に潰しません。」

三木、七海両氏は感激と涙の握手をした。三木氏は喜びの余り、七海氏が全協を相手とせず三木個人とのみ交渉すると云つた言葉の真意が少しも分らなかつたのだ。綱島、北村、黒住の三氏は三木＝七海会談の謀略臭を丹念に説いたが、三木氏の心を翻すことは出来なかつた。全協の資金も欠乏し、長期の斗いを続ける見透しも困難な折柄、全協の力を温存しつつ、三木＝七海会談を森永対全協の交渉に変質させて行くよう努力することを決定した。

三木＝七海会談開始の条件として、実力行動を停止して欲しいとゆう森永側の要求が東京から伝えられて來たけれども、岡山同盟代表委員会は『具体的誠意を確認するまで実力行動は続けられるのが当然である』と決議し、ボス的交渉には反対の意志を表明した。しかし乍ら全国の情勢は次第に交渉に期待する気持を濃化して行つた。潮は退き始めた。そして森永側に時を稼がれつつ、不利な立場に追いつまれて行つた。引いた汐はもう満ちて来なかつたのである。森永の策謀は成功し、七海氏はその功により後日筆頭重役に昇進した。組織と統制の手綱を逸した蜂起は、その巨大なエネルギーと情熱とを空しく発散させたばかりでなく、却つて敵を利するの結果となつたのである。

十一 後遺症と余病併發症の問題

砒素中毒患者（乳児）の健康状態がまたしても奇怪な問題を投げ与え親達の苦しみを倍加するとゆう事態が全国的に再びやかましくなり出したのは去年の暮あたりからであつた。そして年末年始に当面する母親達の最重大問題は所謂『後遺症』から余病併發症へと移つて行つた。我々は岡山県の例をあげてこの問題を解こう。（全府県とも同じ。）

岡山県下の全入院患者は昭和三十年九月末までに岡山大学病院の二名を残して全部退院した。そして、十月末日の第一次治療中止、十一月末日の第二次治療中止とゆう極めて人工的方法により、前掲の読売新聞の記事の如く一四〇人を残して全員全快を云い渡された。しかし何百人の患者は依然として通院していた。病状は当時からの継続であるが、治療費は自己負担で。

かかる折しも、森永は昭和三十一年一月、全家族に通知状を発したのである。『昭和三十一年一月末を以つて各病院での治療は打切る。不安のある人は岡山大学病院小児科で診て貰い、そこで中毒症乃至中毒に関連ありと認められれば会社負担で治療して貰う。』岡大以外の病院の証明は一切受け付けないとの態度を示したから、前掲一四〇人を含む数百の人々が岡大を行つた。そしてそこで、それらの人々は余程ひどい一、二人を残して、まるで判でも押すように全快、全快と云い渡された。何のこ

ではない、自費治療を改めて確認されたり、または、今迄森永でして貰つておいた治療をも自己負担に切り換えるため高い交通費を払つて出かけたわけである。被災者は大いに憤慨し、森永に対する憎しみを新たにすると共に、「岡大を見損つた」との声が高まつて行つた。民事訴訟の申込者が次第にふえて行つた。森永が岡山での不評を挽回し、ペータードライミルクの販路拡大を企図して催した『赤ちゃん生活展覧会』では、岡大小児科が無料育児相談を担当し、同じ一人の被災者が岡大に行つたときには剣もホロロに「何しに来たんだ？ また砒素か！」と云われるのに、森永の生活展では「これはこうやつて栄養を与えて」と極めて親切に教えられるとゆうわけで、岡大の『権威』に対する反感は人々をして「岡大小児科は森永診療所だ」と悪口を云わせるようになつた。人々の反感と批判は後日の一斉精密検診に際して、日赤病院が県下被災者の三分の一の信認を得たのに比して岡大は五分の一に充たない人々しか行かなかつたことでも分ると思われる。

岡山同盟事務局は昭和三十一年二月一日現在をもつて同盟員中一三七名の乳児の余病併発症に関する調査を行つた。(九七ページの統計表)

左の表で分るように、調査人員一三七名中全快は十八名であり、症状を訴える者は一一九名の多きに達している。しかして右一一九名の者が症状数二六五を分担しているのである。更に単発症三七名を除く八二名の者が症状数二二八を負うてるのであるから、平均して一人約三個症状弱を併発しているわけである。特に注意せねばならないことは、砒素中毒の直接的結果と考えられ易い肝臓病、貧血（後遺症の公算大なもの）が比較的少ないので比べて、感冒、眼病、中耳炎等を合併して併発して

いる者の極度に多いことである。「粘膜、皮膚系統の異常、神經系統との影響は当然考えられる」と良心的医家は云つてゐるが、同盟の調査もそれに一致してゐるのである。

◎後遺症・余病併発症に関する統計

137名

後遺症余病併発症調査対象人員

症 状	人員数	人員比	症 状	症状別発病数総計		
				複合症の症状別発生数	複合症（左記症状の二つ以上五つまでを合併している者）	単発症（眼病とか貧血のみを單独で、いる者）
感 冒	94					
眼 病	52					
中耳炎	45					
気管支炎 肺 炎	33					
皮膚症状	20					
下 痢	14					
肝 臓 病	4					
貧 血	3					
全 快	18					
合 計	283	18	119	37	82	228
総 計			137	119		265

(註) 上記症状のうち

感冒のうち、中毒以後連續して感冒症状を持つ者 11名

眼病のうち、主治医より視神經萎縮と云われた者 2名

中耳炎のうち、砒素中毒に関連ありと主治医より言明された者 4名

貧血のうち、砒素中毒後遺症と診断された者 1名

右の統計は被毒乳児が、体の抵抗力を失つたり或いは中毒の直接間接の影響によつて似たり寄つたりの病気を発しているとゆう事態を何人にも理解させるに足るものと思われるし、また数多くの主治

医がそう明言しているにも拘わらず、『森永の尊敬する』病院では、一人残らず「砒素中毒は全快」なのである。何だがここにも五人委員会の結論が顔をのぞけているようである。

患者の側が何としても解し兼ねるのは以下のような事項である。すなわち、世には『砒素中毒症』とゆう特に変つた症状の病気はなく（それが中毒事件の発見を遅らせ、八月二十四日迄は死者生存者を問わずいろいろな病名を附けられて治療されていた理由である。）、肝臓の肥大、貧血、皮膚の黒変眼病、下痢、発熱、痙攣、脳症等々様々の症状の幾つかが種々の結合を以つて同時に起つたにすぎないるのである。その一個一個の症状——砒素中毒症——を探り上げて見れば、それは一個一個の独立した病氣であり症状であつて、砒素中毒ではない。偶々MFを飲んでいるとゆう事実と、髪の毛や爪から砒素が検出されたから『砒素中毒』なのである。バルは砒素を吸いとり、体の機能はこれを体外に排泄するために全力をあげた。一、二ヶ月の後、或は遅くとも三、四ヶ月の後、殆んどの患者の肝臓は次第に元の大きさに戻り始め、血液中にも頭髪にも砒素が検出され難くなつた。すると患者はみな全快を云い渡された。

バケツ（患者の体）には水（砒素）が入れられていた。バルと生命力とがその水を汲み出してしまつた。で、バケツは元にかえつた（全快）と云われた。ところがバケツの中側はすつかり錆びてしまつていて、いろいろ磨い（通院治療し）て見るが、さっぱり綺麗にならない。錆びたのは水のせいだつたのだと多くのお医者も云い、患者の親もゆう。所が森永と五人委員会と権威ある大学の小児科だけは、バケツの錆びは水の入る前からのものだと主張するのである。だが多くの乳児が生れるとす

ぐMFを飲んでいるのだから、果してその前から錆びていたかどうかは誰にも分らない。偶々、水の入る前は美しく光っていたことの証明を有する（健康優良児として森永の表賞を受けた）子供の場合を持ち出すと、その人達はこうゆうのだ。「そのバケツの錆びは中毒に關係なく起きるべき運命にあつたのだ。健康優良児でも或る時期を契機として畸形発育もするし、異常体質にもなるし、骨が腐ることもあるのだ。たまくこの三つの災疫と砒素中毒とが一度に重なり合つたにすぎない。それを砒素と結びつけるのは惡質の意図がないとしたらノイローゼである。」この子の兄弟はみなとても健康ですが、と訴えて見ても、「兄弟が揃つて健康だとゆうことは末の子が健康でなければならぬとゆう理由にはならん。」と突放されてしまう。

成程確かに砒素は検出され難くなつた。だが肝臓肥大、貧血、眼病、皮膚症、下痢等々はそのまま残つてゐる。皮膚が黒くて眼が悪いとか、中耳炎と眼病と感冒で困つてゐるとか、貧血で下痢するとか、皮膚がカサカサして発疹するとか何とかかとかで当時の病状の一つか二つ三つを持つて通院をつづけねばならないのだった。「砒素中毒が全快した」とゆうことは「健康になつたから病院に来なくとも良い」とゆうことではなかつたばかりでなく、それは唯「森永持ちでなく自分の負担で通院治療せねばならぬ」との同意語でしかなかつたのである。

普通の場合、お医者様はある病気が治つても外に重大な悪い所があれば仲々「全快した」とか「健康になつた」とかとは云わないで成可く治療をさせようと努めるものである。所が砒素中毒の場合に限つて、まだ完全な病人に「全快」を宣言して、成可く病院に来させまいとする。然し親としてはど

うしても通院せすには居れない。で、「もう森永持ちではありませんよ。自費ですよ。」と強く念を押されるのであつた。

昭和三十年十月八日、小児保健学会が大阪に於いて開かれ、森永と極めて眞懇な例の小児科權威者が集まつて次のような治癒判定基準を作り上げた。

治癒判定基準

① 必須条件

- イ、一般症状が完全に消失していること。
- ロ、血液像が略々正常に復していること。
- ハ、肝臓が軟かくなり、二横指以下に縮小していること。

② 附帶条件

- イ、心電図が正常に復していないものは以後の健康管理をする。
- ロ、眼症状が正常に復していない者は以後の健康管理をする。
- ハ、色素沈着は多少残存しても顧慮するには及ばない。
- ニ、中毒者で右の基準外にあると思われるものは特に専門的な検討により決定すること。

③ 後遺症

現段階における所見（眼底所見、肝臓障害等）が後遺症となりうるか否かは未だ断定しえない。

右の判定基準はいわゆる『科学的厳正』を期しているように見えて素人はころりと欺されてしまう

のであるが、「一般症状が完全に消失云々」と云つても一般症状とは何であるか全く分つていない。

岡山県衛生部当局はこれを外見症状と解釈しているが、外見の皮膚症状は極めて早く消えるし、更に色素沈着は問題にせずとも良いとしているのであるからこの一項は大部分の病人に適用されることはなかつた。余病併発症で悩んでいる人の多くは②項ニの「右の基準以外の者」に相当するのであらうが、これはすべて「特に専門的な検討」によつて権威者達の好きなように、すなわち森永に有利になるよう、「砒素に関係なし」と「決定」される慣わしであつたことは右に述べた通りである。

以上に詳しく記した事柄は、結局、病苦とその経済的負担をことごとく罪なき被災者にしわ寄せさせることであつて、かかる事態に対する反動が全国的な蜂起を誘発した原因であつた。従つて全被災者の衷心的要望は

- 一、余病併発症の完全治療。
- 二、定期検診制度の確立。
- 三、研究機関の設置。
- 四、過去、現在、将来に亘る失費と経済的負担に対する金銭的補償。

以上の四項目に集約されるものであつた。各府県同盟家族大会の決議も亦この四点に集中された。これが三木・七海会談に対して提出された全国協議会の目録であつた。

十二 三木・七海會談

三木全協委員長の遊説 全協委員長三木千太郎氏の人間的純情さは森永側によつて極度に利用——すなわち悪用された。森永は三木氏に対し「私達は誠意を持つて話し合い、気の毒な方には何とかせねばならぬと思つてゐるのですよ。それなのに、依然として実力行使を止めない同盟がいるのはもつての外ではありませんか?」で、三木氏は会社側の要請によつて全国を遊説したのである。

勿論、各地の状勢判断と各同盟の意向を叩くことは必要であつたが、三木氏がそうゆう冷静な思慮の上に立たないでまるで英雄的な大風呂敷をひろげて廻つたことは大きな間違いであつた。三木氏は説いた。「山口は小物であかんが、七海は話せる。七海と私とは事件を立派に解決出来なかつたら刺し違えて死ぬことを約束した。小ぼけなことをゆうな。男と男だ。俺の顔を立てる積りかと詰めよつたら、七海も感激して委員長の顔は絶対に潰さないと云つて涙を流した。皆さんの一番心配している病氣の問題も、病氣とゆう病氣はみな森永で見て上げればいいでせうと七海が云つてゐる。和解金も払うとゆうんだ。それを二千万円貰うか三千万円にするか、それを決めたいんだ。」

——誰しもこれには驚いた。そして三木氏を見直した。龜山氏が云つた。「どうも話しがうますぎる。病氣とゆう病氣はみんな見てくれる。それに金も云うだけ出す。——この世の出来事とも思えん

で目の前がぐらぐらするわい。まア一寸お伺いしますがナ。一体どうゆう病気を見て呉れるのか、それに和解金とやらも何かハツキリした約束が出来ていますのですかナ？」

三木「病気が一体どこまで中毒に関係あるものやらないものやらは誰にも分りやしない。判るのは自動車に衝突したとか、屋根から瓦が落ちてケガしたとかとゆう場合だけだ。だからそうゆう場合以外の病気はみな見て貰うんだ。和解金はきつと出るのだから、まず各同盟の人の肚をきいておかんとね。」

三木氏の話は少々大きいとは誰しも感ずいたが、話半分にしてもまんざら全然根拠がなくもなさうだし、「命をかけての話しだ」「まちがえば腹を切る」とゆう三木氏の言明を一応信用して、岡山同盟でもミルク罐の街頭宣伝だけは中止することにした。

ところが一月二十三日から東京において開始された三木・七海会談は、案の定「今日は会社の都合で」と云つた口実で一日のばしに引き延ばされ、『一揆の波さえ引いてしまえば……』とゆう会社側の冷酷な打算がすつかり見透かされるものであつた。そして、二月二十七日にやつと示された森永側七海氏の回答は「会社としては極めてお氣の毒な人々のみを何とかしてあげたいと思つてゐるのであつて、全協傘下の全同盟員を対象として考へてゐるのではない。その極めてお氣の毒な人とゆうのは全国で四、五十人もいるだらうか？ 多くても二百人程のものだ。その他の人の病気は全く他の病気であつて考慮の余地はない。森永としては五人委の線は絶対に崩せない。和解金とゆうのは一体何ですか？ 全協と同盟が解散するならば、使つた費用だけは返してあげましよう。それは多く見積つて

も二百万円ぐらいのものだ。」

——三木氏は「アツ！」と云つた切り腰をあげる力もなくしてしまつた。七海氏は更に畳みかけた
「あなたがどう云つて全国を廻られたか知らんが、それは三木さんの大きな聞き違いですよ。」

三木氏は、骨を抜かれたイカのようにグニヤリとつぶれてしまつた。以後三木氏は、指導能力も交渉能力をも失つてしまい、困難な状勢の打開の努力は北村雅俊氏の双肩に負わされることになつたのである。

全國協議會の動き 三月二日東京で、同じく十八日岡山で、全國協議會代表者會議が開催された。

両會議の結論として、全協は左の要求を明確にした。

一、後遺症、併発症を安心して治療できるようにせよ。

イ 硫素中毒患者手帳を全被災者に交付。

ロ 定期的検診制を実施し結果を記帳する。

ハ 不安な場合はいつにても無料で診察して貰える。診察の結果「誰が見ても、直接間接を問わず明らかに中毒と何ら関係ないと認められる疾病を除き」一切の疾病を森永の責任と負担で治療する。

二 医療機関は同盟と協議の上設定する。期間は学令期迄。

ホ 右の資料を基礎として研究する研究機関を設置する。

一、人道上社会上より見て正当な慰藉をせよ。

以上の要求を決定した全協代表者会議は、最終事態における全協の指導並びに処決の機関として全国協議会単一指導部を設置し、三木（委員長）、北村（事務局長）、岡崎、黒川、保田（各副委員長）の五氏を指導部に選出した。全協の歴史の最初において当然作らるべき単一指導部が、全協の夕暮時に於いて始めて作られねばならなかつたことは大きな悲劇であつた。だが、指導部は最後迄敢斗したそれは昭和三十一年三月二十八日附の『在京全協単一指導部指令第四号』（北村氏起草）がよく説明している。

◎ 今日迄の経過

- 一、三月十八日の決定に基づき、三月二十二日、三木、北村、岡崎三名上京。三木は直ちに森永本社に赴き七海と会談。検診制について北村を呼んで話すことになった。
- 二、二十三日、同盟側三名、森永側七海、厚生省で山口公衆衛生局長、小谷食品衛生課長と面談。主として同盟側より先に提出した陳情書に基づき意見開陳。我々の主張が人間的に判つたような印象を受けたが、役所としての立場、特に五人委決定に対する関係が仲々こちらの要求を全面的に受容れないことが察せられた。帰途国會議員を歴訪、側面援助を依頼した。夕刻、保田上京。
- 三、二十四日、昨日の厚生省の態度に鑑み、第二回陳情書を作製、岡崎、保田が厚生省並びに吉川、中原氏等各議員に提出。三木、北村は七海と会談を続行。
- 四、二十七日、厚生省より決定が出来た旨電話あり、岡崎、保田は厚生省に赴き書類を受け説明をまく。
- ◎ 現在迄に明らかになつた点

一、厚生省に対する二回に亘る文書陳情並びに日参的訪問の結果、極めてアイマイな点もあるが当初の線を崩した決定を出させることができた。（別項衛発第一八三号参照のこと。）

二、我々は最大限の譲歩をして右の決定を認めるとしても実施の面で何らかの保障措置をとらない限り全面的に承諾出来ないとしてその措置をとることを森永側に認めさせ、目下その細目について審議している。

三、森永側が提出した同盟解散金六五〇万円は今後苦しい努力をつづけても増額は困難に思える。

四、森永は出来ればこの機会に解決を欲しているが、さりとて大巾に要求を容れることは現在の状勢では至難であり、この話し合いで妥結に達しない時は止むをえないとの考えを持つている。

◎ 状勢の判断と今後の行動

一、この時機が最後の時機のように思われる。

二、従つて今後実力行動に出る場合は中途半端な態度は許されず、果敢にして徹底的な戦闘か、それとも全面降伏か何れかとなる。

三、味方の状態を冷たく判断して、この機会に決裂すれば、孤立した少数者の過激な行動にのみ終り、全体的には極めて苦しい泥沼に落込む危険性が多い。

四、このような判断から、現在の双方の力関係を考え、可能な最善の途として五人委決定の全面的粉碎（否認）から、利用出来る面は利用し、不合理不利な面を修正して行く方向に戦術を転換する。

五、以上の如き誠に苦しい段階で最終的結論に達する為には尙数日の努力と忍耐を必要とすることは明らかである。資金健康等の面で一応離京も考えて見たが、それによつてまたピントが外れ徒然に延びる場合の危険を慮り、最低要員として北村、保田が残り話し合いを続行する。

右の記述で分るよう、既に在京全協指導部の経費もなくなつてしまい、大阪の全協会計もまた殆んど底をついてしまつて、玉碎を避けるとすれば、何とか妥結の岸に漕ぎつける以外にもはやどうにもならない状勢に追いつめられることは明らかであつた。この報告に対し、広島同盟からは『金額にこだわらず至急妥結して貰いたい。広島はもう斗いを継続することは困難である』との返書が寄せられた。大阪同盟からは『解散金を五十万か百万吊り上げる為に苦斗しなくても良い。後遺症併発症等に関する今後の制度確立の見透しが出来さえすれば、それをもつて斗いの幕を閉じよう』との連絡がなされた。事態は急速に妥結の方向を辿つて行つた。かくして、四月上旬には妥結案成立の見透しが濃くなつたのである。

十三 岡山同盟の動向

まぼろしの

森永保健文化センター 岡山市内の一寸した場所に鉄筋コンクリート三階建ての小ザツパリしたクリーム色の建物がある。その一階は売店、食堂、喫茶であり、休憩や商談の場所でもあれば、またこの会の会員は売店で特に廉価に日用品を購入できる。この建物の二階には、小児科、歯科等の診療所や育児保健の相談室、資料室やこの会の宣伝啓蒙機関紙の編集室がある。相談室は無料で一般市民に開放されており、また会員は診療所で安価に診て貰い治療をうける。見晴らしが良くて陽のカンカン

当る三階は大ホールとなつており、子供達の催し事や一般の集会、映画の会等に使われている。近頃は社会の進化につれて集会が極めて多く、岡山市でも各集会場は連日予約があり、この会の大半の収入は三階ホールの貸与費でまかなわれ、一階の店の収益と合せて建物の経費、人件費、出資会員への配当金支払いにも事欠かない。育児保健の相談室は限りなく広い各階層の人々に利用され、集会場と相俟つて市民生活の向上に大きな貢献をなしている。その建物の正面には森永保健文化センターとうネオンの看板が輝いていた。

森永が經營しているのではないのに、なぜ森永の名が冠せられているかとゆうと、それはその出発を考えればすぐ分る。砒素中毒事件で一世を震憾させた森永は、単に被災者だけを何とかすればいい、とゆうわけではなく、全社会に対する心からの贖罪をなすべき道義的責任があつた。森永がその気持ちになるなら、岡山県の被災者はそれに協力しようじやないか。とゆうわけで、被災者に対する森永の最終補償金は一括して預託し、足らずめは森永が若干の寄附をして保健文化センターを建設したのだった。各被災者にはセンターの債権を交付し、困窮している人はそれを売却してもいいし、売却せずに持つている人には前記の恩典が与えられた。売却して一時金にするよりも、子供の将来の為にセンターの恩恵にあづかつた方が良いと考へる被災者が極めて多かつたので、会員の大部分は中毒事件の被災者である。こうゆう当事者双方の高い意識と、禍を転じて国家社会の幸となした善意とを汲んで、特に『森永』の名が冠せられたのである。事情を知らないで相談室に来る多くの人々にも森永の名が印象づけられるので、これは何よりも大きな会社の宣伝であつた。で、森永は廣告料として月額五万

円をセンターに支払い、センターの事務局では、後遺症だ何だでいつまでも病氣している被災の子供達の栄養増進とか治療代にそれを充当しているのだつた。

こうゆう次第なので、後遺症で困つてゐる赤ちゃんも何とか手当ても受けられるし、会社も別にそれでも少しも損をしないし、大きな不祥事件も人智と努力との及ぶ限りの方法で有終の美をもつて解決したのであつた。

森永保健文化センターの青写真を作つたのは綱島長吉氏であつた。昭和三十年十一月末に岡崎氏は綱島氏にこう云つた。「森永と被災者とがお互に疑い合い罵り合うとゆう事態は全く不幸である。郷土の先輩犬養木堂が暗殺者に絶叫した『話せば解る』とゆうことばが森永と我々の間では通用しないものかどうか知りたいと思う。お互に少しずつ損をしつつ、お互が協力してより大きく徳をし且世間にも奉仕できる方法を考えて貰いたい。」岡崎氏の要請に応えて綱島氏が作り上げたのが保健文化センターのアイディアであつた。それは十二月八日に森永側に手交された。森永の社員は「岡山の人は喧嘩が好きだと思つていたが、それは誤解だつた。保健文化センター案はとても立派だ。我々は是非実現させたいと思う。」と答えた。

翌年二月五日、右の原案は更に修正の筆を加えられた。それはヨリ完全な設計図になると共に、『当面の処置』の一項が入れられた。『センターの着工並びに完備には月日を要するが、被災乳児の現状は忽ちの救済を要するので、暫定的に育児相談室の前身としての苦情承り所を開設し、有給世話人を置いて被災者対会社、被災者対医療機関の間の苦情の圓満解決に当らせる。世話人の任務はすべ

ての問題を道義的立場において処理し、同盟代表委員を最高顧問とする。センターが開設されれば世話人の任務は自動的にセンターの育児保健相談室に移されるものとする。』

保健文化センター案が発表されるや、それは良きにつけ悪しきにつけ諸方面で取沙汰され、代表委員平田孝雄氏なども「私の屋敷を提供しても良い。ここは岡山市の中心街なのだから。」とゆう熱のいれようであつた。

森永側七海氏はこの案に対して次のように答えた。「善人の空想である。岡山に作れば大阪にも広島にもあらゆる場所に作らねばならないし、大体会社にはそんな金は全然ない。」だがその直後、会社は岡山の百貨店において『赤ちゃん生活展』(第十一章にて述べたもの)を開いて臨時の保健文化センターを作り、一週間の期間に五十万円の金を投じて大いに森永の名を上げたのであつた。また会社は昭和三十年十二月三日の厚生省の廢棄処分命令に裏面工作して何処かえ売却した六十三万罐の砒素ミルクの代金一千万円に更に二千万円を加えた金額を投じて『森永奉仕会』を作り、乳製品の宣伝販売に力を入れる金はあつたのだ。彼らは唯、被災者の性根が健在で、敢然と己が主張を叫ぶことには我慢がならないし、被災者に奉仕するための金は「全然ない」のであつた。

被災者の主体性が少しでも残存するような保健文化センター案は強引に押し流したが、森永はそのアイディアを結構ただで使つて呉れるし、全協や同盟を解散させるために、『当面の処置』の世話人制を見事に活用したのであつた。

民事法廷における森永告發 岡崎氏が対策同盟を組織した時、彼が新聞（八月二十八日）に「森永

が誠意を見せないなら、終局的には訴訟・不買運動が展開されるであろう」と発表したように、岡山同盟では当初からそうゆう見透しを有していた。二五〇万円が発表されると各新聞は書いた。『岡山同盟が法的根拠に基づいた慰藉料を要求している以上、最悪の場合は訴訟が提起されるであろう』と。実力行使の決議以来、同盟は鋭意訴訟者の結集をはかつた。五人委の結論を強行するとゆう森永の態度。大阪一揆に際して、全協を相手にしないとゆう森永の声明等は岡山をして訴訟の決意を動かし難いものにしてしまつたのだ。同盟本来の訴訟戦術は次の如きものである。

既に昨年十二月、岡山辯護士会の有志が辯護士団を編成して同盟の法的斗争を支援するとの申出で、綱島氏を通じて行われたが、岡山では岡山を始め全国各同盟が各自辯護士を立てて一斉に民事訴訟を提起する。人数は二、三人ずつで沢山であり、形式は個人提訴であつても実質的には同盟が行い、森永の堅壁を打破つて有利な交渉体制のうちに現在の被災者の苦しみを大巾に救済することができたなら、同盟の指令下に一斉に取下げを断行するとゆう進退自在の戦術たるものであつた。この戦術は一県のみでは余り効果はなく、却つて森永に時と金をふんだんに使わせ最高裁まで行く覚悟を持たせるばかりとなる。従つて各府県が一斉に敢行して全国的な新聞種にし、森永が引き延しをかけられば却つて不利な宣伝となるよう仕向けるばかりか、森永が死亡者遺族の各個撃破に狂奔し、各遺族から『森永の誠意を認め、刑事裁判を無罪にしてやつて欲しい』とゆう上申書を取つて事態に抗して徳島刑事裁判にテコ入れをするとゆう、真に敵に強打を与える大作戦であつた。従つて岡山としては全国がその機運になるよう只管努力したのであつた。

同盟の決議に忠実な多くの人々が訴訟を申込んで來た。三月二日の全協代表者会議で岡山案が全協の決定となつたので、同盟は一段の努力を集中して希望者を募つた。前に記した各章で分るように、余病併發症で悲痛な苦しみをしている人達が「森永が誠実な医療を行わぬ以上、訴訟によつて何がしかの金を獲得し、それをもつて治療代に充てよう」との追いつめられた決意をするに至つた。

三木・七海会談が開かれ、全国の関心がそれに集中すると共に、切角の全協の決議にも拘わらず、訴訟は岡山同盟のみの孤立した形になつて行つた。

全協の指導陣に参画し、森永との交渉等の渦中で揉まれ抜いて來た岡崎、黒川、綱島氏らは岡山の訴訟が全般的な同盟の戦術から、一部の氣の毒な被災者の部分的戦斗に変質しつつある事態を憂慮し始めたのである。このままで、気の毒な一部の人達も森永の金の力で引き廻され、結局玉碎に終ることが恐れられた。一方、亀山、小野、秋山の各代表委員は同盟の組織と斗争の力の限度以上のものは國家の法廷によつて獲得できるとの見解を表明した。「五人委の裁定案など法廷の前に何の力もない。あのように非常識非人道極まるものを最大限に利用して被災者の有利に導くなどとゆう全協指導部の生ぬるい考え方には我慢がならない。五十五人の訴訟希望者に表明されている岡山同盟員の斗争意欲は、終局的には岡山同盟をして全協と行動を共にさせなくなるであろう。」

代表委員会の意見の底流に深刻な対立が崩し始めていた。まかり間違えば、交渉成立以前に代表委員会が真二つに割れ、同盟が分裂する公算が大きかつた。他の同盟の分裂ならそれ程影響はなかつた（現に奈良、兵庫等はずつと二つも三つもに分裂していた）が、岡山同盟の分裂は全協の破産であり

森永の最も喜ぶ全国の足並みの大混乱と各個せん滅の好機を提供し、事件発生以来既に七カ月間全協の旗印の下に結集し苦斗している現在二千人の被災者を救い得ざる窮状のままに投げ捨ててしまふことになるのだった。三月十八日以後、全協会議がずっと岡山で開かれたのは、そうゆう事態の背景においてであった。

委員長平田孝雄氏（岡山同盟は一月十六日の第六回家族大会で委員長制の廢止を決議し暫定的に代表委員の合議制を採用した後、三月十日の第七回大会で平田氏を委員長に選出した。後に述べる最終委員長綱島氏を含めて委員長の交替四度に及び、以つて同盟の内部斗争の激しさを表明しているものであった）は深く憂えて訴訟の提起を一心に抑えつけた。妥結案の全貌が漸く明瞭になるにつれて抑制は次第に困難となつて行つた。そして、全協傘下の全府県同盟が妥結案を受け容れることを決定した瞬間、訴訟に遂に現実の日程に上つたのであった。

十四 全國協議會の解散

妥結案の成立 四月九日の深夜、東京の北村氏より全日通労組岡山県支部に電話が入り、妥結案成立の事態が報告されると共に、急拠会議を召集するよう依頼された。在岡山全協单一指導部の緊急通達として、四月十三日岡山県歯科医師会館に於いて第九回全協代表者会議が開催された。参加府県は

大阪、兵庫、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、奈良の八府県であつた。全協事務局長北村氏より発表された妥結案は左の通りである。

A 覺書

森永乳業株式会社（甲）及び森永ミルク被災者同盟全国協議会並びに同加盟府県同盟（乙）は粉乳中毒に係わる双方の間の問題を解決する為左の通り取決めた。

- 一、甲は昭和三十一年三月二十六日附厚生省衛発第一八三号の実施について積極的に誠意をもつて努力する。
- 二、甲は本中毒によつて将来、医学上後遺症と認むべき事例が確認された時には誠実にして妥当なる補償を行う。
- 三、乙は右二項の確認をもつてその結成の目的を達したものとして解散する。
- 四、乙は解散に際してその結成以来要した経費の負担を甲に要請し、甲は乙の解散後に支払う。

B 世話人設置に関する件

一、府県が斡旋指定した綜合医療機関で精密検診の結果、MF中毒及びMF中毒に起因すると疑われる患者、並びに特に考慮を要する患者に対し、その取扱上会社と患者間の円滑を期す目的をもつて、会社は主要被災府県に世話人を置く。世話人は被災者会社双方の信頼する人物を委嘱する。

二、世話人は下記とする。近畿（大阪、兵庫、奈良、和歌山）二名。岡山、広島、四国各一名の計五名。

C 治療票の件

一、厚生省衛発第一八三号による精密検診の結果、引継き治療を要する患者には治療票を指定医療機関で交付する。右の患者は治療票を指定医療機関に提示することにより従前通り無料で治療を受けることが出来る。

二、治療票の有効期間は発行の日より三ヵ月とする。治療票を更新する場合は指定医療機関で更に精密検診を受

けるものとする。

三、治療票の具備すべき要件。(1)要治療患者であることを証明できるもの。(2)精密検診の結果の概要が記録できるもの。

四、精密検診受診の為の交通費は会社が負担する。

D 一 周忌香華料、研究機關等の件

一、会社は死亡者に対し一周忌香華料並びに法要諸費として金三万円を贈呈する。

二、会社は研究助成の機関としての公益財團法人を設立する。

三、全被災者にベータードライミルク(1ポンド入)二缶を贈呈する。

以上

附 衛發第一八三號 昭三一・三・二六 厚生省公衆衛生局長

森永粉乳中毒患者の精密検診について

標記中毒患者の予後並びに後遺症等についてはかねて重大な関心を持つている所であるが現在尙相当数の患者がある模様である。ついてはこれらの患者が精密検診を受けるようにしてその実態を把握することはその予後並びに後遺症の究明に関連して必要であると思われる所以関係都道府県は左記により措置され遺憾のないよう願いたい。

一、精密検診の対象となる者。

- (1) 通院入院等により現在治療中の患者。
- (2) 回復者であつて、予後後遺症等につき不安を感じている者。

二、右の者に対する精密検診を行うため当分の間関係都道府県は医師会と十分協議の上、各科を具備し且検査施

設の完備した適当な医療機関をあつせんする。

三、検診の結果、本中毒に起因すると考えられる患者については出来るだけ右の医療機関の治療を受けるよう指導する。(註)

四、精密検診に要する費用及び直接治療費は森永乳業株式会社が負担する。

(註) 「考え方れる」とは、明確な証明が出来なくとも「関係があるようと思える」というような漠然たるものでもも、医学上人道上拡大解釈をしてこれに含むとの意。——附帯説明

妥結案に関して北村氏より説明がなされた。——今回の協定は非常に屈辱的なものであり、所謂絵にかいた餅の危険性が大である。然し乍ら全国の状勢を考えて見た場合、このようなものであつても尚獲得しないよりは増しである。而してこの協定を出来るだけ有利に運用して被災者の利益の増進に寄与すべき余地はあるのである。特に左の諸点に留意されたい。

一、各同盟は有利な検診の体制を獲得すべく関係方面に働きかけられたい。定期検診制の問題、余病併発症、後遺症の問題は一応精密検診後にその結果を見て全国世話人会議で改めて考及、対策を立てたい。

二、各同盟は慰藉料要求を放棄する。だがそれは個人を拘束するものではない。

三、解散費六五〇万円に相当する経費明細を森永に提出するので各同盟は己が配分金に相当する明細書を提出されたい。

四、研究機関は毒ミルク処分金一千万円を基金として設置することだ。これが運営等については

世話人会議で検討したい。

五、世話人は大阪同盟より二名、岡山、広島、徳島各同盟より一名ずつを選出して欲しい。世話人制は世話人に選ばれた当人にとつては迷惑千萬なものであり、十分な施策、十分な和解金さえ会社が出せばその必要のないものである。にも拘わらず、施策は画餅に、金は一文惜しみに惜しむ会社の根性を鞭達し看視するためにはどうしても必要である。こんな協定で誰しも満足すまい。不平不満の人も多いだろう。それらの人々と会社との交渉ルートである。

六、以上を通覽して、被災者本来の主張——完全治療、将来の保障とゆう点については我々は現在不十分な獲得しかしていないが、今後については何ら拘束されないし、斗いつづけ叫びつづける権利を留保している。屈辱的な協定ではあるが魂と自由と迄も売つてはいなことを諒とされたい。北村氏の報告並びに説明を諒として各府県はそれぞれ至急に家族大会を開いて妥結解散の手続を完了し、四月二十三日に再びこの会場に集合して全協の妥結解散を行うことになった。

普通ならこれで本日の会議は無事終了とすることになるのであるが、それがまたもや徹夜の大会議となり数々の劇的場面が繰り返されねばならなかつたのは、岡山の民事訴訟者の問題であった。亀山氏は激しく主張した。「すべて絵にかいた餅だ。森永の誠意なんぞに期待せねばならぬような協定が満足に実行されるものでないことは太陽よりも明らかだ。きっと欺される。こんな案を飲んで訴訟を下せとどの人を説得するのだ。訴訟は直ちに断行するのみだ。」「ま、ま。もう暫らく待ちましよう」と平田委員長は亀山氏を抑えた。「苦しい中でここまで協定成立の努力をした人々の労も考えねばな

らないし、全国の被災者の意向も考慮せねばなりますまい。」全協と岡山の危機は一先づ回避されたが、訴訟提起はもはや日時の問題であつた。

岡山同盟の分裂 四月二十二日、県歯科医師会館に召集された第八回家族大会は、岡山同盟の歴史に空前絶後の狂乱怒濤の荒れ狂うものとなつた。

多くの出席者が叫んだ。「我々の子供はまだ病氣している。しかも森永はてんで相手にもして呉れん。相手が森永でなければ、まだこの条件でも我慢できるが、森永相手では零である。」「我々は事件当初のあの苦しみをまだ昨日のことのように思つてゐる。今もまだ苦しい。一万円の腐れ金で何をかもゴマ化してしまつた森永とこんな条件で和解はできん。訴訟あるのみだ。」

すると後方の坐席から板野茂子氏らが立ち上つた。「訴訟者はそれでも宜しい。しかし訴訟の出来ない人の立場も考えて下さい。全国が妥結したら岡山だけが斗つてももう知れています。私達母親はこの際妥結に賛成し、同盟解散後は新らしい会を作つて子供の将来を見守つて行こうではありますか。」

板野氏の意見には矢掛グループの岩月祝一、竹内績両氏や倉敷グループの長田長、日名毅両氏、笠岡市グループの田村新市、三宅乃木男両氏等多くの人々が賛意を表した。代表委員会の意見対立はそのまま家族大会における意見の対立となり、「代表委員の意見が分裂するとは何ことであるか？諸氏の反省を求める」と同盟員から激しく追求されてもどうにもならない状況に入り込んでしまつたのだった。半数の参会者が「同盟が訴訟提起ときめたなら、自分達はもうついて行けないから脱落する

外はない』と絶望しつつ夕方の列車で田舎へと帰つて行つた。日が暮れても会場に残つてゐる人々で採決を取つた所、『妥結案はこのままでは呑めない』とゆう人が七十八名もあり、妥結希望者はわずかに数名とゆう惨状であつた。

七十八名の投票をもつて三百人の最終同盟員の意志として同盟の態度を決すべきかどうかは慎重な考慮を要する所であつた。平田氏は逸る亀山氏を抑えつつ、明日の全協会議に岡山同盟代表を送ることを決し、綱島氏に之を頼んだ。

平田氏は一晩眠りもやらず苦慮した。翌朝彼は綱島氏に「岡山同盟の現状では訴訟戦術は白紙に還した方がいいように思う。訴訟者はもう一度召集して意志をたしかめ、その上で再申込者だけをもつて訴訟することにしてはどうだらうか？ そして私は委員長を辞任したい。」と申入れた。亀山氏は「委員長を辞任するには及ばん。大会の決議ははつきりしているのだから、岡山同盟は全協を脱退し直ちに訴訟を提出すべきだ。」と激しく主張した。綱島氏は「訴訟者を除く二百数十人の同盟員に妥結の機会を与え話し合いの道を開いておくことが人道上正しいことと思う。そのため私は全協に出席する。」亀山氏は「全協に出席すれば除名だ」と主張し、綱島氏は「正しと信ずる道を歩む決心をしている私は、いかなる非難も制裁も意に介しない」と反論。両者は遂に激突して分裂状態に陥つてしまつた。

全協の解散 岡山同盟の大混乱の中にも全協代表者会議は極めて円滑に事を運んだ。

岡山を除いて世話人の選出も終り、六百五〇万円も各府県の同盟員数に比例して無事に配分額をきめ

た。そしてお互に友誼を讃える左の決議を行つた。

一、全国最初に同盟を発足させ、全協を創設し、全国の斗いの先頭を歩んだ岡山同盟の苦難と敢斗の歴史に感謝と尊敬の意を表し、併せて今後の健斗を祈る。

二、全協の最も苦難な時期に高く人命尊重の旗印を掲げ全国を導いた大阪同盟に感謝の挨拶を送る。

三、諸種の圧迫に抗して最後迄正義の斗いを貫き通した徳島同盟に敬意を表する。

四、全協単一指導部に謝意を表する。

——丁度、午後六時。岡山放送が「岡山同盟内、平田孝雄氏以下五十二名の人々が総額一千九百二十万円にのぼる慰藉料請求の対森永民事訴訟を起した」ことを放送した。会場は一瞬ざわめいた。北村事務局長は「全協は岡山の訴訟とは関係なく処理を進めて行く。本日の会議はこれで終了したことを見認します。実は今日はこれから旅館において些やかな宴を催し思い出話しくつろぐ積りであったが、岡山の状勢が御存じの通りなので遺憾乍ら取り止める。各府県は早急に諸手続を完了し、世話を中心とした新らたなる斗いに備えられたい。」と結んだ。昭和三十一年四月二十三日午後六時半全協はその想い出多い波乱の生涯を再びその生れ故郷の地において閉じたのであった。

十五 動亂と二つの路線

『顧れば昨年九月三日全県の同志を糾合して同盟を結成してから十カ月有餘に亘り、被災乳児の救済と・斯る悲惨事を二度と繰返させない為、私達は皆様と共に血のにじむような苦しい斗いを続けて参りました。

その間一時は八百名を組織した同盟員も次第に減り最終的には二百数十名の淋しい状態となり、遂に全国の同志と共に斗いの矛を納め事態の終止符を打たねばならない事になりました。

四月二十二日の大会でも、訴訟をやつて何年でも斗うとゆう強い意見が大会を制圧したのであります。私達も当初から犠牲を覚悟しかなわぬまでもの気持は今もまだ失つているものではありません。然し乍ら半面周囲の事情を考える時、そして正義と真実の親の愛に立脚する時、子供を守る第一義的な目的から離れたよう誤解される慰藉料要求一本に斗争の目標を絞るならば、遂には社会の同情と与論の支援から見放され、この先の斗いの苦難は従来に倍して深刻であることは容易に察せられる所であります。しかも全国的にみてもかなりの人々が早期妥結を希望し、これ以上の斗争は益々孤立化を深めることになると判断致しましたので、全国協議会单一指導部の指導に基づいて、非常に不満足な条件ではあるにしても尚今回の妥結事項を足がかりにして、本来の目的である被災した可愛想な子供達の現実の諸問題を良心と社会正義に訴えて解決するために最善の努力を尽くすとゆうことが私達の取るべき途だと考えたのであります。

経済的には何ら恵まれる所なく實に苦しい斗いではありましたが、こうした突發的で然かも西日本全体に亘る広範な種々の層の・従つて種々の考え方の人達の雜然たる組織であり乍ら、よく八カ月有

余の組織的斗争を継続し、その事自体によつて全業者の戒慎と国家当局の関心を促すことの出来た事はせめてもの慰めであります。それがあらぬか、当岡山同盟では同盟の組織に対する多数の方々の必死の愛着を黙し難く、解散の事態に内在する苦しい矛盾に悩みましたが、斗争の中に鍛えられた子を守る親の愛情は別組織に昇華するとゆう進路を開拓される有志の力で、漸く事態の收拾を見るに至つた次第であります。

全国の同志の歩みより数歩を先んじた我が岡山同盟は全国の足並みより一ヶ月有余を遅れて、去る六月三日の代表者大会並びに六月二十四日の残務処理委員会の諸決定に基ずいてそれぞれ残務処理を行つております。今回、右諸決定に基づく資産処分の一環として同盟解散に當り今回の妥結に参加されました同盟員に対し別記の通りの金員を御送金致し、共に同志としてこの十カ月を斗い來つた皆様の經濟上の御負担の幾分かでもを償わせて頂きたいと存じます。

同盟は解散しても子を守る親の愛情と熱誠とは益々燃え盛り、同盟の掲げた正義の旗印と共に岡山県森永ミルク中毒の子供を守る会に引継がれて、永遠に私達の胸中に輝きつづけることと信じております。

終りに臨み、お世話になつた外部の人士、団体、並びに全協の旗を守つて最後まで苦難の中に敢斗された全協単一指導部、大阪、広島、徳島等各同盟の方々に厚く敬意と感謝の言葉を捧げる次第であります。』

右の声明書は昭和三十一年六月二十七日に全同盟員に発せられたものであり、四月二十一日の大会

以来二ヶ月を経たものであつた。すなわち、岡山同盟が正当な手続によつて解散するためには実に二ヶ月の日子を要したのであつた。

四月二十四日の全国各新聞が『被災者同盟解散す』の大記事を報導してより、同盟事務局には同盟の前途を憂慮する被災者の申入れや書翰が相次いで送られて來た。

『私事森永被災者増田美喜子の兄であります。初め先日の大会の結論は最後迄裁判斗争を以てその目的の完遂を期するようになつたと聞きました。会議の状況では、岡崎様には法廷斗争まで持ち込まず森永案を諒承して和解した方が良いのではないか、自分も今迄は法廷斗争を考えていたが、要是子供の将来のことに責任を持つて安心出来るようにして貰えばそれで良いのではないかと思うとゆう御意見のように私は聞きました。私も基より岡崎様の御意見に同感です。去る家族大会の決議、全協の決定に基づいて私は、同盟の為即ち被災者お互の為といその約束に基づいて裁判手続を取りました。始めからあくまで法廷で争う気持はありません。唯々同盟の為お互いの為、引いては自分の為になればとのみです。唯一人自分の為のみの事は考えておりません。私達は周囲の状況は良く分りません。唯々代表者の言葉のみを信じて行動をとつています。この度も私は岡崎様の御意見のように行動したいと思います。多田謹次』

『自分は今迄の成行きや同盟の力などを考え、現在は森永案を飲んで一応妥結する方が穏当な行き方であると考えます。訴訟希望者はいざ知らず、現在に至つて訴訟を申込まぬ者は、まず大多数は不満乍ら、一応妥結して肩安めしたいと思っている者と、斗争を避けて穩かに子供の為に交渉を持ちたいと考えていると思います。今日同盟員大半が希望して確たる結着の下に同盟として訴訟するならとも角、全協も解散し岡山同盟も分裂している今日、少数の訴訟遂行の為多数の平和的意見を持つてゐる者や希望せぬ者まで同じ穴に引入れて行動するという

ことは不見識極まりなきものと考え、一言意見を呈します。市内一員】

幾つかの書翰は与論の動向が那辺にあるかを端的に証明していた。同盟と共に最も果敢に斗争した人々が、右のように極めて平和的な良識と深い愛情とを持つていると云ふことが何よりもこの同盟の特筆すべき価値であつた。綱島、岡崎、黒川の三氏は各地域グループの被災者に面接して忌憚なき意見を聞き、大半の人々が平和な意見を有していることを確認した。人々は自ら立ち上つて同志の結集を開始した。粉ナ粉に碎けた同盟の廢墟の上に新らたなる意志と新らしい組織が芽生え始めた。

一ヶ月を経て、妥結と新組織に結集せんとの意志を表明する人々が遂に過半数に達した。平田委員長の最後の断と、北村氏の奔走により、岡山同盟は綱島氏を最終委員長を選んで、六月二十日妥結解散の手続を了えた。同盟代表者会議は、綱島長吉氏を世話人として選び同盟員各自の苦斗に応じた解散金配分を決定して個人当り最高七千四百四円迄の金員、合計九十万九千円の処分を完了し、訴訟者を除き妥結に参加した同盟員二百三十四名の総意に基づく『子供を守る会』の発会を行つた。

岡山縣森永ミルク中毒の子供を守る會

綱領 一九五五年の全日本の不幸なるトツピニュースは森永ドライミルク砒素中毒事件であつた。

各府県の被災者は各府県森永ミルク被災者同盟に結集し、本事件の責任追求・被災乳児の救恤・人命尊重の社会正義の前進のため、与論の支援の下八カ月に亘る果敢にして苦難な斗いを継続したが、組織統制上の力の限度と社会の現機構の圧力下に、本年五月遂に斗いの幕を閉じ解散するの止むなきに至つた。然し乍らその災害の深刻なる烙印は未だ私達の子供の体内に印せられ、現に治療中の者は元よ

り恢復した者と雖も今後長きに亘る健康管理は一日もゆるがせには出来ず、親と本人の苦惱不安は底知れずして測り知れないものがある。斯るが故に、六月三日の岡山同盟代表者会議は子供を守る新られたなる組織を作り団結と相互扶助の精神に立脚して、愛情と正義の意志を貫くことを満場一致可決したのであつた。被災者同盟はその職分と目的とを果して解散したとは云うものの、その子らが孤立して無援な状勢下に見捨てられることは私達親として誠に忍びざる所である。私達は六月三日の決議に従い且その意に沿わんがため、被災した子供達の今後の健康管理・看護或いは救済の諸措置の完遂・及び共に斗つた同志の親睦融和を目的として、ここに岡山県森永ミルク中毒の子供を守る会を結成し子供達が普通の能力と健康とをもつて社会生活を送ることが出来るよう努めると共に、私達が当初より抱き来つた社会正義の推進の為、広く社会有識者と提携してこの任務を発展させることを誓うものである。

会長 西崎 訂敬
理事 事理 岩月祝一、竹内績、田村新市
三宅乃木男、多田諒次、三宅弘
長田長、日名毅、高田毅
事務局長 岡崎哲夫
顧問 綱島長吉、黒川克巳

昭和三十一年六月二十四日

穏和な話し合いの気持、愛情と和解の精神で心を一杯にして、被災者は来るべき妥結案の実施（精密検診と世話人制の果実）を期待し、見守つたのである。

十六 精密検診の実施と全國世話人會議

精密検診 全被災者の衷心的要望である定期検診制の確立が一回限りの精密検診に置き換えられたのは、『取りあえず全国一齊に精密検診を行つて患者の実態を把握し、その結果を見て改めて対策を考及したい』とゆう森永及び厚生省の意向に譲歩したからであつた。従つて今回の精密検診こそ被災乳児の今後の運命に取つての関ガ原であるとゆうわけで、各府県同盟の人々は一心に当局に働きかけた。その結果、香川県では二カ病院、広島県では十七カ病院、大阪府では四カ病院と云つた具合に病院が指定されたのであつた。

岡山県では綱島、岡崎両氏が同盟のドサクサの最中にも拘わらず殆んど連日の如く県当局にかけ合つた。県当局と森永と針谷氏とで秘密裡に決めてしまつっていた岡大一本の検診制（今年一月の森永の通告に示されたもの）を打破するには大変な苦労が必要であつた。一方、同盟員は口を揃えて「岡大の検診ならばもう試験すみである」と叫んで幾つかの病院が指定されねば安心出来ぬとの意志を表示した。両氏は三回に亘つて陳情書を提出し、余病併発症に関する統計表（前掲）を附して、『現在非

常に沢山の患者が納得しないままに治療を打切られ深刻な不安にさいなまれ、潜在的な社会不安を起している』と警告すると共に『死にかけた児をも市部の病院には入院させられなかつたような岡山県の地理的事情も考慮して欲しい』と訴え、更に『年末年始にかけて治療を打切られた患者の多くが現在尚依然として通院を続け心理的経済的負担の重圧が一重に両親の肩にかかるつてはいる。兄弟は皆無病息災だとゆうのにあの子だけは中毒以来一日として病気の止つた時がないとゆう声はしばしば聞かされる。うちの子は今こんな病気ですと申出る症状が、十人が十人奇妙に一致している。昨日までは砒素中毒として治療されていた同じ病気が、治療打切以後は自費ですよと云わっても親は疑惑を持つだけで少しも納得はしない。主治医は中毒に關係ありと云われるが、何千何万の金を費しても森永は見て呉れない。親達は森永を怨み、世を呪つてはいる。』と綿々と事情を述べてから『従つて結果の如何に拘わらず、親達が信頼する病院に自ら行けるような処置を構ずることが事件の圓満解決の近道であり民主主義の原則である』と結論した。これには県当局も反論の余地なく困つてしまつた。そして遂に同盟側の要求を全面的に承認し、「君達で病院を選んで欲しい」とゆうことになつた。同盟員に対するアンケートの結果、日赤岡山病院を筆頭に、倉敷中央病院、岡大病院等県下十病院が指定され、愈々六月から九月に亘つて一齊に精密検診が施行されることになつた。

精密検診の基準は例の小児保健学会の判定基準に立脚していたが、一回の精密検診で判定困難な者は十病院の合同審査会議にかけ、被災者代表とも話し合つて納得ずくの結論を出そとゆう極めて民主的な方法が採用され、各被災者に対する、欲する病院の調査、検診日の案内、判定の通知等は一切

県衛生部が行うとゆう親切な処置をきめたのであつた。この措置が公表されると忽ち大反響を生み、誰しもの予想を裏切つて県下二千の被災者のうち実に千五百人（最大同盟員数の二倍）がこれを受診し、『絵にかいた餅だ』と云つて綱島氏らの行動を非難しつづけた龜山氏を始めとして訴訟者一同が卒先して受診したのであつた。被災乳児の健康管理えの親達の衷情は右の事実の中に論議の余地なく顕現しているものであつた。

一般的の反響が大きければ大きいだけ、ハラハラしたのはお医者様の側であつた。同盟は岡崎氏の名を以つて右の十病院に第四回陳情書を提出し、精密検診に期待する被災者の衷情を訴え、妥結案の説明をなし、事件の最終解決の二大原則としての精密検診に関する衛発第一八三号の『附帶説明』と世人話人制の活動とをあげて各病院の協力を依頼した。『精密検診の判定如何が多数の被災乳児の現在並びに将来の運命を決するものです。厚生省も言明しているように、「砒素中毒並びにそれに起因すると考えられる患者」とは、必らずしも医学的に明確な証明を有しなくとも、お医者様の良心的主觀に俟つものだとの意であり、「それが子と親の苦しみを救う為に役立つ限りにおいて人道上医学上の拡大解釈を探る」との当事者間の意見一致があります。複雑微妙な人間の生体の内部現象のことであるから、親の不安も諸先生の御苦惱もさぞかしとお察ししますが、諸先生の冷い判定が温かい思い遣りかが神様のお告げ以上に深刻な影響を持つものであることを理解されて、何卒温かい御配慮をお願いします。』

之を要するに、耳の悪い子でも眼の悪い子でも、心臓の弱つている子でも脳の傷ついている子でも

「それが砒素中毒に何ら関係ない」との全く明確な根拠や理由が見出せぬ以上は、お医者様がひと言「疑わしい」と云つて下されば何万円の治療費が要らうとも森永が負担することになるのであつた。

従つて、慰藉料何万円の斗いよりもお医者の方に被災者の熱が一層こもるのは当然であり、お医者の一言が決定的な意味を持つものであつた。だから日赤の矢吹医長が綱島氏に云つた「被災者も森永も事件の解決の全責任を医者に負わせるのは全く酷だ。それだけの鮮明さを医学に期待されでは困るのだ」との言葉はお医者の立場と苦しみをよく表明されているものであつた。同じく日赤の高尾光信先生は「基準に照らして異常がなければ医者としては全快と云わざるをえない。しかしそう云つたからとて、十年後にどうなるとか後遺症はないとかと云えるわけではない。従つて全快とはそうゆう意味であり、それ以上のこととその言葉の中に追求されるなら我々は診療権を放棄する外はない」と云つて苦しい立場を説明された。

精密検診は着々と進行した。判定基準

- 一、外見症状が消失しているや否や（但し、少々の色素沈着は顧慮せずと可）。
- 二、血液像は正常なりや否や。
- 三、肝臓は梅干大以下に縮小しているや否や。

右の基準網にかかる患者は受診者のわずか三%にすぎなかつた。九七%の子供達は全快を云い渡された。確かに『異常』のある子供はかなり多かつた。然し右の基準の一項にでも引かかる子供は三%しかなかつたのだ。綱島氏は連日の如く検診に立会つて呉れた。そこは人情で、そうゆう時には『判

定困難』の患者が多かつた。然しそれでも、とも角数十人の子供達が第二次検診に廻されることになった。所が、またしても舞台の裏でおかしなことが起つた。被災者の最も喜ばない事態が起つたのだ。即ち、再検診の患者は全部岡大で精密診断を行い最後の決定をするとゆうことになつたのだ。そしてその結果全員『全快』なのである。岡大の『權威』はかくして『恢復』されたのかも知れない。だが恢復しないのは被災者達である。

或る人達は己が地の病院の『親切』で再検診に廻されたが岡大に行くことは断乎として断わつてしまつた。板野茂子氏の子・千恵子ちゃんの場合も、「何しに来たのだ?」と叱られ「肝臓の腫れなんぞ問題じやない。往々あることだ。眼も今診ても分りやしない。三年後に来い。」と云つて聽診器一つ当てて貰えなかつたとゆうのだ。こんな『精密検診』で全員『全快』してしまつたわけである。かくして、その年の十一月二十八日に県衛生部、医師会長、岡大の三者会議の結果「小児科学的検査は完全に終了し、後遺症と認むべきものは絶無である」と発表されたのである。しかしその同じ発表の中に、「眼科的症状の認められるものがあるが、これは後日に俟たねばならない」と書かれている。

岡大の『再検診』が難症を如何に見事に『全快』せしめたかの客観的記録は、その一ヵ月前の新聞記事と右の十一月二十八日の発表とを照合して見れば良くわかる。

『森永粉乳被災者につき岡山県では精密検診を行つて來たが十五日現在三十四人に異常があり、近く岡大小兒科で再検査する。これらの幼児は白血球が普通より多かつたり、言語障害や歩行困難とう病状で、まだ眼の障害などがある。』(十月十六日・朝日新聞)

精密検診の真最中に、岡山県森永ミルク中毒の子供を守る会（以下単に子供を守る会とゆう）事務局は、訴訟者を含む旧同盟員に対し質問状を発する（八月十五日）と共に、初回の会員総会（八月二十四日）を開催して被災者の意向を集約した。その結果、

一、回答者一七六名中、精密検診に不満を有し又は要望する者の内分け

イ 余りに簡単で「精密」とゆうことえの期待が外れた。もつと詳しく診て貰いたかつたと云う者

ロ 希望した眼科、血液検査、レントゲン検査を必要なしとして断わられた。……………四名

ハ 第二回の検診を受けたい者。年間一と二回の定期検診を望む者。十年間の定期検診を望む者の

合計。……………一四九名

二、右の中、精密検診で全快と云われた者五二名の中

イ 全快と云われ安心した。お医者様に感謝している者。……………一一名

ロ 全快しているが栄養が不足していると云われた者。……………二一名

ハ 全快と云われたが現在種々の病気を持つている者。……………二〇名

とゆう統計が生れ、会員総会は右の事実に立脚して、恒久的指定医療機関の設置、森永が全協との約束に基づいて設置する研究機関の要望等を決議し、併せて子供を守る会の無期限存続と毎年一と二回の総会の開催とを決定した。

以上の会員総会の決議は全国世話人会議に持ち込まれ、その活動方針に大きな影響を及ぼすことと

なつた。

全国世話人會議　思えば世話人制が保健文化センターとの発展的形態（綱島案の基本構想の如く）

であるならば、それは發揚的情熱と確信との若々しい萌芽にふくれ上るものとなるのだが、それが森永に利用された途端にそれは極めて陰性の弱々しい屈従的なものに変形してしまつた。しかもそれは森永の企図した被災者弾圧（武装解除）の段階的方便でしかなかつたのだ。即ち森永はあのような妥結案をもつて全協や各同盟を一気に解消せしむることの不可能を予見し、世話人制の幻想を与えて被災者をゴマ化したわけである。全国被災者の團結に替る各地バラバラの数人の世話人の行動は森永にとっては最早赤子の手をひねり上げる程のものでもなかつたのである。そして、全国世話人會議が既に宣伝力も斗争力もないことを見定めた森永は、後述するように極めてアグドい遣り口をもつて、文字通り一気に、その絶滅を強行してしまつたのであつた。

だがこのような苦境の中であつても、世話人諸氏は全身全靈をあげて奮斗し、森永の資本力と暴虐との輒の下に敗れたとは云え、最後迄被災乳児の救わるべき方向を指しつづけ、森永の行為の不当を叫びつけたことだけは特筆して後世に残さねばならないことであると考えるものである。我々は既に岡山県に於ける精密検診の奇怪な様相について記したが、大阪の場合もまた全く同様であり、それについての世話人の見解を知ることは無駄ではあるまい。近畿世話人・北村雅俊、船留太一両氏の九月十二日附の意見書の一部を左に掲げる。

——『事実、検診がこのような形で行われることが判つておれば恐らく妥結案は拒否されたであろ

うし検診そのものもボイコットされていてであろう。我々は精密検診とゆうものは、単に「砒素の有無」だけでなく、子供の身体、知能の全般について精しく調べ現在現われている病気は勿論、がくれて病気をも発見し一日も早く健康にする為に行われるものであり、もし病気があれば関連性については「拡大解釈」し「考えられるもの」までは会社の負担で最高の治療を受けられるのだと説明もし且信じて来た。

だからこそ、大衆の熱烈な他の一切の要求を抑えてまで「子供をよくする為に」のスローガンの下に説得し、只管、検診制度と研究機関に期待と信頼をかけて今まで見守つて來たのである。処が結果は全く逆で「中毒症状が現にあるかどうかを調べ、今持つてゐる病気や虚弱化に関してはそれが中毒に関連があるかどうかは神様でないと判らないことなので中毒症状が残つていない限り『否定』（全快）とした」（某教授談）ので、その結果現に病弱で毎日通院している者も病気を持つてゐる者も、生れもつかぬ不具者になりそうなものまでもすべて「健康者」（大阪府検診結果一覧表）の中に入れられて了つてゐる。

「中毒症状の有無」を調べるだけであれば、殆んど人が中毒症状がなくなつたから通院を打切られたので、この角度からのみの検診であれば治療打切りの道具になる以外に何の貢献もないのは当然である。火事はおさまつたが埋れ火は残つていなか、何処と何処に損傷があるのか、それを治すにはどうしたら良いかを調べて呉れと我々は云つてゐるのに、「もう火は消えたから安心しろ」と云われてゐるようなもので、見当外れも甚だしい。』

『被災者の大部分は「今はこれでも良いが将来もしものことがあつた場合どうしたら良いのか」と深く心配している。大学の先生が安心しろと云つたから安心だなどと思つている人は極めて少ない。このような不安は大半の人の抱いている不安であり、之に対する配慮がどうしても必要である。

我々が当初に検診制度と云つたのは、前述したように検診して欠陥や病気があれば治療をし、半年か一年毎に検診して、それがある一定年限（学令期から十才前後迄）行なうことを行つてゐるのである。我々はどうしても、あの様なひどい中毒が症状がなくなつたとゆうだけで安心できるとは思えない。あのひどい症状を呈した中毒がかよわい乳児の心身に何の影響も与えなかつたなどとはどうしても思えない。それを裏書きするように「砒素の子は弱い」と云う事を何処え行つても云われる。後遺症の不安については全く根拠がないとは誰も証明していない。このような現実に対し、唯一回の而も全くお座なりの検診を行なつて、もう症状は去つたから今後起きる障害は凡て中毒とは無関係だなんてゆう都合のよい原則を確立されたんではたまつたものではない。

一定年令に達するまで無制限に治療せよとは云わない。然し最低、心配のある症状が出た場合検診して貰える機関ぐらいは残して貰わなかつたら困る。例えば原爆被災者に対する定期的検診の様なものを考えていたのである。それが何時の間にか治療打切、関係打切の道具に変えられてしまつた感である。

我々は、今度出来る研究機関がそのような被災者の要望を充して呉れるものと期待している。然しこれも話しく聞いて見るとどうやら背負い投げになるらしい。これでは全く協定の精神も森永の人道

主義もあつたものではない。我々はこのような事が、平然と、然も森永は良くやつているとゆう美名の下に行われるのを黙視することは絶対に出来ない。事件を機に・しかも被災者の要望によつて作る研究機関である以上、被災者の要望を汲み取つて貰いたい。

我々としては先にも述べたように将来に対して不安がある。この不安に思つてゐる事態が起きた場合相談に行つたり診療して貰つたり、或は進んで、弱くなつたり知能の発育の遅れた子供達に育児その他の指導と援助を与えられる機関又若干の後遺症的疾患を有する子供達を特に看察し研究して行つてくれる機関を作つて貰いたいと思う。我々の云う研究機関とはそのようなものである。財団法人でそのような機関が出来ればよし、出来なければ他の形態で良い。我々は財団法人を作つて呉れと云つてゐるのではなく、内容的に右のようなものを作つて欲しいと要求し、要求が容れられたから、他の要求は放棄したのである。

このような機関をどうして作るか、之はどうしても双方が話し合わねば出来ぬことだ。会社は既に準備中とゆうが、被災者の望むようなものを被災者側と話し合つて作つて貰いたい。これが今後に対する我々の要望であり、この要望まで容れられないとすると、何もかも一杯喰わされた事になる。是非、協定の精神を生かし、協調と協議の道で善処して欲しい。——

尚、右の意見書には大阪府の大坂大学その他の『権威ある』四病院における精密検診終了後に世話を人に持ち込まれた苦情について記してある。即ち

『今回の精密検診によつて左記の障害を有する三十六名の者は全快を申渡され、從来受けて来た治

療の打切りを宣告された。

一、中毒以後引き続き、又は断続して治療を受けて来た者で特定の病名はつけられないが絶えず下痢、

発熱、発疹等を繰り返し、主治医が引き続き治療を要すと診断している者十八人

二、中毒治療中に特定の病気（肺浸潤、眼病、中耳炎等）を併発し治療を受けて来た者で主治医が引き続き治療を要すと診断している者十四人

三、中毒以前にはなかつたが、現在、生涯の不具癖疾になるかも知れないような疾患を有している者

.....四人』

斯くして精密検診終了以後の世話人制の当面している任務は次の二つであつた。すなわち、

苦情を申込んで来た人々の救済とゆう個々の面と、全被災乳児の健康管理に関する恒久の方策とゆう全体的な面とであつた。第一の面については世話人諸氏の努力の結果、一応主治医の言を採用して治療費、交通費を会社が負担することになり、早く治つて貰いたいとゆう意向を披瀝した。そして世話人設置に関する覚書にも書かれている『特に考慮を要する者』に関しても当面の救済措置（治療費、ないし要治療費引当金の支払いとかとゆう方法）が実現した。

『特に考慮を要する患者』についての一例を我々は掲げる。日赤岡山病院で重症を宣告された砒素中毒患者・橋本春雄が土地の病院で既に一カ年以上治療している病歴を一覧しよう。（昭和三十一年

十月調製）

昭和三十年六月……肝炎の疑・感冒（発熱）。

昭和三十年八月……中耳炎・腸炎・気管枝炎・貧血病。

" 九月……貧血(重症)・急性気管枝炎。

昭和三十一年二月……気管枝炎。

" 三月……気管枝炎・アンギナ。

" 四月……膿瘍疹・気管枝炎

" 七月……腸炎。

" 八月……膿瘍疹・膿疱疹。

" 十月……気管枝炎。

以上

右の表で見られるように、土地の先生は自分の力で砒素中毒を診断しえなかつたため、かくの如く無数の病名が並べられているが、三十年六月から九月までの症状は明らかに砒素中毒が悪化している様相を示している。(その間この子は日赤に通院した時は砒素中毒として無料治療をして貰つていて)そして三十一年を通じてこの子は、砒素の影響が現われ始めた時期(三十年六月)から発病した気管枝炎、腸炎、皮膚症をずつとづけているのである。この子は日赤の検診で『再診』に廻され、岡大で『全快』したのである。勿論この子の病氣は三十一年十月で済んだわけではなく、恐らく何年も病氣をつづけそうに思えるのである。

岡山に於いても大阪においても、世話人に苦情を申入れる人はよくよくの事情なのであつて、概ね右の橋本の場合に似ているのだ。それについても思い出すのは、子供を守る会総会に於いて発言した

金山健士氏の「私の子は中毒以来下痢が止まない。岡大の精密検診をうけて、砒素中毒は全快したと云われたから、下痢もいつかは止むと思い、この治療費まで森永に出せとは云わない積りだ。しかし不安は大きい。私は特に後遺症のことを質したが医者は何とも云えないとゆう。だから私は、今治療費をよこせとは云わぬが、こう云つた長い将来に備えて研究機関なり専問的な指定医療機関なりを作つて貰わねばならぬと主張する」とゆうことばに見られるように、妥結に参加した多くの被災者が現実の治療費や薬代には自腹を切りつつ、只管、長い将来に対する施策を要望しているのであつた。自腹が切れる人は別としても、前の橋本氏の子供の場合や北村世話人の列挙した一、二、三各項の病人の場合に、一体当面の治療費だけは持つとゆう森永の態度が果して全面的に誠実さのみから出たものであつたであろうか？これが問題なのである。勿論早く治療して治つて貰つた方が良いことはその子や親に取つてのみならず会社にとつても同じだ。だが若しそれらの子供が半年或は一年の治療でも尚根治しなかつた場合はどうなのか？会社の『誠実』さはそれでもまだ治療出来る充分な措置を果して構づる積りだろうか？また構じたであろうか？それについて、前掲の世話人意見書に対する会社側の回答（昭和三十一年九月二十五日附）を見てみよう。

『一、北村、船留両氏の見解は非常な誤解である。

二、両氏の意見書に見られる一、二、三各項については暫定的に治療費等を支払い、当社が必要と考えた場合は更に精密検診機関で再検診を行い、或いは権威ある機関における検診乃至審議を経て結論を得、後遺症と認められた場合は五人委意見書の取扱いをする。』

右の会社側の回答は極めてハツキリしている。即ち、窮局的には権威ある機関の決定を俟つとゆうことであり、「権威ある」機関に対する被災者側の苦情や批判はすべて「誤解である」とゆうのだった。特に将来の不安に対する被災者の衷心的要望については、会社側は『今後において精密検診機関でM F中毒及びM F中毒に起因すると診定されたり、後遺症と診定された時は会社は五人委意見書の線で善処する』のであるから安心しろと云い、『研究機関については五月二日の調印時までは意見書のような要望があつたが、結局は当社の考えを諒承されたものである。即ち本機関はM F中毒の方々を対象とするものではなくて、一般の赤ちゃんの育児保健に関する諸研究を助成するものであり、同盟解散の時に既に確認されたものである。』

実に呆れた云い分である。これが何処かの事情を知らない被災者に対する回答ならばいざ知らず、二十日間も一緒に協議して妥結案作製に没頭した当事者の方の北村氏に対する会社側の鉄面皮な返答なのであるから、世話人一同、呆れると共に痛憤の極致に達したのであつた。

「相手が森永ではきつと欺される」と絶叫した岡山の訴訟者の直観はどうやら当つてゐるようだし事態は「何もかも一杯食わされたこと」になつたようである。

九月末、会社は突如「色々御協議致したい」と各地世話人を大阪に招集した。そして協議とは思いの外、大阪世話人に宛てた前掲回答書の要約の印刷物を各世話人に配布した。『以後は五人委意見書の線で善処する。研究機関は砒素中毒の赤ちゃんを対象とはしない。右法人は十月一日から発足するので今更何を云つてももう手遅れでどうにもならない故、然るべき諒承を乞う。世話人制は今月限り

廢止する。』そして、これでウンと云うなら謝礼の金一封を贈るとゆうのだった。而も念の入つたことに、一人でも会社の通告をウンと云わない人がある限り他の全部の人がウンと云つても金一封は出さないとゆう意向を示して、世話人同士を咬み合わせ、夷によつて夷を征することを企てたのだった。

世話人一同、胸中に煮え返る痛憤を抑えられなかつた。だが冷い現実は既に如何なる憤激も斗志も巨象に振り上げた蟻の斧にしかすぎなかつたのだ。全協並びに各府県同盟が資本の謀略と独占支配の権力とで押しひしがれたと同様、世話人制も亦、優しいエンゼルマークを横腹に描いた殺人重戦車『森永天使号』に轢き殺されてしまつたのである。まるで可憐な『エノーラ・ゲイ娘』が『銀の皿』に載せて広島に贈つたもの（原子爆弾）が十数年に亘つて何万の日本人を死の恐怖におののかせているのと寸分違わないのである。

十七 『森永奉仕會』成立の内幕

子供を守る會の斗争 森永が何事かあれば振りかざす錦の御旗『權威ある病院』の如何なる『權威者』と雖も、或る病氣が砒素中毒に關係ありやなしやを科学的立証によつて明かすことが出来ないことは、厚生省の公文書ですら『考え方の病氣』とゆう非科学的な表現を用いざるをえないことや、

森永ですら、『診定』だけではどうにもならないため『審議』とゆう方法を採用せざるをえない事の内に全く明瞭に証明されているのである。『考えられる』とゆうことは『考えられない』とゆう自由を無制限に留保するものであり、『審議する』ことは審議者の立場主觀に完全に依拠するものである。何れの場合も決め手は何もない。立場思想の相反する人達の間では必ずしも水掛論に終るものであり、同じ立場の人達が集まれば必ずしも一方的な決定が行われるものである。『権威者』達が独占機構の下に於いて如何なる思想立場にあるかは既にたび々述べ且立証した。さればこそ、『ある検診機関で治療の必要を認めそれぞれ何ヵ月間かの治療を要すると診断された者が、県の合同審査で悉く否定された』広島県の事例や、更には『県の検診結果の報告に対し厚生省楠本環境衛生部長が「君の所は要観察患者が多すぎるが、どんなやり方をしているのか」と云つた意味の電話を某県衛生部長にしている。』（十月二十八日・全国世話人会議意見書）とゆう事態に徴しても、精密検診が好意的に行われなかつたのは愚か、フエヤー（公明）にすらもなされていないことがよく分るのである。それは極めて作為的政治的な配置と枠の中で、厳酷な看視の下に行われた特高的検診であつたのである。『精密』とゆう題目は、如何にして森永を砒素中毒の泥沼から救い出すかの方法を精密に発見することであり結果について誰にも文句を云わさぬための殺し文句になり終つたようである。

かくの如く『学問とゆうものが社会的、政治的な一切のものから切り離されて孤立したもの（学問の独立と呼ばれ中正と讃えられるもの）として考えられる限り、それは必ずしも時の大關係に於ける支配者擁護の立場に、好むと好まざると拘わらず立つとゆうことを否定出来ない。』（八月十一日、

北村氏の書簡) のだ。

岡山県森永ミルク中毒の子供を守る会が成立以来主張して来た研究機関に対する要求の二大原則—
—『一 各府県に二つ以上の指定医療研究機関を置け。 二 森永の設置する公益法人に砒素中毒究明部門を置き良識ある被災者代表二名を理事としてその責任者とし、各地医療研究機関の看視、統率援助に当らせよ。』は、被災者の立場・利益を擁護する最低必須の主体的条件であつた。

我が会は数十回に亘る要望書、陳情書を関係方面に発し、また岡山県世話人綱島氏を通じて屢々森永側に申入れたが、会社側責任者は「是非立派なものを作りたいのでいづれ御協議の日取りをお知らせする。」と答えつつ四ヶ月も引延ばし、その揚句の日取りとゆうのが前述の九月二十九日だつたのだ。怒髪天を衝いた綱島氏が岡崎氏と共に上京して森永側七海氏に面会したが、七海氏の言も亦「当社は財団法人の基金を寄附したが、我社とは何ら関係なき独立の機関であり、数名の理事に依つて運営されるもので、どうにもならない。また、砒素中毒などとゆうものは今後起るものではないのだからそれに関する研究などは全く無駄だと思つてゐる。子供さんの特定の症状で研究せねばならぬことがあるようなら、当社から右の機関に進言して見る。但し最終的には右機関の理事会が決定するでせう。」とゆう、まるで木に鼻をくくつたような回答であつた。いくら進言してみたつて、結果は月世界か火星人に声を大にして訴えるようなものである。

森永側の終始一貫した不誠意と術策の数々を見せつけられている両氏は、「森永の創設者森永太一郎翁の高貴なキリスト教精神は今も尚脈々として全森永の血肉となつてゐる。」と例の立川市『地方

自治情報』で賞め上げられている森永の眞の正体をこの目で見極めんものと全森永の社長森永太平氏宅を訪問した。この報一たび伝わるや田町の森永ビルは时限爆弾が破裂したよう震憾した。『直訴人現わる。天皇を守れ』とまるで明治時代さながらの大騒動が突発した。秘書課は足止めを喰らい、二人の行方探索に血眼になり、重役連は上を下えに転手古舞いとなつた。

株主総会直前の決算棚卸しの真最中で、昨日までは「さあどこに居るでせう？ 何分忙がしいので。」とてんて相手にもされなかつた二人に、今日は重役が「頼むからゆつくり時間をかけて話し合いたい。」と三拝九拝して申入れて来る仕末だつた。この東京行動の為に我が会は数万円の金を使つたが、各府県は自ら完全武装解除していた為どうすることも出来ない所を、岡山は半解除の状態にあるため斗うことが出来たのだつた。で自後の斗いは事実上、岡山だけが行うものとなつたのである。

我が会は直ちに緊急理事顧問会議を開催して、『非人道とペテンで塗りたくられた森永の財團法人の認下を一方的にしないよう』との請願書を厚生大臣以下に提出し、一方最終的な全国世話人会議を開催するよう申入れた。また子供を守る会は森永製菓並びに森永乳業の株式を取得して敵の本営内に作戦を展開し、被災者の人道的 requirement は断乎貫くとの態度を表明した。

森永奉仕會 厚生省は我々の陳情に一言の返答もなく一方的に森永を支援し、公益財團法人設立を認下した。それが森永奉仕會である。それは、事件発生以来八カ月に亘つて全国の被災者が叫び続けた砒素中毒研究機関設置の要望を抑え切れずして森永が約束したものである。にも拘わらず被災者の団結が解消したと見るや森永はその約束を弊履の如く踏みにじつて、『公益』とは凡そ裏腹の奇怪な

特務機関に変質させてしまったのである。

理事長が五人委員会のメンバーだった小山武夫氏であるとゆう一事を聞いただけで、その内容は略々想像出来る。内海丁三、山崎佐の両氏もちやんと役員の中に顔を並べている。森永乳業代表取締役大野勇氏は事件の責任を『負つて』辞任し、しばらく世界一周の旅に出た後で森永奉仕会の理事になつた。どうやら奉仕会は森永に功績のあつた人々の老後に奉仕する養老院の觀がある。事務局は完全に森永社員に依つて固められる。森永の『大満洲國』の事業は何か？それは乳製品の研究並びに普及に資金を提供するとゆうものである。だが実は、医学界、保健機構、業界、官僚に對する公然買収費を支払う大義名分を作ろうとゆうものである。単に生産販売網を制圧するに留まらず、保健行政をも支配せんとする野望の拠点を作ろうとするものだ。それが『事件の贖罪と被災者えの奉仕の為』の美名で飾られて來たのだ。まるで法衣の下に鎧をのぞかせている入道相國の如きものである。

基金に至つては更に奇怪である。封印され廢棄処分を命ぜられた筈の毒ミルク六十万罐が何時の間にか売り捌かれ東京ではそれが闇に流れていると噂されている。市価二八〇円のMFミルク一ポンド罐が実に二十円足らずの金額で売却されたのだ。それを菓子やアイスクリームに少々混ぜても顯現的な砒素中毒は起きないであろう。MF毒ミルクが眞に無害にガラス張りの中で処分されて、それがほんとに被災者にも社会にも役立つよう使われるのではない限り、『中毒事件の贖罪だ。被災者も要望し且悦んで呉れている。』とゆう会社の宣伝でこのような不正が行わることは全く許せない。わが会は毒ミルク処分に関する疑惑を精密な公開質問状として厚生大臣以下に提出した。にも拘わらず、ま

る切り梨のつぶてで返事がない。恐らく、自ら命じた廃棄処分の手前辯明出来ない闇の事実があるに違いない。我々はかくの如き資本主義の道義的頽廃と、資本家の世紀末的罪悪と官僚のダラクとを痛憤するものである。

森永は毒ミルクの売却金一千万円に更に二千万円を追加して『奉仕会』の基金とし、更に毎年一千万円ずつを提供して総額一億円にするとゆう。その基金は実は森永に投資されるにきまつているから会社はまんまと毒ミルクの金を株主配当よりも更に廉い低金利資金として利用しつつ、公然買収費を生み出そうとゆう一石二鳥にも三鳥にもなる悪知恵を發揮しているのである。いやそれも元をただせば全協の『研究機関の要望』や『保健文化センター』のアイディヤを完全に悪用しているにすぎないのである。

慈愛深き聖母の如き大宣伝で愛用者を傷け、多くの子供が今尚病苦に呻吟しているのを強引に闇に葬り、被災者の本能的叫びを逆用して弾圧し、医者を買収し、国家権力をあやつり、悪虐止む所を知らない森永に対し、被災者が憎悪と怨恨と復讐の惡鬼と化すのは蓋し当然である。

我々被災者は、現社会機構の中に於いて独占資本を打倒することの不可能を、自らの体験の中に認識した。彼らに致命傷を負わせる不買運動にしても全民衆が自己の生活の幾分かを犠牲にして不自由を忍ばねばならぬ迄に至つていることが、とりも直さず独占の独占たる所以である。そしてここに独占資本をして治外法権的無法力を無限に發揮させる余地を作り出しているのである。だが我々は主張する。独占資本森永が無際限の資金を投入して企業の支配権を確立する為に狂奔する巨大な能力を有

していながら、尚己れが傷けた多数の乳児の現在・将来の病苦と生活の難儀とを末長く見守るだけの一片の思い遣りが寸毫も認められぬとゆうこと・また、病氣に苦しみ不具に悩む赤ちゃん達の一切の苦しみと負担とを赤ちゃん自身とその家族とに押しつけて、自らは何もかも済んでしまつたような顔で商売に狂奔している態度——それらがすべて独占資本の本質から割り出される没道義と罪悪である限り、民衆が時代に抵抗し、独占体制を超克する新らしい社会を仰望し且それに挺身せんとする奔流を妨げることは不可能であろうとゆうことを。更に我々は主張する。我々は永遠にこの事実を訴えつけけると共に、苦惱している子供の最後の一人が救われぬ限り斗いを止めないとゆうことを

十八 今後の問題點

砒素中毒の研究 「砒素中毒などとゆうものはもう起きない。」と森永の重役はゆう。「森永はもう起こさない。」とゆう意味だろう。そんなに屢々起こされでは国民はたまらない。然し現実の世の中には極めて多いのが事実である。森永事件の最中、山口県で奇病が発生しその原因が醤油の砒素中毒であつた。岡山県作東町に於いても集団砒素中毒が発生した。お祭りの米を搗ぐのに石粉と間違えて農薬砒酸石灰を投入したためである。長野県のリンゴ栽培地ではしばしば砒素中毒が起つてゐる。近時激烈な農薬が極めて急速に普及し、多くの砒素中毒の直接治療法、長期に亘るその影響等の科学的

研究は遙かに立遅れて全く間に合わないとやう現状を学者自らが告白している。砒素は最早『石見銀山』ではなく、人間生活に随伴する必需品となつてゐる。近時に於ける鉱山並びに工場の砒素生産量が猛烈な勢いで上昇してゐる事実が何よりの証拠だ。それ故にこそミルクの中にもうごつてりと盛られるのである。

『今回の如き乳児の集団的砒素中毒事件は前古未曽有であるが、成人の砒素中毒事件としては一九〇〇年のマンチエスターに於けるビール砒素中毒事件が有名である。又、文献を入手できないがフランスの葡萄園に時々砒素中毒が発生してゐると報ぜられている。今回の乳児砒素中毒の臨床像はマンチエスターの砒素中毒とかなり一致した所もあるが、又稍々趣を異にしている所もあるので、従来の文献に抱泥せず乳児の亜急性砒素中毒症として観察した結果を報告し、今回の事件に遭遇した小児科医としての義務を果したいと思う。』（倉敷中央病院年報・一九五六九月）

とゆう石田巖博士の所論を見ても、洋の東西を問わず砒素中毒が多発してゐること、医学的に未だ完璧な把握がなされていないことが分るのである。

事実がかくの如くである以上、砒素中毒は恐らく今後も多発するであろうと云える。一万二千の乳児の大規模な人体実験こそ、日本の医学が世界に貢献する偉大な機会であつたのだ。マンチエスターもフランスも為しえなかつた業績と医学的恩恵とを人類社会に導き入れんとする努力は、日本政府も森永もこれを拒否して、ただ石田博士と倉敷中央病院だけが本真剣になつてゐるにすぎないのであるうか？

全被災者の要望、特に子供を守る会の強い要求はこうである。

一 硝素中毒を総合的・体系的に研究せよ。その体制を作れ。

二 硝素産出の鉱山、製造工場等を広く調査し、幾世代に亘る従業員の環境衛生・遺伝等の詳細な研究統計をなし、客観的なデータを揃える努力を続けうる体制を確立せよ。

右の要求は被災者の直接の利益に関するものではあるが、結果は全人類に対する恩恵となるものである。森永側は、「あなた方がやかましく云うなら、我々の方で調べましよう。」とあしらつて来る。森永の態度には、『何とかして研究などして貰いたくない。早く忘れて欲しい。』とゆう強い願望があるようになるとれるのだ。もし森永が『後遺症は殆んどない。』とゆう五人委の意見や『権威者の診定』を本当に信じているなら、寧ろ進んで「どんな研究でもして貰いましよう。徹底的に究明して一日も早くハツキリさせましよう。」と云えない筈がないのだ。「毒ミルク代一千万円を本当に生かすのなら、そうゆう研究に投するのが眞の贖罪である。」と多くの有識者は指摘している。

所が、僅少な硝素工場のデータが森永患者の『審議』の際には見事に利用されるのである。例えば岡山県のある病児の場合その子の病気が硝素中毒に関係ありや否やの最終審査の際、頭髪の検査で硝素は八 r/g ^{ガム}しか出なかつた。普通亞硝酸工場従業員の毛髪には一〇〇 r/g 以上含まれてゐる、従つて硝素に関係なしときまつたのである。だが硝素中毒のピークにおいてすら県下患者の頭髪からは最高六 r/g しか検出されなかつたのである。『権威者』の『審査』が如何なるものか——如何に御都合主義のもので、頭かくして尻かくさずのものが、よく分るのである。我々は、医学の教科書をパツ

と開けば、砒素中毒のことについては一言半句の『審査』も『会議』も必要のないよう一切のことが明らかにされているようになること・それが名医や権威者のしかつめらししい思惑を無駄にするまでの医学的常識となることを、日本医学と全人類社会との為に望んでいるのである。

砒素中毒豫後の診察・醫療・研究機関 「あれだけ多くの中毒患者を出した大事件に際し乍ら日本の医者は何をしていたのか? と後世きっと云われる。私は医学者の良心において今度の中毒を究明して行きたいのだ。」と倉敷中央病院小児科医長石田博士は綱島氏に云つた。「わが病院では全科をあげてこれに協力する体制にあるのです。」

石田博士は医者としては極めて勇敢で「脳水腫が砒素中毒に關係がないものやらあるものやら分るような医者はいない。名医と云うのは普通の医者で七十%しか分らないのが八十五%判るとゆうことである、症状の十乃至十五%はどんな名医にも分らないものだ。砒素中毒の患者に栄養不良が大部いるが私はそれを研究したいと思う。また私は、砒素中毒が神經系統等に何らかの影響があるようないい研究してみたい。」とも云つてゐる。で、文化都市倉敷市には変つた人が多いとゆう評判が成り立つのだつた。

さて、前章において述べたように、森永本社に投げ込まれた時限爆弾は事態をほんの少しばかり進展させた。十月二十八日の最終全国世話人会議の答申案に対し、会社側は「被災者の不安を諒として」、必要とする府県には患者がいつでも診察、医疗、研究をして貰える専門機関を設置するとの約束をした。子供を守る会は早速、倉敷中央、日赤岡山、岡山医大の三病院を岡山県における右の機関

に指定せよと要求し、会社側も内諾した。

昭和三十二年三月一日、大森岡山県衛生部長は子供を守る会と森永との双方に対し次のように勧告した。

『一、後遺症については何も分つていいない。岡大眼科、倉敷中央病院等の諸先生が研究したいとの熱意を有していられることは結構であり、要観察患者の為の研究看視機関を作ることは賛成である
二、研究機関の研究治療対象となるべき被災者の選択、世話は今迄の世話人が御苦勞でも担当され
病院の経費、世話人の要した経費等は森永が研究費の名目で支出すべきである。その細部につい
てはお互いに良心的に協議し、森永も大した費用でもないのだから、贖罪と思つて一つ頑張ること
だ。』

子供を守る会は部長の勧告を諒承した。そして直ちに会社側に対し、「本件に関する会社の返答こそが、森永の誠実と善意の最後の試金石である。至急に態度を決定するよう。」との通告を発した。
我々は一日千秋の思いで会社の回答を待ちあぐんだ。十日たち、二十日たち、一ヶ月を経、遂に四十
日に及んで、会社からは何ら返事がなかつた。『無回答』とゆう事実こそが何よりも明瞭な森永の回
答であつた。誠実も善意も積極性も、回答と同様、全く『無』であつた。我々は遂に最後通牒を發し
て会社の回答を迫つた。期限の日附をもつてなされた森永の回答は、「食中毒は保健機構において届
出の制度がなされている。而かも研究をするような問題は各府県とも絶無であります。」とゆう故
意に空とぼけたものであつた。そして、「県衛生部の勧告があるならば、もう一度配慮致しませう。」

とゆうのだつた。ところが驚くべきことには、本件に関して当局のもう一段の配慮をお願いするため県庁を訪問した綱島氏に対し、岡山県衛生部の某係長の言明は、森永の回答書と言々句々に至るまでそつくりそのままに、研究医療機関設置の不必要を説くものであつた。県衛生部内の重要な勢力が森永と緊密に連繋して、回答書の文句までもちやんと意向を一致させていることは全く明らかである。

旧同盟員はもとより、組織されなかつた被災者までも、屢々、子供を守る会事務局を訪れて子供達の苦しみを訴えて来る。彼らの叫びは、中耳炎が治らない、いつまでも下痢をつづけて困る、発育が悪い、等々、一昨年末の家族大会での訴えと少しも變つていない。足かけ三年に及んで、被災児の健康は尚未だ測り知れない深みに於いて無氣味なものを湛えている。我々は、このような悲痛な訴えが全く来なくなることを衷心から望んでいるが、そうなる日が何時のことやら臆測するさえ困難である。

事実がかくの如きものである故にこそ、森永は必死になつて事態を有耶無耶に葬り去らんと狂奔するのである。多くの被災児の病気は、もはや單なる余病併発症の範囲を超えて、後遺的症狀にすらなつてゐる。だがもう二、三年もたてば、森永は恐らくゆうに違ひないのだ。——「それらの病気はストロンチユーム⁹⁰の影響であり、森永の砒素ミルクの為ではない。」と。そうゆう徵候は確かにあるとゆうのは、同盟の末期においてすら森永の代表者は、「リンゴの皮にもモナカの中にも砒素は入つてゐるのですよ。リンゴやモナカの砒素までも森永の所為にされては耐まりません。」と逆襲していたのだから。我々は勿論、リンゴやモナカの砒素中毒と森永の砒素中毒とを判然と分けたいと思う。

そしてリンゴの場合はリンゴの方に、モナカの場合はモナカの所え、森永の場合は森永え話しつけ
る積りである。さればその為にこそ、MF砒素中毒を徹底的に研究し、事態を公正に究明する必要が
あるのだ。森永がそれを拒否する以上（森永が奉仕会に三千万円を寄附し、東京に四億円の綜合乳製
品工場並びに研究所を新設し、徳島工場に一億円のオートメーション機械を導入し、大阪、名古屋の
工場を数億円の金で最新式に増改設している以上、金がないから研究出来ないとは云えない。）あれ
程大量の砒素を飲み、激しく傷つけられた体の上に、知らず知らず少量のリンゴやモナカやの砒素や
ストロンチユーム90が更に累積して、被災児が遂に終生の不健康者として生存するようになつた時、
彼らの憎しみと呪いの大部分が森永に向けられるとしても、それは止むをえないことである。我々は
被災児の現状を明らかにし、世の荒波にもまれながら伸びて行かねばならぬ彼らの行末を憂えてその
将来に備えると共に、一方、冷酷無道な森永の企てを破碎するため、敢て世に訴えるものである。

(附) 森永ミルク事件の資料と眞相

- 一、砒素ミルク製造期間（於徳島工場）……昭和三十年四月十日より七月三十日迄。
- 二、混入した毒物（砒酸ソーダ）の総量……二百二十キログラム。
- 三、製造された毒ミルク罐数……八十四万六千罐（一ポンド入。）
- 四、被災発生地……中国五県、四国四県、九州六県、近畿二府五県、中部三県、関東一都一県、奥羽一県。合計一都二府二十五県。
- 五、被災者数……死者百二十八人。患者一万二千名。
- 六、被災者同盟の結成された府県（カツコ内は最終時まで組織的斗争を継続した同盟）……（岡山）、（広島）、（大阪）、（徳島）、兵庫、香川、愛媛、高知、島根、京都、奈良、和歌山、滋賀、福井、栃木——。以上二府十三県。
- 七、被災者同盟の活動期間……昭和三十年八月二十七日より三十一年六月三日迄。
- 八、補償に関する事項一覧表

項 目	同 盟 の 要 求		同 盟 の 獲 得 し た 条 件
	同 盟 結 成 以 前 の 森 永 の 待 遇	同 盟 の 負 担	
治 療 費	○ 全 額 負 担	全 額 負 担	与えられた条件
	○	五人委によつて 与えられた条件	

研究機関	解散金	世話人	検査制	電気洗濯機	見舞品	同人	同中症	慰藉料	通院見舞金	入院見舞金	入院見舞金	通院見舞金	入退院車馬賃	通院者諸費用	入院費	
毒ミルク代賠償																

要 求	無 期 限	要 求	全 额	十 万 円	一 日	四 三〇 円	一 日	四 三〇 円	全 额
					実 費 負 担	一 万 円	一 万 円	一 万 円	全 额 负 担

要 求	五 力 月 間	要 求	全 额	十 万 円	一 日	四 三〇 円	一 日	四 三〇 円	全 额
					实 费 负 担	一 万 円	一 万 円	一 万 円	全 额 负 担

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	五千円	三千円	二千円	十五万円	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
---------------	-----	-----	-----	------	---------------

指 定 医 療 機 関	○ 各 県 設 置 要 求 中
保健文化センター	○ 各 県 設 置
	○ ○

九、同盟の組織人員……最高約七千名。（解散時一千八百名。）

十、事件の経済的損失

被災者側	森永側
治療費（広義）約四億円	治療費（広義）約四億円
家庭經濟の損失（註1）約四億円	弔慰見舞金 約二億円
斗争費（註2）約一千五百万円	対策費 約七千万円
合計 約八億一千五百万円	合計 約六億七千万円

（註1）昭和三十年十月における岡山同盟の統計によれば、同盟員中一三七名の家庭の出費、經濟的損失（入通院・雜費、友誼慶弔費、營業・農産の減収、失職、昇給停止、ボーナス減少等）の合計は四五三万九千円であり最高十八万六千円、最低三千円、一家平均三万三千八百八十円となつてゐる。一万二千家庭の総損失の概数は約四億円となり、森永の見舞金をこれに充当するとしても尙二億円の赤字であり、一家平均二万円に近い有形無形の損失は遂に解消されなかつた。

（註2）同盟員の斗争費は下記の費目に分けられる。同盟会費・寄附金・デモ、家族大会、坐り込み、交渉等に要した同盟員の交通費・食費・雜費。訴訟費用。会議費。人件費。

十一、被災者の精神的損害

事件発表前の苦惱、事件高潮期間中の苦惱、将来に対する甚大な不安等は少しも償われなかつたし解消もされていない。しかし、同盟と共に斗つた被災者は現在の社会機構のカラクリを自覚し始め、自衛のための組織的斗争の洗礼を受けて新らしい思想と意志とに目ざめ始めている。社会は未だ暗い。だがそれは夜明けの暗さである。曉はまず民衆の心の中にほのかに明けそめているのである。

あ　と　が　き

森永ミルク事件はその当時のありとあらゆる新聞雑誌を華々しく賑わしたもので当事者の私達ですらその全部に目を通すことは出来なかつた。然し単行本として扱われたのは私達の知る限り、天野慶之著『おそるべき食物』（筑摩書房・東京・一九五六年）と加田泰著『怖るべき株式会社——ホワイトカラーの犯罪』（経済往来社・一九五五年）の二著である。この両著とも、その道の良心的専門家の深刻なまなざしで事態の本質を抉り出し、一読うる所極めて大なるものがあり、関係者の必読すべき価値高きものである。（本書の記述はこの両著との重複を極力避けた。）両著の観点は、前者が人道主義的な食品衛生の立場からのものであるとすれば、後者は独占資本の様態とその露骨な営業政策とを

衝いたものである。然し乍ら両著に共通な結論を求めるならば、それはその書名よりして容易に判断しうるようすに、森永ドライミルクが怖るべき株式会社の製造にかかる恐るべき食物だとゆうことである。この両著に依つて多数の人々が警戒心を新らたにし、すべての隠された罪悪に対する看視を厳重にするようになつたとゆう意味に於いて、世論は両著の進歩的意義を十分に評価するであろう。だがその怖るべき会社の恐るべき食物によつて殺されたり傷つけられたりした被災者の生態について、その消息を辿りその運命を看視することがないならば、それは甚だ片手落ちであるとゆう外はない。とするならば、それは、被災者自身の手で、自らの力でなされねばならないものである。その要請に応えたのが本書の刊行である。

森永ミルク事件はまだ終つていない。何故なら、それは森永資本の悪ラツな陰謀によつて押しつぶされ、一般世人に知られぬその陰に泣く多数の被災者が、現に病苦と不安とに明け暮れおののいているからである。私達は良心と道義に訴えること数十百回、声を渴らして叫ぶことすでに三年に及んでいるが、森永を反省させることは出来なかつたし、被災の子供達を救うことも出来なかつた。私達が訴える根本的にして人道的な願望はその都度巧みに目的をはずされてしもうのであつた。

私達に残されている手段は、苦しみ悩める被災者がともに角にも團結し、事態を全国民に訴えるとゆう方法しかないのである。私達は膨大な資料を整理圧縮し、厳密な検討を経て事實を公表し、良識ある世論の支援をお願いして被災乳児の窮屈的救済運動に挺身したいと思うのである。それが如何に些細な努力であるにしても、私達は尚この努力が社会の發展に役立ち、民主主義と人道主義とを押し

進めるものであると確信し、敢て本書を刊行するものである。

一九五七年五月五日 ごどもの日

岡

崎

哲

夫